

令和6年度第4回龍ヶ崎市環境審議会

日 時：令和7年1月10日（金）

午後2時30分から

会 場：市役所5階全員協議会室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 令和6年版龍ヶ崎市環境白書（案）について

(2) その他

4 閉 会

第4回龍ヶ崎市環境審議会 令和6年版龍ヶ崎市環境白書(案)における御意見とその対応

No.	頁	御意見等	対応
1	—	環境白書の発行にあたって(市長) 本書の概略 あとがき(松本会長)	別紙のとおり掲載
2	P8 P160	[大気汚染の防止] 【大気汚染物質に係る測定結果の一覧】における光化学オキシダントの単位「ppm」について説明が必要ではないか。	御意見の点について、「環境用語」にて項目を追加
3	P10 P142	[地盤沈下] ①市として出来ることは何かないか。 ②これまで約85cmの地盤沈下が起きていることについて、データの提示や状況等の説明を記載してもよいのでは。 ③基準年度が変わったことに伴う累計沈下量の変更について、説明を記載すべきではないか。	①P10[地盤沈下の防止]の本文中において、茨城県の対応及び龍ヶ崎市の対応について記載するよう変更 ②P142「第6節 地盤沈下」の本文の修正及び測定結果の表・グラフを追加 ③修正を行った旨の説明文を追加
4	P11～ 12	【資源物の排出量の推移】が、P11下部の注釈(*1)と重なっている。	御指摘の点について、修正
5	P20	[気候変動の影響の検討] 本文中の「2013年度」「2030年度」といった西暦表記に対して、次ページのグラフ横軸は元号表記となっている。年度が一致にくいため、修正すべきではないか。	グラフ横軸について、本文中の表記に対応するよう西暦を追加

6	P26～ 28 P154・ 157	1-③ 空間放射線量率の監視 放射線関係の用語について、表記にはらつきがあるため、統一できるものは統一した方がよいのではないか。	御意見のとおり、表記の統一を図ったうえで、放射線関係用語を環境用語に掲載 「空間線量率」→「空間放射線量率」「平均空間放射線量率」 「放射能検査」→「放射性物質検査」 このほか、P27【空間放射線量率の推移】の表について、平成23年分の結果を追加
7	P41	【②総資源化率】 ①実績値が目標値とかけ離れた数値で停滞しているが、抜本的な対策が必要では。(前回審議会での意見) ②総資源化率の計算式中の「ごみ総排出量」について、一般廃棄物のみか、産業廃棄物を含んだものなのか、表記すべきでは。	①令和4年度実績値及び令和5年度実績値について、溶融スラグの資源化率を含まない数値を記載していたため、目標値と乖離した表記となっていた。当該数値について、溶融スラグを含む総資源化率に修正するとともに、説明書きを追加。 なお、対策については、今後検討を予定 ②御意見のとおり、修正
8	P42	5-① 不法投棄等の防止 ①項目として、(1)(2)が歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例について、(3)が不法投棄監視員による監視体制についての記述であるが、不法投棄に最も関連する項目である(3)を最初に記載するよう順番を変更すべきではないか。 ②(3)「監視体制の整備」となっているが、分かりにくいため、「不法投棄等に対する監視体制の整備」などに変更した方が良い。 ③(1)歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例の推進について、本文中2段落目の過料徴収実績の件数が少なく、対象者が特定可能と思われる。削除してもよいのでは。 ④(1)(2)の「歩きたばこ・ポイ捨て等」について、本項目の主題である不法投棄との関係性から「ポイ捨て・歩きたばこ等」とした方が良いのでは。	①②③御意見のとおり修正 ④条例等に基づく名称のため、原案のとおりとする。
9	P67・ 68 P79	コラムについて	別紙のとおり掲載。



令和 6 年版

龍ヶ崎市環境白書

(案)

本案の作成に当たり、素案の内容について頂戴した御意見等に基づき
修正等を行った箇所を、**朱書**しております。

龍ヶ崎市

環境白書発行にあたって



令和6年版龍ヶ崎市環境白書をここに公表します。本書は、龍ヶ崎市環境基本条例に基づき、令和5年度に実施した、生活環境・自然環境・文化環境・地球環境・環境学習などに関する各種の施策を取りまとめた年次報告書です。

地球温暖化などに起因する異常気象が世界各地で発生する中、欧州連合（EU）のコペルニクス気候変動サービスでは、2024年年の世界平均気温が、統計を開始した1940年以降、過去最高を記録することが予想されています。

この予想では、地球温暖化対策の国際枠組みであるパリ協定の目標である「長期的な世界の平均気温の上昇幅を1.5°Cに抑える」とした数値を初めて超過することになるとも言われています。

我が国でも、2023年における年平均気温は、観測史上最高を記録し、2024年の夏についても同様に例年以上の高い気温となりました。

また、短時間に降る激しい雨や農作物への影響など、気候の変化を顕著に感じ、私たちの日常と決して無関係な出来事ではないことを実感させられます。

このような環境情勢に対応するため、本市では、最上位計画において「環境にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちづくり」を掲げ、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など、脱炭素・循環型社会の実現に向けた取組を推進しています。また、令和6年10月には龍ヶ崎市第2次環境基本計画の一部見直しを行うなど、現状に即した対応ができるよう努めております。

最後になりますが、本書の発刊に当たり貴重な御意見や御提案をいただきました環境審議会委員の皆様に心から感謝申し上げますとともに、本書が市民の皆様に広く活用されることにより、環境に関する理解が深まり、これから環境保全に向けた行動を展開していくための一助となることを願っています。

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

令和6年版 龍ヶ崎市環境白書

本書は、龍ヶ崎市環境基本条例第11条に基づく年次報告書として、同条例第9条に基づき平成29年3月に策定した龍ヶ崎市第2次環境基本計画の進捗状況等を含め、本市における環境の現況、良好な環境保全等及び創造に関する施策の主な実施状況等について、令和5年度の実績を公表するものです。

市環境基本計画では、5分野「生活環境」「自然環境」「文化環境」「地球環境」「環境学習」について、38の施策を掲げ、この施策を分類し総合的かつ計画的に推進するため、22の指標ごとに目標値を設定しています。

令和5年度は、令和4年度においても目標値を達成していた「公共下水道認可区域外の合併処理浄化槽設置人口率」、「ごみ質分析分類調査における厨芥類及び紙類の割合」、「適正管理を促した空家等のうち、改善された空家等の割合」、「市民遺産の認定数（合計）」、「LED照明を導入した主な公共施設数」、「農業体験の参加者」の6つの指標のほか、「公共施設里親制度登録団体数」を加えた7つの指標について目標値を達成しました。

本市では、令和4年12月に最上位計画である「龍ヶ崎市みらい創造ビジョン for2030」を策定し、政策の柱の一つとして、「環境にやさしく、誰もが快適に暮らせるまちづくり」を掲げ、カーボンニュートラルの実現や自然環境の保全等、施策の展開方向を示しています。これらの実現に向けて、令和6年3月には新たに「龍ヶ崎市ごみ処理基本計画」を策定し、同年10月には、環境情勢の変化に対応するため「龍ヶ崎市第2次環境基本計画」の一部見直しを行いました。

また、「龍ヶ崎市環境基本計画」の計画期間が、令和8年度で満了となることから、本計画に含んでいる「龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と合わせて、国や県で掲げた目標などを参考に計画を改定する予定です。

龍ヶ崎市

目 次

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第1節 環境基本条例・計画	2
1 龍ヶ崎市環境基本条例	2
2 龍ヶ崎市第2次環境基本計画	2
第2節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等	4
第3節 龍ヶ崎市の概況	6
1 位置と地勢	6
2 気候	6
3 人口	6

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

1 生活環境分野	8
2 自然環境分野	15
3 文化環境分野	17
4 地球環境分野	19
5 環境学習分野	21
6 各分野の指標	23

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野	25
目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち	25
目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺	29
目標3 土壤・地下水汚染と地盤沈下のない、安全な地下水と地盤	35
目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち	36
目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境	42
2 自然環境分野	46
目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち	46
目標7 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち	49
目標8 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生動植物と共に存するまち	51
3 文化環境分野	52
目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち	52
目標10 水と緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち	55
4 地球環境分野（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））	57
目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル	57

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、低炭素になるまち	63
目標13 気候変動に適応できる、安全なくらし	69
5 環境学習分野	73
目標14 環境情報が充実し、環境の課題や取組が共有されるまち	73
目標15 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち	74
目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち	80

資料編

第1節 騒音・振動	84
1 交通騒音・振動	84
2 環境騒音	102
3 航空機騒音	112
第2節 水質汚濁	113
第3節 土壤汚染	136
第4節 地下水汚染	136
第5節 大気汚染	137
第6節 地盤沈下	142
第7節 SDGs	144

環境用語集

環境用語集	154
--------------	------------

【用語解説】

語句の右上に*のマークがあるものについては、下欄（フッター）に説明を記載しております。

（例） 龍ヶ崎市民環境会議^{*1}

また、語句の右上に☆があるものについては、末尾の環境用語集に用語解説を記載しております。

（例） 硫黄酸化物 (SO_x) ☆

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

[概説]

この章は、本市の環境に関する最上位の条例・計画である、龍ヶ崎市環境基本条例・龍ヶ崎市第2次環境基本計画の概要及び概況について記載しています。さらに、環境に関する主な法律・条例について、国・県・市ごとに体系的に区分し記載しています。

[構成]

第1節 環境基本条例・計画	2
1 龍ヶ崎市環境基本条例	2
2 龍ヶ崎市第2次環境基本計画	2
第2節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等	4
第3節 龍ヶ崎市の概況	6
1 位置と地勢	6
2 気候	6
3 人口	6

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第1節 環境基本条例・計画

1 龍ヶ崎市環境基本条例 / 2 龍ヶ崎市第2次環境基本計画

第1節 環境基本条例・計画

1 龍ヶ崎市環境基本条例

龍ヶ崎市環境基本条例（以下「環境基本条例」といいます。）は、恵み豊かな自然環境の保護、文化の所産である歴史・風土等の文化環境の保存、潤いのある生活環境の保全及びそれらの創造について、基本となる理念を定め、市、事業者、市民及び市民団体が協働し、その果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、平成14年4月に施行しました。

2 龍ヶ崎市第2次環境基本計画

平成23年3月に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む形で龍ヶ崎市環境基本計画（改定版）を策定しましたが、計画期間が平成28年度で終了したことから、新たな計画である龍ヶ崎市第2次環境基本計画を平成29年3月に策定しました。策定にあたっては、現在の環境政策の現状把握を行うとともに課題を抽出し、新たな課題への対応及び環境問題に係る国内外の動向等を反映させた、時代に則した計画策定を図っています。

(1) 計画の期間

計画の期間は、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間としていますが、第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン^{*1}において指標となっているものについては、令和3年度（2021年度）を目標年度としています。

(2) 計画の対象

計画の対象とする分野は、生活環境・自然環境・文化環境・地球環境・環境学習の5つとします。地球環境分野については、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に該当するものとします。

(3) 計画の目指す姿

「かけがえのない自然を未来へ 人や地球にやさしい環境のまち 龍ヶ崎」

龍ヶ崎市の目指す姿を実現するために、5つの分野別的基本方針を定めました。

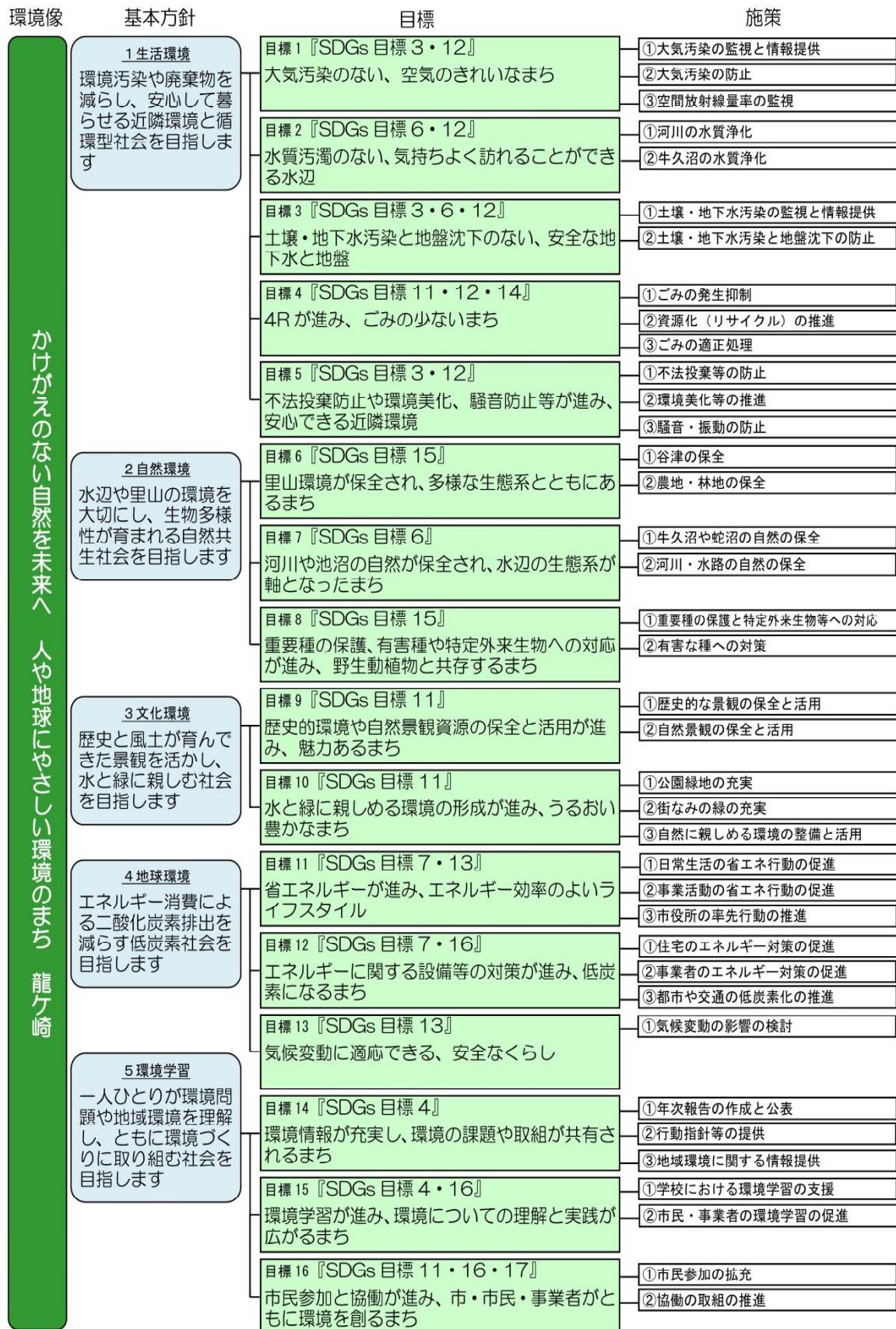
- ①生活環境分野 環境汚染や廃棄物を減らし、安心して暮らせる近隣環境と循環型社会を目指します
- ②自然環境分野 水辺や里山の環境を大切にし、生物多様性が育まれる自然共生社会を目指します
- ③文化環境分野 歴史と風土が育んできた景観を活かし、水と緑に親しむ社会を目指します
- ④地球環境分野 エネルギー消費による二酸化炭素排出を減らす低炭素社会を目指します
- ⑤環境学習分野 一人ひとりが環境問題や地域環境を理解し、ともに環境づくりに取り組む社会を目指します

2 *1 平成29年3月に策定。（計画期間は、平成29年度～令和3年度迄としていましたが、令和4年12月迄に変更しました）

第2節 環境基本条例・計画

1 龍ヶ崎市環境基本条例 / 2 龍ヶ崎市環境基本計画

(4) 第2次環境基本計画の体系図



第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第2節 環境基本計画に関する主な法律・条例等

第2節 環境基本計画に関する主な法律・条例等

事項	国
環境一般	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法
典型七公害	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法（大防法）
	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁 ・水質汚濁防止法（水濁法） ・湖沼水質保全特別措置法（湖沼法） ・下水道法 ・浄化槽法
	<ul style="list-style-type: none"> ・土壤汚染 ・土壤汚染対策法（土対法） ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（農用地土壤污染防治法）
	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音 ・騒音規制法 ・道路交通法（道交法）
	<ul style="list-style-type: none"> ・振動 ・振動規制法 ・道路交通法（道交法）
	<ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下 ・工業用水法 ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律（ビル用水法）
	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭 ・悪臭防止法
循環型社会	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの促進 ・資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法） ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法） ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法） ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法） ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法） ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法） ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法） ・使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） ・食品ロス削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）
	<ul style="list-style-type: none"> ・地球環境 ・地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法） ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法） ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法） ・特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法） ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーセル法） ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・国土利用計画法（国土法） ・都市計画法（都計法） ・首都圏近郊緑地保全法 ・都市緑地法 ・生産緑地法 ・農業振興地域の整備に関する法律（農振法） ・農地法 ・河川法 ・森林法 ・工場立地法
自然保護	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全法 ・自然公園法 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法） ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法） ・自然再生推進法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）
環境影響評価	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価法（環境アセス法）
化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法） ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法） ・ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン類特措法）
美観風致	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（樹木保存法） ・屋外広告物法（広告法） ・景観法 ・景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 ・都市緑地保全法等の一部を改正する法律 <p style="text-align: right;">} 景観三法</p>
史跡・文化財	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法
環境教育・学習	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等推進法） ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）

第2節 環境基本計画に関連する主な法律・条例等

※ 令和6年3月31日現在（環境関係の全ての法律や条例等を網羅しているものではありません）

茨城県	龍ヶ崎市
・環境基本条例	・環境基本条例
・生活環境の保全等に関する条例	・公害防止条例
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・公害防止条例施行規則
・大気汚染防止法に基づき排出基準を定める条例	
・生活環境の保全等に関する条例	・公害防止条例
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・公害防止条例施行規則
・水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例	・浄化槽等設置事業費補助金交付要綱
・霞ヶ浦水質保全条例	・水質監視員設置要綱
・霞ヶ浦水質保全条例施行規則	・下水道条例
・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	・下水道条例施行規則
・浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	
・生活環境の保全等に関する条例	・土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例施行規則
・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則
・土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則	
・生活環境の保全等に関する条例	・公害防止条例
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・公害防止条例施行規則
・生活環境の保全等に関する条例	・公害防止条例
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・公害防止条例施行規則
・生活環境の保全等に関する条例	・公害防止条例
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・公害防止条例施行規則
・地下水の採取の適正化に関する条例	・公害防止条例
・地下水の採取の適正化に関する条例	・公害防止条例施行規則
・生活環境の保全等に関する条例	・公害防止条例
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・公害防止条例施行規則
・生活環境の保全等に関する条例	・廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	・廃棄物の処理及び再生利用の促進に関する条例施行規則
・廃棄物の処理の適正化に関する条例	・歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例
・廃棄物の処理の適正化に関する条例施行規則	・歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例施行規則
・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	・生ごみ処理容器等購入補助金交付要綱
・廃棄物処理要項	・資源回収助成金交付要綱
・廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領	・エコショップ・エコオフィス認定制度実施要綱
・地球環境保全行動条例	
・地球環境保全行動条例施行規則	
・食と農を守るための条例	
・地球環境保全行動条例	・地球温暖化防止実行計画要領
・地球環境保全行動条例施行規則	・自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金交付要綱
・太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン	・地区計画等の案の作成手続きに関する条例 ・土採取事業規制条例 ・土採取事業規制条例施行規則 ・火入れに関する条例 ・太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例 ・太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例施行規則
・自然環境保全条例	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則
・自然環境保全条例施行規則	・鳥獣飼養登録事務実施要領
・県立自然公園条例	・有害鳥獣捕獲許可事務等実施要領
・県立自然公園条例施行規則	
・地球環境保全行動条例	
・地球環境保全行動条例施行規則	
・動物の愛護及び管理に関する条例	
・動物の愛護及び管理に関する条例施行規則	
・環境影響評価条例	
・環境影響評価条例施行規則	
・生活環境の保全等に関する条例	
・生活環境の保全等に関する条例施行規則	
・化学物質適正管理指針	
・地球環境保全行動条例	・あぎ地に繁茂した雑草等の除去に関する条例
・地球環境保全行動条例施行規則	・あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例施行規則
・景観形成条例	
・景観形成条例施行規則	
・屋外広告物条例	
・屋外広告物条例施行規則	
・文化財保護条例	・文化財保護条例
・文化財保護条例施行規則	・文化財保護条例施行規則
	・龍ヶ崎市民遺産条例

第1章 龍ヶ崎市の条例・計画及び概況

第3節 龍ヶ崎市の概況

1 位置と地勢 / 2 気候 / 3 人口

第3節 龍ヶ崎市の概況

1 位置と地勢

本市は、東京都心から約 45km の茨城県南部、成田国際空港と筑波研究学園都市のほぼ中間（それぞれ約 20 km）に位置しており、78.59km²の面積を有しています。

利根川下流左岸低地と筑波稲敷台地南縁からなり、北西部に牛久沼、南部に猿島北相馬台地の断片を有します。

JR常磐線龍ヶ崎市駅が市の玄関口となり、龍ヶ崎市街までを関東鉄道竜ヶ崎線が結んでいます。道路交通は牛久沼に沿って国道6号が縦断し、市外の北側に国道408号と首都圏中央連絡自動車道（圏央道）が走っています。



2 気候

本市の年平均気温（過去 5 年間）は、約 15.2°C と比較的温暖で、年間 1,100～1,700mm 程度の適度な降水量もあり、気象条件に恵まれています。

令和 5 年の平均気温は、16.0°C、降水量は 1,163mm でした。令和 4 年と比較すると平均気温は 1.2°C 高くなり、降水量は 38mm 多くなりました。

【年平均気温及び年降水量の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
年平均気温 (°C)	15.0	15.1	15.0	14.8	16.0
年降水量 (mm)	1,486	1,108	1,720	1,125	1,163

＜資料：令和 5 年版統計りゆうがさき（気象庁）＞

3 人口

令和5年 10月 1 日時点の人口（住民基本台帳による人口）は 75,635 人、世帯数は 35,611 世帯、1 世帯当たりの人員は 2.12 人となっています。

人口は減少していますが、世帯数が増加したことにより、1 世帯あたりの人員が少なくなっているのが分かります。

【人口等の推移】

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口 (人)	77,240	76,717	76,311	75,902	75,635
世帯数 (世帯)	34,066	34,333	34,755	35,131	35,611
1 世帯当たりの人員 (人)	2.27	2.23	2.20	2.16	2.12

※平成 24 年より住民基本台帳法の改正に伴い、外国人の数が含まれています。

＜資料：龍ヶ崎市の人口・世帯数／デジタル都市推進課＞

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

[概説]

この章は、環境基本計画に基づく施策の総括として、令和5年度の龍ヶ崎市の環境の状況を数値で表記できるものを、各環境項目から抜粋して記載しています。

なお、詳細については、「第3章 環境基本計画に基づく施策の展開」及び「資料編」をご覧ください。

[構成]

1 生活環境分野	8
2 自然環境分野	15
3 文化環境分野	17
4 地球環境分野	19
5 環境学習分野	21
6 各分野の指標	23

1 生活環境分野

1 生活環境分野

[大気汚染の防止]

大気汚染防止のため、環境基本法などで環境基準等が定められています。竜ヶ崎保健所において、茨城県による大気の環境測定調査を実施しており、浮遊粒子状物質（SPM）^{*}及び光化学オキシダント（Ox）[☆]の測定の結果、環境基準を達成しました。

[関連頁：25, 137～142]

【大気汚染物質に係る測定結果の一覧】(○：達成、空欄：未達成、－：環境基準の設定なし)

区分	単位	環境基準	測定結果	達成状況
大気汚染物質	浮遊粒子状物質（SPM）	mg/m ³	0.10	0.013 ○
	光化学オキシダント（Ox）	ppm [☆]	0.06	0.029 ○

[放射線[☆]対策]

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質[☆]に係る空間放射線量[☆]のモニタリングを継続して行っています。

市内65箇所の定点（保育所・幼稚園・小中学校・公園等）におけるモニタリング結果では、測定を開始した平成23年5月時点と平成31年1月時点で比較してみると自然減衰やウェザリング効果^{*1}及び除染の効果などにより、約77%減衰^{*2}していることが確認できました。

また、市域全域の詳細測定については、低い値で安定して推移していたことから、平成30年度をもって定点測定を終了しました。なお、令和元年度以降も公共施設等の多点測定は継続して実施しています。[関連頁：26～28]

[水質汚濁の防止]

本市では、水質の状況把握のため、湖沼3地点及び河川18地点の計21地点（茨城県測定の2地点を含む。）において水質測定調査を行っているほか、各種団体と連携を図りながら水質浄化に関する事業を展開しています。

なお、牛久沼の水質浄化については、茨城県が牛久沼の水環境の管理及び保全のため、「牛久沼水質保全の対応方針」を令和5年3月に作成し、県、流域市、事業者、牛久沼流域水質浄化対策協議会等の団体、地域住民等、各主体に求める取組をまとめています。

水質の測定結果を見ると大腸菌数[☆]ほか、有機汚濁など被酸化物質の指標であるBOD[☆]やCOD[☆]などが基準値を超過している測定箇所も認められます。

また、本市の下水道普及率は令和5年度末で84.9%という状況であり、公共下水道未整備地区の合併浄化槽の設置と併せてさらに普及率を向上させ、直接、生活雑排水[☆]を河川等に排水させないことが重要です。今後も、普及啓発活動と併せて監視及び測定を実施していく必要があります。[関連頁：29～35, 113～135]

8 *1 放射性物質の風雨などの自然要因による減衰効果をいいます。

*2 P27【空間線量率の推移】より算出

【水質測定に係る環境基準の未達成地点の推移】

(単位：箇所)

測定箇所	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
牛久沼 (注1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
牛久流入河川(注2)	3(3)	3(3)	1(3)	3(3)	3(3)
牛久流出河川(注3)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
小野川 (注4)	0(2)	0(2)	0(2)	0(2)	0(2)

※注1は、下表【水質汚濁に係る調査地点別測定結果】中、環境基準が定められている「①牛久沼 湖心」、同様に注2は「②稻荷川 三日月橋・③谷田川 茎崎橋・④西谷田川 細見橋」、注3は「⑤牛久沼 八間堰」、注4は「⑯小野川 正直橋・⑯小野川 新弁天橋」です。

※()内は、測定箇所数です。

※小野川は、平成24年度から環境基準を達成しています。

【水質汚濁に係る調査地点別測定結果】(1年間の平均値)

(単位：mg/L)

調査地点	調査数値	項目	環境基準	令和4年度		令和5年度	
				測定結果	達成状況	測定結果	達成状況
① 牛久沼 湖心		COD	5以下	8.6		9.0	
② 稲荷川 三日月橋		BOD	3以下	4.2		4.2	
③ 谷田川 茎崎橋		BOD	3以下	3.6		5.3	
④ 西谷田川 細見橋		BOD	3以下	4.2		4.1	
⑤ 牛久沼 八間堰		BOD	2以下	4.2		3.9	
⑥ 根古屋川 根古屋橋		BOD	(3以下)	1.1	○	0.8	○
⑦ 大正堀川 馴馬橋		BOD	(3以下)	1.8	○	2.7	○
⑧ 大正堀川 大徳橋		BOD	(3以下)	5.0		5.8	
⑨ 大正堀川 新利根境		BOD	(3以下)	4.3		4.6	
⑩ 江川 入地町		BOD	(3以下)	3.3		3.0	○
⑪ 江川 川原代町字姫宮		BOD	(3以下)	3.5		2.9	○
⑫ 江川 高砂橋		BOD	(3以下)	2.9	○	2.7	○
⑬ 江川 小山丁江川橋		BOD	(3以下)	3.1		2.8	○
⑭ 小野川 正直橋		BOD	2以下	1.4	○	1.7	○
⑮ 小野川 新弁天橋		BOD	2以下	1.5	○	2.0	○
⑯ 旧小貝川 沖須橋		BOD	(3以下)	3.7		3.1	
⑰ 薄倉川 貝原塚町字貝原塚		BOD	(3以下)	2.5	○	0.7	○
⑱ 羽原川 羽原町字城ノ下		BOD	(3以下)	1.5	○	1.2	○
⑲ 破竹川 下八代交差点 (旧稻敷橋)		BOD	(3以下)	1.4	○	2.7	○
⑳ 中沼		COD	(5以下)	7.4		8.2	
㉑ 蛇沼		COD	(5以下)	9.3		10	

※達成状況欄は、測定結果が環境基準を達成している場合は「○」、未達成の場合は「空欄」。

※環境基準の水域類型指定[☆]を受けていない河川については、参考として、B類型の環境基準を()内に表示し、その数値を基に達成状況を判定しています。

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

1 生活環境分野

[土壤・地下水汚染の防止]

土壤の汚染は、ほとんどが事業活動に伴って排出される重金属類や化学物質等の有害物質を含んだ排水等を介してもたらされており、土壤汚染及び地下水汚染防止のため、土壤汚染対策法、環境基本法などで環境基準等が定められています。

茨城県が県内市町村の土壤及び地下水のダイオキシン類調査を実施しており、本市での測定の結果、環境基準を満たしていました。[関連頁：35, 136]

【ダイオキシン類調査(土壤)】 pg-TEQ/グラム 【ダイオキシン類調査(地下水)】 pg-TEQ/リットル

調査地点	環境基準	測定結果	調査地点	環境基準	測定結果
龍ヶ崎市大徳町	1,000	0.0049	龍ヶ崎市大徳町	1	0.022

[地盤沈下の防止]

茨城県では、「茨城県生活環境の保全等に関する条例」や「茨城県地下水の採取の規制に関する条例」などにより地下水の汲み上げを規制し、地盤沈下防止対策を進めています。

また、本市においては、龍ヶ崎市公害防止条例を定め、主に事業者の事業活動に伴って生ずる地盤沈下の防止に努めています。

なお、茨城県により毎年、精密水準測量が実施されており、令和5年度における本市の測定地点での沈下量は-17.8mmとなっています。長期的には沈下量は減少傾向にあるものの、令和5年度の沈下量は、近年では比較的大きい数値であったことから、今後も継続的な監視が必要です。[関連頁：35, 142～143]

【測定結果の推移】

測定地点	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小通幸谷町	-6.9mm	-6.2mm	-0.1mm	-1.3mm	-17.8mm

※数値は、対前年度比です

[廃棄物の削減・リサイクルの推進]

廃棄物の削減及びリサイクルの推進に関して、循環型社会形成推進基本法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）及び特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）などで、個別物品の特性に応じた規制やりサイクルを行うための基盤の整備を定め、これらの法律を一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けた取組が推進されています。平成25年4月には、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が施行され、これまで捨ててしまっていた有用な金属をリサイクルする仕組みが整えられています。

また、令和元年10月に食品ロス削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）が施行されたことを受け、市民や事業者の意識の醸成を図るため、これまで食品ロス削減に関する情報発信を行ってきました。令和5年においても、市民イベントでのブース出展により、食品の食べ切りや食材の使い切り、生ごみの水切りについての周知を行いました。

[関連頁：37～41]

【一般ごみの排出量等の推移】※資源物は民間事業所による回収分を含んでいません。（単位：t）

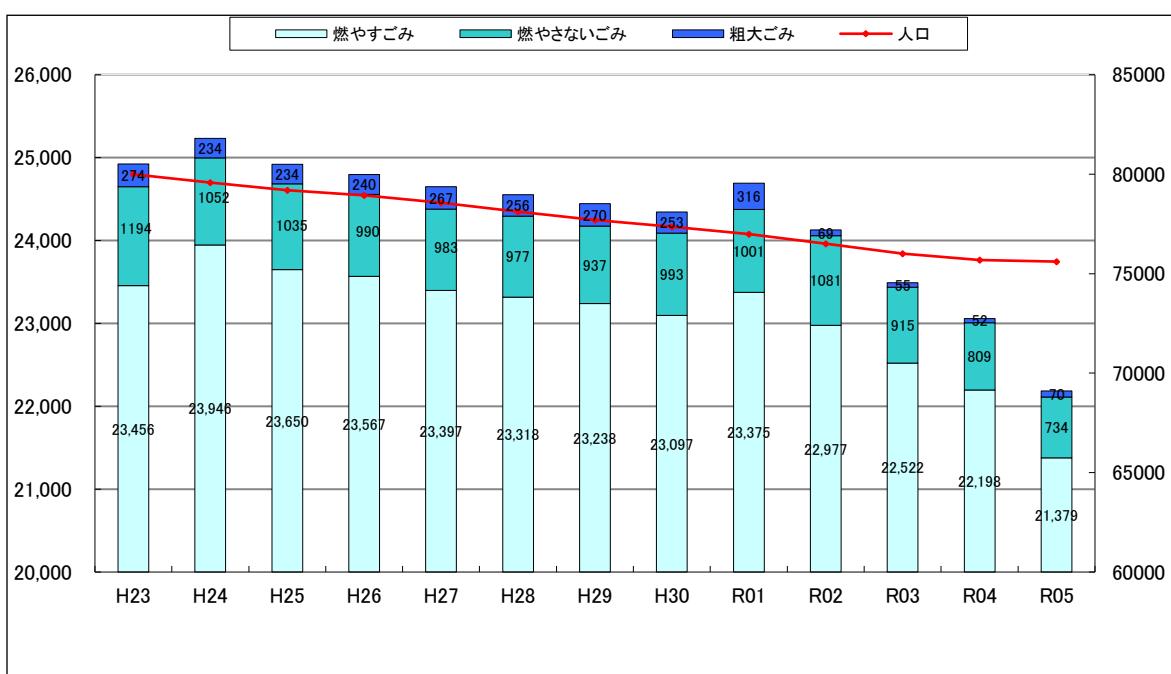
区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口 ^{*1} （人）		76,988	76,505	76,009	75,690	75,453
一般ごみ	家庭系	燃やすごみ	17,989	18,165	17,606	17,316
		燃やさないごみ	941	1,044	884	783
		粗大ごみ	295	66	51	48
		計（A）	19,225	19,275	18,541	18,147
	事業系	燃やすごみ	5,386	4,812	4,916	4,882
		燃やさないごみ	60	37	31	26
		粗大ごみ	21	3	4	4
		計（B）	5,467	4,852	4,951	4,912
小計（C=A+B）		24,692	24,127	23,492	23,059	22,182
資源物（※）	ピン	416	430	416	415	393
	カン	187	200	191	189	173
	紙類	1,615	1,556	1,464	1,481	1,321
	布類	107	125	115	112	98
	ペットボトル	141	144	153	156	159
	白トレー	3	3	4	3	4
	木くず類	290	301	305	322	317
	廃食用油	5	6	6	4	4
	ハットボトルキャップ [®]	3	3	3	4	3
	小型家電（パソコン含む）	6	6	6	6	5
	小計（D）	2,773	2,774	2,663	2,692	2,477
合計（E-C+D）		27,465	26,901	26,155	25,751	24,617

※端数処理の関係で、数値の和が小計欄・合計欄と一致しない場合があります。

※小型充電式電池やインクカートリッジについては、回収実績が1t未満のため記載していません。

<資料：令和5年度龍ヶ崎市一般廃棄物処理実施計画実績報告>

【一般ごみの排出量の推移】

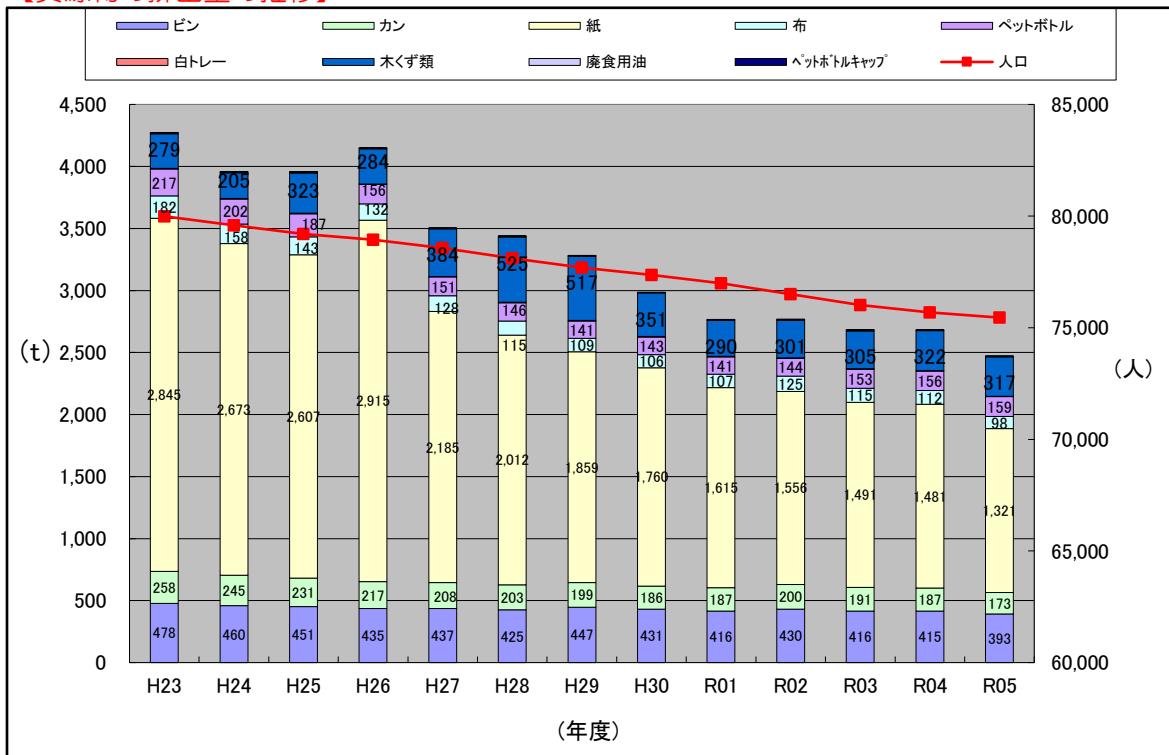


*1 P6中【人口等の推移】と相違がありますが、P6は10月1日現在の住民基本台帳による人口で、【一般ごみの排出量等の推移】で使用している人口は3月31日現在の人口を採用し平成23年度は住民基本台帳登録人口+外国人登録人口です。なお、平成24年度以降は住民基本台帳法改正に伴い、外国人の数が含まれています。[参照P6]

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

1 生活環境分野

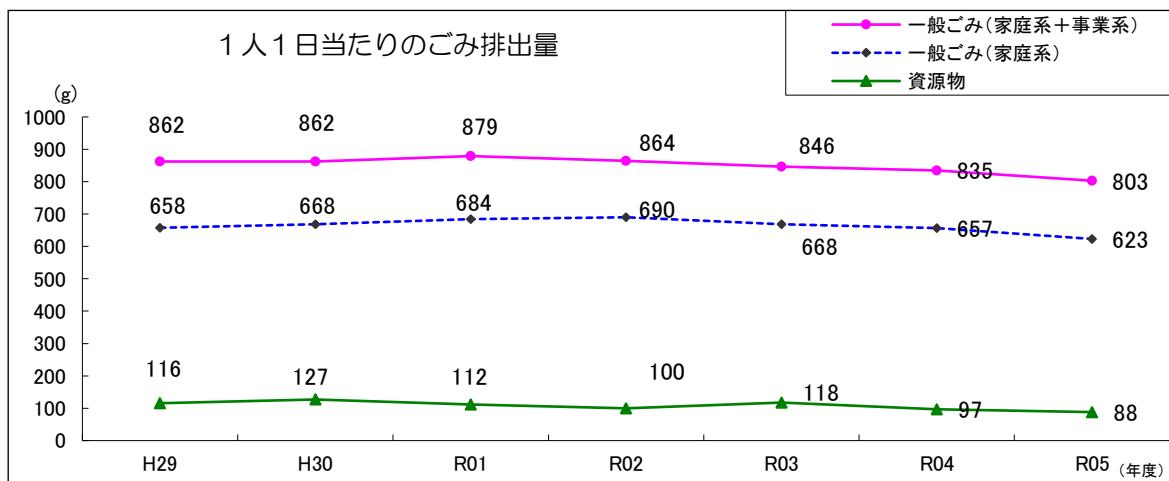
【資源物の排出量の推移】



【1人1日当たりのごみ排出量】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般ごみ	家庭系	684 g	690 g	668 g	657 g
	事業系	195 g	174 g	178 g	178 g
資源物		112 g	100 g	118 g	97 g
合 計		991 g	964 g	964 g	932 g
		88 g	88 g	88 g	891 g

※端数処理の関係で、数値の和が小計欄・合計欄と一致しない場合があります。



[不法投棄の防止]

不法投棄防止のため、茨城県から委嘱された2人のボランティアU.D.監視員^{*1} 及び 32人の市の不法投棄監視員を中心に監視活動等を行っています。【関連頁：44】

また、茨城県で所管している産業廃棄物の指導・監督等についても、市で初動対応を行う等、茨城県及び竜ヶ崎警察署と連携して指導を行い、早期解決に努めています。

[騒音・振動の防止]

騒音・振動防止のため、騒音規制法・振動規制法・環境基本法に基づき用途地域、時間帯ごとに要請限度・環境基準が定められています。

本市では、幹線道路7地点における交通騒音と振動の測定調査を実施していますが、大規模な工事計画など交通状況が大きく変化する要因がなく、過去の測定結果においても要請限度の超過が認められないことから、隔年での実施としており、令和5年度は実施していません。

また、毎年、市内8地点で環境騒音の測定調査を行っています。測定結果を経年変化で見るとほぼ横ばいで推移しており、令和5年度は環境騒音において、環境基準の未達成地点はありませんでした。【関連頁：44, 84～112】

【交通騒音等の騒音要請限度等の未達成地点の推移】

(単位：箇所)

項目	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	昼間	夜間								
交通騒音	0(7)	0(7)	0(7)	0(7)			0(7)	0(7)		
交通振動	0(7)	0(7)	0(7)	0(7)			0(7)	0(7)		
環境騒音	0(8)	1(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)	0(8)

※ () 内は、測定箇所数。

※ 昼間：交通騒音及び環境騒音は6時～22時、交通振動は6時～21時。

※ 夜間：交通騒音及び環境騒音は22時～6時、交通振動は21時～6時。

【交通騒音要請限度に係る調査地点別測定結果】(令和4年度測定結果) (単位：dB)

地点番号	調査地点名	昼間(6時～22時)				夜間(22時～6時)			
		基準測定点		背後地測定点		基準測定点		背後地測定点	
		要請限度	75	要請限度	75	要請限度	70	要請限度	70
		測定結果		測定結果		測定結果		測定結果	
①	長山1丁目2番地 (若柴公園付近交差点)	68	○	63	○	70	○	70	○
②	川原代町3695番地 (佐藤建設株付近)	70	○	58	○	66	○	55	○
③	庄兵衛新田町282番地155 (株諸岡本社工場付近)	71	○	58	○	70	○	57	○
④	馴馬町2612番地 (文化会館駐車場)	71	○			65	○		
⑤	松葉1丁目・小柴5丁目境 (竜ヶ崎ニュータウン中央バス停前)	64	○	51	○	56	○	47	○
⑥	野原町79番地 (茨城トヨペット株竜ヶ崎出し山店前)	64	○	56	○	57	○	49	○
⑦	中里3丁目1番地 (龍ヶ岡公園)	62	○	49	○	55	○	41	○

※ 測定結果が要請限度を達成している場合は「○」、未達成の場合は「空欄」。

※ 測定結果欄の「—」は、環境基準の設定なし。

*1 ボランティア U.D.監視員の「U. D.」は、「Unlawful Dump」(不法投棄) を略したものです。

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

1 生活環境分野

【交通振動要請限度に係る調査地点別測定結果】(令和4年度測定結果) (単位: dB)

地点番号	調査地点名	昼間(6時~21時)			夜間(21時~6時)		
		要請限度	測定結果		要請限度	測定結果	
①	長山1丁目2番地 (若柴公園付近交差点)	65	44	○	60	34	○
②	川原代町3695番地 (佐藤建設付近)	70	46	○	65	37	○
③	庄兵衛新田町282番地155 (株諸岡本社工場付近)	70	46	○	65	44	○
④	馴馬町2612番地 (文化会館駐車場)	70	40	○	65	33	○
⑤	松葉1丁目・小柴5丁目境 (竜ヶ崎ニュータウン中央バス停前)	70	40	○	65	32	○
⑥	野原町79番地 (茨城トヨペット(竜ヶ崎出し山店前))	65	39	○	60	<30	○
⑦	中里3丁目1番地 (龍ヶ岡公園)	65	44	○	60	34	○

※測定結果が要請限度を達成している場合は「○」、未達成の場合は「空欄」。

※測定結果欄の「<30」は、「30dB未満」を表しています。

【環境騒音の環境基準に係る調査地点別測定結果】(令和5年度測定結果) (単位: dB)

地点番号	調査地点名	昼間(6時~22時)			夜間(22時~6時)		
		環境基準	測定結果		環境基準	測定結果	
⑧	上町4274番地1(中央公園 元青年研修所駐車場)	55	44	○	45	37	○
⑨	出し山町71番地(出し山第2児童公園)	55	49	○	45	40	○
⑩	緑町104番地(緑町第1児童公園)	55	42	○	45	37	○
⑪	松葉4丁目7番地(松葉第2児童公園)	55	51	○	45	42	○
⑫	長山4丁目1番地(蛇沼公園付近)	55	45	○	45	36	○
⑬	小柴4丁目5番地(小柴第2児童公園)	55	45	○	45	38	○
⑭	立野4942番地(松並児童遊園地)	55	46	○	45	40	○
⑮	佐貫2丁目16番地8(佐貫第5児童公園)	55	46	○	45	41	○

※測定結果が環境基準を達成している場合は「○」、未達成の場合は「空欄」。

【航空機騒音に係る測定結果】

(単位: Lden[☆])

測定場所	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)	-	39	42	46	45	44

＜資料：茨城県環境対策課＞

※令和2年度以前は旧長戸小学校で測定し、令和3年度以降は長戸コミュニティセンターで実施しています。

2 自然環境分野

[農地・林地の保全]

首都圏では、水辺と水田が一体となった農村環境が著しく減少傾向にあります。本市においては、現在多くの豊かな自然が残されており、特に田園の四季折々の風景は、市民に憩いとやすらぎを与えてくれています。

このような農村環境を保全するため、将来にわたって計画的に農地利用していくべき土地を「農用地区域」に指定し、農地の保全に努めています。また、毎年8月頃に実施している農地パトロール（利用状況調査）は、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の発生防止、早期発見を目的に実施しており、遊休農地解消の機運醸成に取り組んでいます。

林地の保全については、開発行為により森林の有する水源涵養や災害防止などの役割を阻害しないよう、森林法による適正な森林施業の確保に努めています。

また、令和4年度からは森林環境譲与税を活用し、森林をきれいにするための下草刈りや間伐などの費用を補助する「龍ヶ崎市民有林整備事業」及び倒木による住宅被害や道路交通、電力供給などのライフラインの確保に支障が生じる恐れのある危険木の伐採等の費用を補助する「龍ヶ崎市危険木伐採事業」を行っています。

【地目別面積の推移】

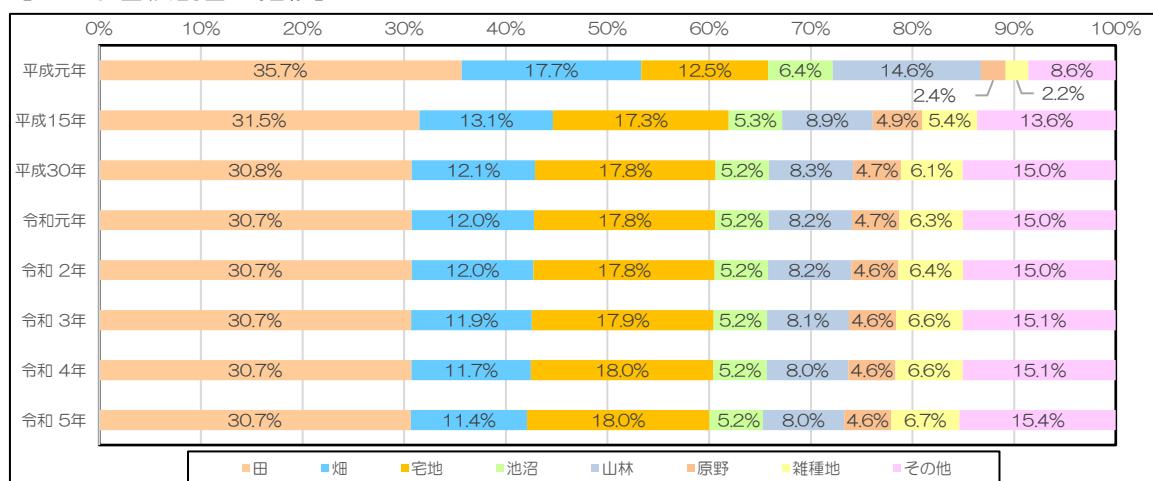
(単位：ha)

年度	田	畠	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
平成元年	2,655	1,315	930	473	1,086	180	167	641	7,447
平成15年	2,464	1,027	1,351	412	695	380	424	1,066	7,819
平成30年	2,416	951	1,396	412	651	368	479	1,182	7,855
令和元年	2,415	946	1,399	412	643	368	491	1,181	7,855
令和2年	2,414	942	1,400	412	643	364	500	1,180	7,855
令和3年	2,412	932	1,407	412	635	363	515	1,183	7,859
令和4年	2,415	922	1,411	412	632	363	521	1,183	7,859
令和5年	2,409	898	1,411	412	629	363	529	1,208	7,859

※毎年1月1日現在

<資料：令和5年版統計りゅうがさき>

【地目別面積割合の推移】



2 自然環境分野

[牛久沼等の自然の保全]

本市は、小貝川、大正堀川などの一級河川をはじめとする大小様々な河川や西部に広がる牛久沼、北竜台市街地中心部に自然の景観を残す蛇沼など、豊かな水辺空間に恵まれています。

牛久沼は、茨城県内でも霞ヶ浦、涸沼に次ぐ湖沼であり、谷田川の一部として市西部に広がり、水抜きのために人工的に掘削されたハ間堰を経て小貝川に流入しています。

小貝川は、取手市との境界を流れる一級河川であり、周辺には昔の流路が三日月状に残った旧小貝川や氾濫湖である中沼など、かつての洪水の影響でできた特徴的な地形が多く見られます。

また、大正堀川は北竜台市街地付近の水源から水田地域と市街地を交互に抜けて流れ、途中から都市排水路が併設されており、江川は中心市街地や田畠地を縫うように流れ、主に農業用排水路として利用されていて、ほとんどの水域がコンクリートの三面張りで整備されています。その一方で、小野川のように北側の市境の水田地帯に囲まれた比較的自然が残る河川もあります。これらの河川や湖沼により、多様な水辺環境を創出しています。

それぞれの湖沼や河川で豊かな自然環境を保全するために、茨城県、流域市、事業者、牛久沼流域水質浄化対策協議会等の団体、地域住民等が保全に努めています。

[関連頁：49～50]

3 文化環境分野

[文化財の保存]

国、県及び市では、歴史的に重要なものや美術的に貴重なものの保存を目的とした法律や条例を施行し、文化財の保護に努めています。

本市では「絹本著色十六羅漢像」及び「多宝塔」が国指定、「龍ヶ崎の撞舞」が国選択文化財及び県指定文化財として指定されています。その他の貴重な文化財については、県又は市が下記のとおり指定しており、新たに1件の龍ヶ崎市指定文化財を指定しました。

[指定文化財一覧]

No	指定	名称 [場所等]	種別	指定年月日
1	国	絹本著色十六羅漢像 [金龍寺]	絵画	大正6年4月5日
2		多宝塔 [来迎院]	建造物	平成18年12月19日
3	茨城県	龍ヶ崎の撞舞 [根町]	無形民俗	平成11年12月3日
4		馴馬城跡 [馴馬町]	史跡	昭和15年4月5日
5		龍ヶ崎のシダレザクラ [般若院]	天然記念物	昭和28年7月9日
6		鰐口 [安楽寺]	工芸品	昭和33年3月12日
7		丸木舟 [歴史民俗資料館]	考古資料	昭和50年3月25日
8		龍ヶ崎の撞舞 [根町]	無形民俗	平成22年11月18日
9		金剛力士立像 [桂昌寺]	彫刻	昭和53年3月22日
10		仙台領柱 [歴史民俗資料館]	歴史資料	昭和53年3月22日
11	龍ヶ崎市	貝原塚おこど囃子 [貝原塚町]	無形民俗	昭和53年3月22日
12		道標 [若柴町]	史跡	昭和53年3月22日
13		十一面觀音像 [慈眼院]	彫刻	昭和54年3月22日
14		蓼太句碑 [医王院]	史跡	昭和54年3月22日
15		八坂神社本殿 [上町]	建造物	昭和54年3月22日
16		板碑 [金剛院]	考古資料	昭和54年3月22日
17		寒山竹 [上町]	天然記念物	昭和55年3月18日
18		寒山竹 [大塚町]	天然記念物	昭和55年3月18日
19		竹柏 [大統寺]	天然記念物	昭和56年3月30日
20		欅 [八坂神社]	天然記念物	昭和56年3月30日
21		阿弥陀如來三尊像 [阿弥陀寺]	彫刻	昭和57年3月25日
22		内行花文鏡 [歴史民俗資料館]	歴史資料	平成19年2月28日
23		矢口家長屋門、筆子塚 [大留町]	史跡	平成26年12月24日
24		後藤新平筆「自治三訣」 [龍ヶ崎小学校]	歴史資料	平成26年12月24日
25		石造宝篋印塔（伝平国香供養塔） [安楽寺]	工芸品	平成27年11月18日
26		4号機関車 [歴史民俗資料館]	歴史資料	平成28年11月16日
27		山崎家文書 [歴史民俗資料館]	古文書	平成28年11月16日
28		龍崎校木造扁額及び龍崎学校扁額 [歴史民俗資料館]	歴史資料	令和4年11月16日
29		鉄剣・短剣・ガラス小玉（長峰古墳群第39号墳） [歴史民俗資料館]	歴史資料	令和6年1月24日
30	登録	旧小野瀬家住宅店舗 [上町]	建造物	平成16年2月17日
31		旧小野瀬家住宅主屋 [上町]	建造物	平成16年2月17日
32		旧諸岡家住宅煉瓦門及び塀 [上町]	工作物	平成30年5月10日

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

3 文化環境分野

※No.1の「絹本著色十六羅漢像」は茨城県立歴史館（水戸市）に寄託されています。

※No.3と8の「龍ヶ崎の撞舞」は、国選択と茨城県の複数指定を受けています。



<資料：文化・生涯学習課>

[公園緑地の充実]

自然環境保全のため、狩猟法、森林法、史跡名勝天然記念物保存法及び国立公園法などが施行され、自然環境の保護に関する法律等が整備されてきましたが、高度経済成長期に国土の開発が広域化・大規模化してきたことから、自然保護政策を強化するため、新たに自然環境保全法が施行されています。

本市では、都市化の進展により、山林は減少し、宅地は増加傾向にありますが、市内の貴重な緑地を保全するため、緑の適切な手入れや更新、利用状況に応じた公園の再整備や再配置、老朽化対策等に計画的に取り組み、長期的な視点での充実を図っています。

なお、近年の緑に係る法改正を踏まえ、本市にふさわしいみどりのあるべき姿を効率的かつ効果的に推進し、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を総合的かつ計画的に実施するため、令和5年3月に「龍ヶ崎市緑のまちづくりプラン〈第2次緑の基本計画〉」を策定しました。 [関連頁：55]

【既存の緑地を活用した公園等】

公園名	公園位置	面積	開設年
龍ヶ崎市森林公園	泉町 1966	13.1ha	昭和 61 年
つくばの里向陽台公園	向陽台 4-2-1	6.3ha	平成元年
北竜台公園	小柴 1-10-4	5.3ha	平成 4 年
行部内公園	久保台 1-20-2	2.2ha	平成 4 年
蛇沼公園	長山 8-20-1	3.2ha	平成 4 年
龍ヶ岡公園	中里 3-1	13.2ha	平成 11 年
市民健康の森	中里 1-1-4	1.5ha	平成 14 年

<資料：道路公園課>

4 地球環境分野

[気候変動の影響の検討]

国は令和3年10月に、地球温暖化対策計画において、国全体の温室効果ガス排出削減目標を「2030年までに2013年比で46%削減（従来目標26%削減）する」「長期的には2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（従来目標80%削減）にする」としました。

本市では、平成29年3月に龍ヶ崎市第2次環境基本計画に含むかたちで、新たな龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。計画では、策定時点での国の達成目標を目指すこととしており、温室効果ガス^{*}排出量を2030年度までに、2013年度（基準年度）と比較し、26%削減することを目標としていることから、改訂に取り組んでいきます。

地球温暖化の要因とされる温室効果ガスは、そのほとんどが二酸化炭素であり、一人ひとりの毎日の暮らしや事業活動一般を含む社会全体が発生源となっていることから、その排出削減に向けた市民・事業者の自主的な行動が求められています。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大により、製造業の生産量の減少や運輸部門の輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等が影響して、排出量も減少しています。【関連頁：71～72】

【龍ヶ崎市の温室効果ガス排出量（推計）】

（単位：千t-CO₂）

区分		基準年度 平成25年度 [2013年度]	令和元年度 [2019年度]	令和2年度 [2020年度]	令和3年度 [2021年度]	前年度 変化比	基準年度 変化比
産業 部門	製造業	509.6 (335.7)	567.1	413.2	496.8	20.2%	-2.5%
	建設業・鉱業	3.9 (6.5)	2.9	3.2	3.5	9.4%	-10.3%
	農林水産業	6.6 (6.1)	14.0	13.8	11.2	-18.8%	69.7%
業務部門		126.1 (186.4)	90.9	83.1	87.2	4.9%	-30.8%
家庭部門		130.0 (109.3)	107.5	108.0	108.6	0.6%	-16.5%
運輸 部門	自動車	130.2 (186.5)	119.5	108.2	106.8	-1.3%	-18.0%
	鉄道	6.1 (6.0)	4.8	4.7	4.6	-2.1%	-24.6%
廃棄物部門		11.4 (11.8)	9.5	8.7	11.7	34.5%	2.6%
合計		923.9 (848.3)	915.6	743.0	830.3	11.7%	-10.1%

*温室効果ガス排出量（推計）を算出するにあたっては、「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」（平成26年2月環境省）を参考にしています。温室効果ガス排出量（推計）の算出に用いる炭素原単位については、平成25年度以前の年度の計算で使用していた値から変更されたことに伴い、平成25年度の排出量については、旧原単位で算出した値【下段】（　）に加え、平成27年度以降で用いている原単位で算出した値【上段】を表示しています。

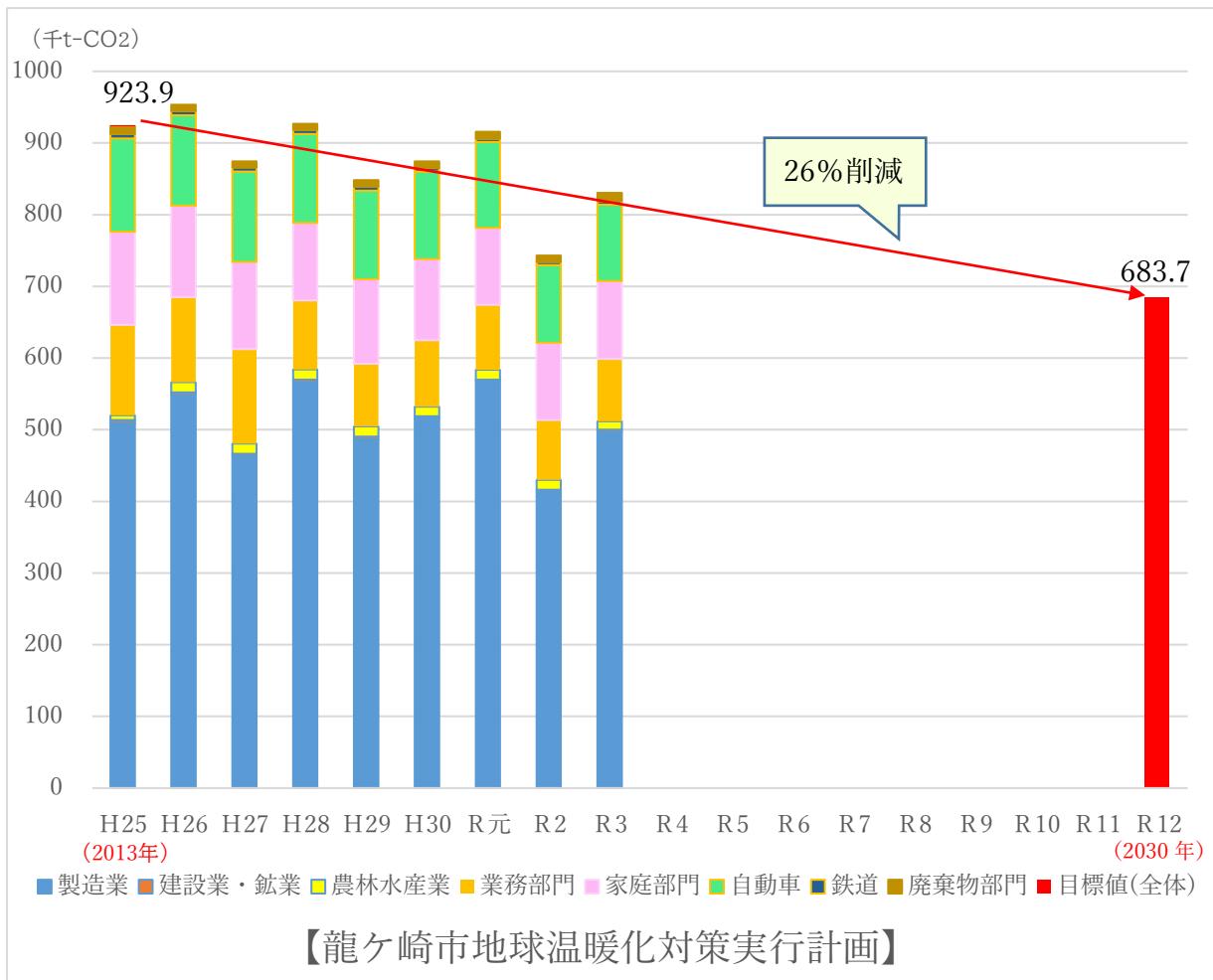
*温室効果ガス排出量（推計）を算出するにあたって使用している統計データ等の一部は、令和3年度が最新データのため推計値も令和3年度までとなっています。

<資料：生活環境課（環境省）>

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

4 地球環境分野

【市内の温室効果ガス排出量の推移及び削減目標】



5 環境学習分野

〔環境学習の推進〕

国は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、一人ひとりが環境についての理解を深め、取組を進めることができるように環境教育を推進するとともに、環境保全活動を促進しています。

本市も環境学習の推進のため、児童生徒をはじめ市民を対象とした様々な講座等（環境楽習講座、歴史講演会）を開催しており、環境保全に関する意識の高揚を図っています。

また、各小中学校では、児童生徒の発達段階に即して、主に社会科や理科などの各教科や総合的な学習の時間の中で環境に関する学習が行われています。〔関連頁：74～78〕

〔小学校での環境教育〕

小学校学習指導要領に基づき、環境教育を推進しています。ここでは、小学校で学ぶ主な環境教育の内容を掲載しています。

学年	内容
低学年 (1・2学年)	自然の観察や動植物の飼育、栽培などの活動を行い、自然環境や事象に対する感受性や興味・関心を高めるとともに、自然のすばらしさや生命の大切さを学ぶ。
中学年 (3・4学年)	身近な自然や社会の環境に触れ、自分や他の人々が使っている物（資源）、ごみなどについて問題を見いだし、追究していくことを学ぶ。 また、地域の施設や工場などの様子や働きを観察し、地域と関わって成り立っていることを学ぶ。 (例)　・節水や節電の大切さ　　・飲料水、電気、ガスの確保 ・廃棄物の処理など
高学年 (5・6学年)	環境問題を捉える場合の素地となる物の連鎖や循環という考え方を身に付け、より主体的に環境と関わり、環境を大切にすることを学ぶ。 (例)　・我が国の農業や水産業 ^{*1} ・我が国の政治の動き ^{*2} ・世界の中の日本の役割 ^{*3} など

＜資料：指導課＞

総合的な学習の時間では、各小学校で環境、福祉、健康など地域や学校の特色に応じた課題をテーマに学習活動を行っています。

以下は、各小学校の総合的な学習の時間等で環境に関する授業の主な学習テーマを掲載しています。

学校名	学年	学習テーマ（主な活動）
龍ヶ崎小学校	4年	住みやすい暮らしをつくる（湖上体験）
	5年	ゆたかに 実れ たつのこ米（バケツでの稲作体験）
大宮小学校	4年	私たちをとりまく環境（環境問題に関する調べ学習・実践）
八原小学校	4年	身近な環境を考えよう（環境問題に関する調査）
		わたしたちの身近な環境問題（浄水場見学）
		河川や湖沼の水質浄化（湖上体験学習）
	5年	私たちの地域の食と環境（田植え・稲刈り体験）

第2章 龍ヶ崎市の環境の状況

5 環境学習分野

駢柴小学校	4年	環境問題について考えよう（SDGs、絶滅危惧種等の調べ学習）
	6年	SDGsについて考えよう（環境問題に関する調べ学習・発表）
川原代小学校	4年	落花生を育てよう（落花生の栽培・観察記録・発表活動）
	5年	米作りに挑戦しよう（米作り体験の実施）
龍ヶ崎西小学校	4年	環境のためにできること（環境問題に関する調査・体験学習）
	6年	土のはたらきを考える（環境問題に関する体験学習）
松葉小学校	5年	ぼく・わたしと環境（環境問題に関する調べ学習・体験学習・キッズミッション）
長山小学校	4年	長山工コ大作戦（環境問題に関する調査・キッズミッション）
駢馬台小学校	4年	自分にできるSDGs（環境問題に関する調べ学習・実践）
	5年	お米を育ててみよう（稻作体験）
久保台小学校	4年	わたしたちの身近な環境問題（浄水場見学・キッズミッション）
	5年	田んぼってすごい（稻作体験から環境を考える）
	6年	土のはたらき（環境問題に関する調べ学習）
城ノ内小学校	4年	進め ECO レンジャー（環境問題・エネルギー問題の調査）
	5年	お米博士になろう（田植え・稻刈りの農業体験）

＜資料：指導課＞

【中学校での環境教育】

社会科の公民的分野では環境の保全、資源・エネルギーの有効な利用について、理科では、天然資源の有限性、水力・火力・原子力について認識を深め、自然環境の保全について学んでいます。保健体育科の保健分野では、飲料水や空気の衛生的管理等が人々の健康とどのような関係にあるのかを学習しています。

以下は、各中学校の総合的な学習の時間等で環境に関する授業の主な学習テーマを掲載しています。

学校名	学年	学習テーマ
長山中学校	1年	わたしにできるSDGs
城西中学校	1年	SDGsについて理解を深めよう (個人によるSDGs調べ学習とグループ発表)
中根台中学校	1年	持続可能な社会を目指そう（SDGsについて調べてまとめる学習） 涸沼でのいかだ・漁船体験を通じて自然とふれ合う学習
城ノ内中学校	3年	キャリア×SDGs クロスツア～自分と地球の未来を考える旅～
龍ヶ崎中学校	1年	龍ヶ崎市の環境について考えよう（グリーンカーテンの作成）

＜資料：指導課＞

6 各分野の指標

環境基本計画に掲げられた各種施策を総合的かつ計画的に推進するためには、環境の状況を把握することが必要です。ここでは、各分野（生活環境、自然環境、文化環境、地球環境、環境学習）に掲げた主な指標ごとの実績値及び目標値を一覧表にまとめました。

※達成状況…○：達成、空欄：未達成

関連頁	指標（単位）	実績値			目標値 ^{注1}	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和8年度 (令和3年度)	達成状況
15	山林の面積（地目）(ha)	635	632	629	現状維持 659	
21	環境学習講座等へ参加する市民の参加率 ^{注3} (%)	0.7	1.4	1.1	≥ 3.5	
21	環境学習講座等の開催数 ^{注3} (回)	12	25	29	≥ 40	
30	公共下水道の水洗化戸数率(%)	91.5	92.0	93.1	100	
31	公共下水道事業認可区域外の合併処理浄化槽設置人口率(%)	59.6	61.4	62.5	≥ 60.0	○
38	市内一斉清掃1回当たりの参加割合(%)	—	14.7	—	≥ 20.0	
42	市民1人が1日に出す家庭系ごみの排出量(g)	668	657	623	≤ (620)	
42	ごみ質分析調査における厨芥類及び紙類の割合(%)	47.7	50.0	42.1	≤ 55.0	○
43	ごみの総資源化率(民間分含む)(%)	18.3	18.6	16.8	≥ (20.0)	
45	適正管理を促した空家等のうち、改善された空家等の割合(%)	72.4 (一部改善含む)	72.0 (一部改善含む)	71.2 (一部改善含む)	≥ (30)	○
47	保全活動団体数(団体)	2	2	2	≥ 4	
53	市民遺産の認定数(合計)(件)	15	15	15	≥ (12)	○
54	パンフレットや冊子等の作成(点)	2	2	2	≥ 3	
57	公共施設里親制度登録団体数(団体)	93	89	91	≥ (91)	○
62	温室効果ガス排出量(公共施設)(t-CO2)	4,927	5,690	5,059	≤ 4,076	
62	LED照明を導入した主な公共施設数(施設)	49	55	55	≥ (29)	○
67	充電インフラ設備等の設置数(箇所)	14	13	13	≥ 20	
70	温室効果ガス排出量(市域全域) ^{注2} (千t-CO2)	915.6 (R元)	743.0 (R2)	830.3 (R3)	≤ 678.6	
74	農業体験の参加者(人)	799	551	731	≥ (500)	○
77	こどもエコクラブ登録数(団体)	1	1	0	≥ 5	
114	牛久沼湖心のCOD値(年平均値)(mg/L)	7.2	8.6	9.0	≤ (7.2)	
114	牛久沼湖心のCOD値(75%値)(mg/L)	8.7	10.0	9.9	≤ 5.0	

※注1 第2次環境基本計画に掲げた目標値。目標年度が令和3年度の場合は、()で表示しています。

注2 市域全域の温室効果ガス排出量のみ、令和元年度から令和3年度の実績値になります。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

[概説]

この章は、第2次環境基本計画に基づき、令和5年度に講じた各施策の実施状況等について、市、事業者、市民、市民団体、市民環境会議の主な取組を記載しています。

構成として、第2次環境基本計画の「第3章 各分野の施策」に定めている、生活環境分野から環境学習分野までの5つの分野とそれぞれの分野における目標及び具体的な施策の結果や現状を取りまとめたものとなっています。

[構成]

1 生活環境分野	25
2 自然環境分野	46
3 文化環境分野	52
4 地球環境分野（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））	57
5 環境学習分野	73

1 生活環境分野

目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち



環境基本計画より

[施策]

1-① 大気汚染の監視と情報提供 『SDGs ターゲット 3.9・12.4』

1-② 大気汚染の防止 『SDGs ターゲット 3.9・12.4』

1-③ 空間放射線量率の監視 『SDGs ターゲット 12.4』

大気汚染の監視や情報提供、汚染発生源への対策等に取り組みます。

1-① 大気汚染の監視と情報提供

(1) 大気調査の実施

茨城県では、毎年大気汚染物質(一酸化窒素・二酸化窒素・浮遊粒子状物質)の測定を行い、大気の状況を把握しています。なお、本市における二酸化硫黄[☆]、非メタン炭化水素、ダイオキシン類等については、環境基準を大幅に達成していたことから、平成23年度から他の地点(市外)での測定に変更となっています。[関連頁：8, 137～142]

(2) 光化学スモッグ[☆]対策

茨城県では、茨城県光化学スモッグ対策要綱に基づき、システムによる情報収集や警報発令など、被害の未然防止に努めています。本市では、警報及び重大警報が発令された場合は、防災行政無線などにより市民への速やかな情報提供を行っています。なお、令和5年度に警報等の発令及び健康被害の届出はありませんでした。[関連頁：141]

(3) 微小粒子状物質(PM_{2.5})[☆]対策

茨城県では、茨城県微小粒子物質(PM_{2.5})に係る注意喚起実施要領に基づき、18の測定地点で測定を行っています。この結果、注意喚起の判断基準^{*1}に該当した場合には、対象地域に注意喚起がされます。本市では、注意喚起がされた場合、市公式ホームページで情報提供を行います。なお、令和5年度における注意喚起はありませんでした。[関連頁：142]

1-② 大気汚染の防止

(1) 規制等

大気汚染防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙[☆]及び粉じん発生施設の設置者に対し、届出・規制基準の遵守・自己監視等を義務付け、茨城県と共に立入検査を実施し、監視活動を行っています。

また、市民から寄せられる苦情は、同法律・条例に基づき、早期解決に努めています。

【特定施設を有する事業所数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設を有する事業所数	48箇所	46箇所	44箇所	32箇所	32箇所

<資料：県環境対策課>

*1 早朝3時間(5時から7時)の測定値の平均値が85μg/m³を超えた場合、もしくは早朝8時間(5時から12時)の測定値の平均値が80μg/m³を超えた場合

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち

【苦情件数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大気汚染に関する苦情件数	15件	24件	11件	31件	8件

※令和5年度の苦情件数のうち7件が野焼きについてのものでした。連絡を受けた場合は直ちに現地に赴き、中止するよう指導するとともに、広報紙等で定期的に啓発を行いました。

＜資料：生活環境課＞

(2) 公害防止協定の締結

昭和61年より、公害[☆]の未然防止を図るため、つくばの里工業団地内の企業などと個別に大気の保全などに関する事項を盛り込んだ公害防止協定を締結していますが、工業団地内の新規事業者の参入や環境関係法令の改正に対応すべく、令和3年度から順次、協定の見直し及び締結に取り組んでいます。

(3) 企業への立入検査の実施

大気汚染防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制基準などの遵守状況を確認するため、隨時、工場・事業所の立入検査（調査）を茨城県と共に実施し、必要に応じて適切な改善措置を講じるように指導しています。

【立入検査件数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ばい煙発生施設	4件	5件	7件	5件	7件
特定粉じん発生施設	0件	0件	0件	0件	0件

＜資料：生活環境課＞

1-③ 空間放射線量率[☆]の監視 [関連頁：8]

(1) 空間放射線量率測定（測定機器：TCS-172B／日立アロカメディカル株等）

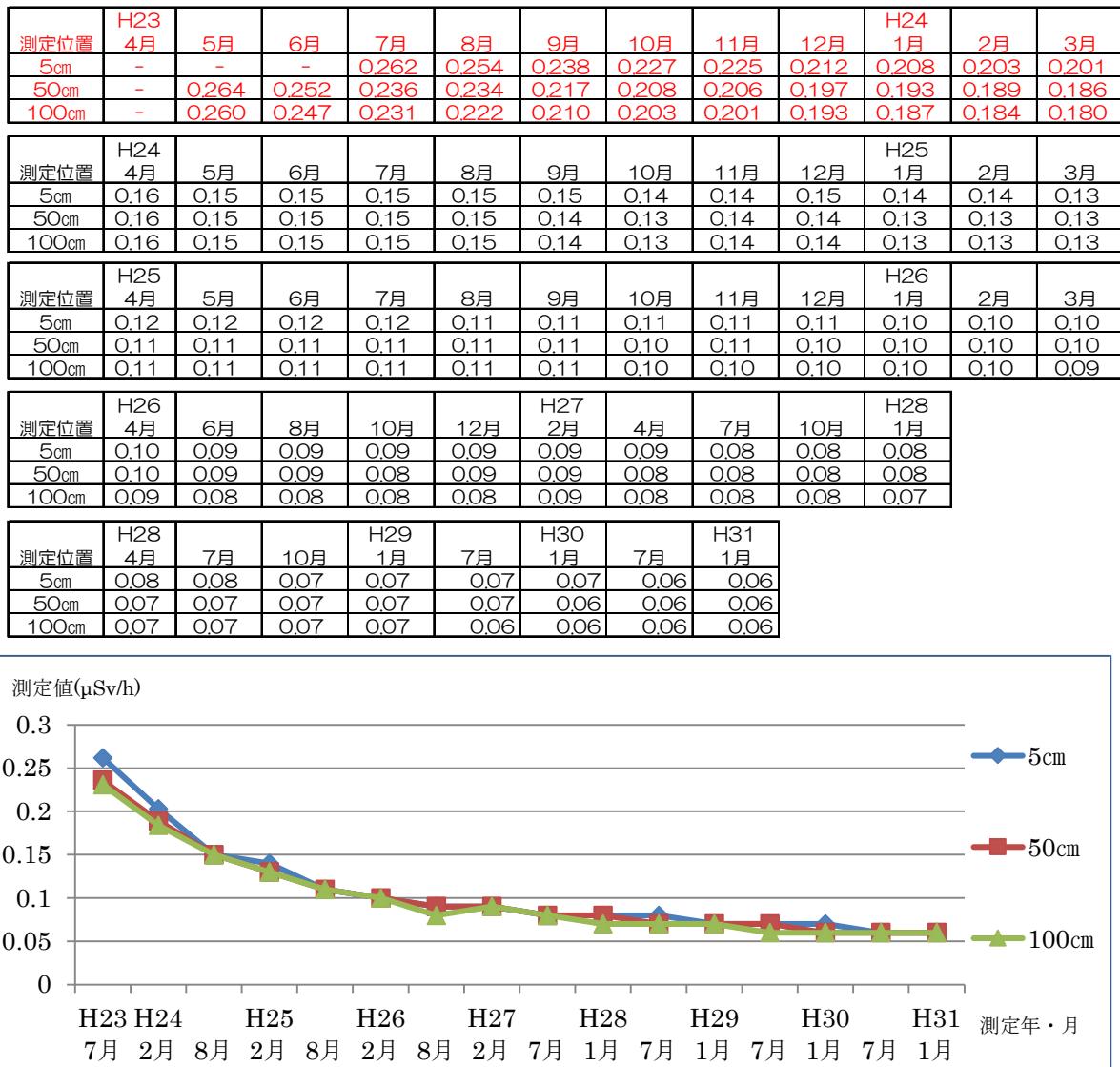
① 定点測定

市内の公立保育所〔1〕、私立保育園〔12〕、私立幼稚園〔4〕、認定こども園〔4〕、小学校〔13〕、中学校〔6〕、高校〔4〕、大学〔1〕、公園〔17〕、市役所、湯ったり館、たつのこフィールドの計65施設について、各施設の中央部で地表から5cm、50cm、100cmの高さで測定してきましたが、空間放射線量率が低い値で安定して推移しているため、平成30年度をもって定点測定は終了し、一部を除いて多点測定により測定を継続しています。

1 生活環境分野

目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち

【空間放射線量率の推移】

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (毎時マイクロシーベルト)

※測定値は、定点測定65施設の月毎の平均値です。

<資料：生活環境課>

② 多点測定

令和元年度から、市内の185施設を対象に、1施設当たり原則5地点を年1回測定しており、子どもの生活環境である保育所（園）・幼稚園、小学校、公園、スポーツ施設は地表から50cm、その他は100cmの高さで行っています。

なお、原発事故後10年以上が経過しており、数値も低い値で推移しているため、令和4年度からは、除染土を保管している施設等46箇所に縮小し、実施しています。

【空間放射線量率の推移等】

(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$ (毎時マイクロシーベルト)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
空間放射線量率の平均値	0.07	0.07	0.08	0.07
測定箇所数	184	183	46	46

<資料：生活環境課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標1 大気汚染のない、空気のきれいなまち

(2) 除染

平成26年度以降、平均空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上の公共施設等はありませんので、除染は行っていません。

(3) 市民への情報提供

測定結果や検査結果、その他放射線関連情報など、新たな情報や更新された情報があった際に、市公式ホームページや広報紙などを通じて情報を提供しています。

(4) 放射性物質検査

① 納食食材の検査

10年以上実施してきた給食食材の検査において、放射性物質は全て不検出又は国の基準値内であり、今後も使用する食材から国の基準値を超える放射性物質が検出される可能性は極めて低いものと考えられることから、令和4年度で終了しました。

② 食品等の検査

市民からの依頼に基づき農畜産物等の検査を行い、検査依頼者の同意を得て市公式ホームページで公表していましたが、平成23年8月から10年以上検査を実施し、国の基準値を超える放射性物質の検出は一度もなく、今後の検知可能性も極めて低いものと考えられることから令和4年度で終了しました。

なお、特用林産物（しいたけ、タケノコ、野生きのこ、山菜）については、茨城県農林水産物等の放射性物質検査計画に基づき、茨城県において検査を行い、検査依頼者の同意を得て、県公式ホームページで公表しています。

【食品放射能測定検査の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
検査件数	194件	168件	115件	106件

※令和4年度における検査件数に誤りがあることが確認されたため、訂正を行っています。

＜資料：農業政策課＞

(5) 空間放射線量測定機器の貸出

市民が身近な生活環境の空間放射線量を把握できるよう、空間放射線量測定機器（PA-1000Radi／株堀場製作所）の貸出を行っています。令和5年度の貸出延べ件数は、3件でした。

1 生活環境分野

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺

**目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺**

環境基本計画より

[施策]

2-① 河川の水質浄化 『SDGs ターゲット 6.3・12.4』

2-② 牛久沼の水質浄化 『SDGs ターゲット 6.3・6.6・12.4』

水質汚濁の監視や情報提供、汚濁発生源への対策等に取り組みます。

2-① 河川の水質浄化

(1) 水質調査の実施

牛久沼をはじめとする市内の湖沼3地点、河川18地点の計21地点（茨城県測定の2地点含む）において水質（生活環境の保全に関する環境基準項目及び人の健康の保護に関する環境基準項目）の測定を行い、公共用水域[☆]の水質の状況を調査しています。

[関連頁：8~9, 113~135]

(2) 規制等

水質汚濁防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などに基づき、汚水・廃液の排出施設の設置者に対し、届出・排出水の規制基準の遵守・自己監視等を義務付け、立入検査を実施するなどの監視活動を行っています。

なお、茨城県では、茨城県霞ヶ浦水質保全条例などの一部を改正し、霞ヶ浦流域の小規模事業所への排水規制を令和3年4月1日から強化しています。

【特定施設を有する事業所数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設を有する事業所数	266箇所	260箇所	260箇所	262箇所	262箇所

※令和4年度以前の事業所数に誤りがあることが確認されたため、訂正を行っています。

＜資料：県南県民センター環境・保安課＞

【水質汚濁の防止に係る苦情件数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水質汚濁に関する苦情	0件	0件	3件	2件	4件

＜資料：下水道課・生活環境課＞

(3) 公害防止協定の締結

昭和61年より、公害の未然防止を図るため、つくばの里工業団地内の企業などと個別に水質汚濁防止などに関する事項を盛り込んだ公害防止協定を締結していますが、工業団地内の新規事業者の参入や環境関係法令の改正に対応すべく、令和3年度から順次、協定の見直し及び締結に向けた取組を継続しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺

(4) 企業への立入検査の実施

法律及び条例に基づき、規制基準などの遵守状況を確認するため、隨時、工場・事業所の立入検査（調査）を茨城県と連携しながら実施し、必要に応じて適切な改善措置を講じるように指導しています。

【立入検査件数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
霞ヶ浦流域	38件	43件	57件	26件	21件
利根川流域	1件	1件	0件	2件	0件

＜資料：生活環境課＞

(5) 監視体制の整備

河川等の水質汚濁、不法投棄による水質悪化の未然防止等を図るため、霞ヶ浦流域から6名、牛久沼流域から4名、計10名の水質監視員を選任し、河川等の監視活動を行っています。

(6) 生活排水処理施設の整備

① 公共下水道の整備

公共下水道は、公共用水域の水質を保全するとともに快適な生活環境を確保するための根幹的施設です。本市では、昭和50年から下水道事業を展開しており、現在も順次整備を進めています。令和5年度の普及率は微増となっています。

【公共下水道の普及率等の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政人口(※1)(A)	76,988人	76,505人	76,009人	75,690人	75,453人
処理区域内人口(B)	64,592人	64,447人	64,222人	64,130人	64,040人
処理区域内戸数(C)	28,141戸	28,440戸	28,616戸	28,946戸	29,075戸
普及率(B/A)	83.9%	84.2%	84.5%	84.7%	84.9%
水洗化人口(D)	59,493人	59,832人	60,131人	60,692人	61,129人
水洗化戸数(E)	25,408戸	25,806戸	26,188戸	26,625戸	27,072戸
水洗化率(D/B)	92.1%	92.8%	93.6%	94.6%	95.5%
水洗化戸数率(E/C)	90.3%	90.7%	91.5%	92.0%	93.1%
公共下水道事業認可区域外の合併処理浄化槽設置人口率	53.4%	54.9%	59.6%	61.4%	62.5%
供用開始面積	1,520ha	1,521ha	1,523ha	1,524ha	1,525ha

※各年度3月31日現在の住民基本台帳の人口

＜資料：下水道課＞

② 農業集落排水施設の整備

板橋町及び大塚町において、公共用水域の水質を保全するとともに快適な生活環境を確保するため、浄化槽から農業集落排水接続に向けた啓発活動を展開しています。

1 生活環境分野

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺

【農業集落排水の水洗化人口等の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理区域内人口（A）	420人	415人	403人	393人	374人
水洗化人口（B）	308人	309人	301人	299人	294人
水洗化率（B/A）（※1）	73.3%	74.5%	74.7%	76.1%	78.6%
供用開始面積	49ha	49ha	49ha	49ha	49ha

<資料：下水道課>

(3) 合併浄化槽の普及促進

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、公共下水道認可区域及び農業集落排水区域を除く市街化調整区域におけるくみ取り便槽や単独浄化槽から合併浄化槽への切り替えに係る経費の一部を助成することにより、普及促進を図るとともに、適正な維持・管理について啓発活動を実施しています。

【高度処理型合併浄化槽等の補助実績】

区分	型式	1基当たりの補助限度額	補助基数	補助総額
5人槽	窒素型	360,000円	11基	3,960,000円
7人槽	窒素型	462,000円	14基	6,468,000円
	高度窒素型	615,000円	0基	0円
10人槽	窒素型	585,000円	2基	1,170,000円
単独浄化槽撤去補助（※）		120,000円	23基	2,760,000円
汲み取り撤去補助（※）		90,000円	1基	90,000円
単独浄化槽撤去に係る宅内配管補助（※）		300,000円	26基	7,800,000円
合計				22,248,000円

※5人槽・7人槽・10人槽補助基数の内数。

<資料：下水道課>

(7) 上水道の普及促進

本市は、上水道の普及促進のため、上水道事業者である茨城県南水道企業団（構成市町：龍ケ市・取手市・牛久市・利根町）と、各地区からの整備要望の協議などについて情報を共有し、市役所1階ホールに上水道に関するパネルを展示するなど、上水道の普及に向けた啓発活動を展開しています。

【上水道普及率等の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給水区域内の人口（A）	76,988人	76,505人	76,009人	75,690人	75,453人
給水人口（B）	57,688人	57,422人	57,375人	57,106人	56,818人
給水戸数	25,639戸	25,983戸	26,319戸	26,685戸	27,056戸
普及率（B/A）	74.9%	75.1%	75.5%	75.4%	75.3%

<資料：茨城県南水道企業団>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺

2-② 牛久沼の水質浄化

(1) 牛久沼流域水質浄化対策協議会

① 主な活動状況

牛久沼流域水質浄化対策協議会は、昭和60年に設立され、現在は牛久沼流域の4市（龍ヶ崎市・牛久市・つくば市・つくばみらい市）、4つの関係土地改良区（牛久沼土地改良区・稻荷川土地改良区・土浦市外十五ヶ町村土地改良区・茎崎村外五ヶ町村土地改良区）及び牛久沼漁業協同組合で構成されており、主に水質浄化意識の高揚を図ることを目的として、水質浄化ポスターの募集、巡回展示を行っています。

【活動状況の詳細】

実施日等	内 容
令和5年12月11日(月)～ 令和6年2月22日(木)	茨城県庁及び牛久沼流域4市庁舎にて牛久沼流域水質浄化ポスター巡回展示
3月3日(日)	牛久沼流域4市にて牛久沼流域清掃大作戦の実施

【市内の児童・生徒の牛久沼流域水質浄化ポスター入選作品】

No.	区分	学校名	学年
①	優秀賞	小学校低学年部門	駢柴小学校 2年
②	優良賞	小学校低学年部門	八原小学校 3年
③		小学校低学年部門	駢柴小学校 3年
④		小学校高学年部門	駢馬台小学校 6年
⑤		中学校部門	中根台中学校 1年

①



②



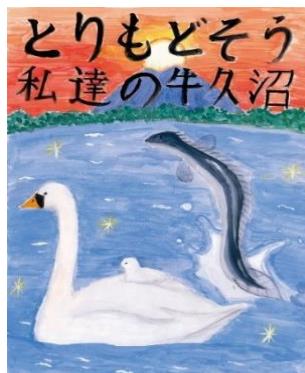
③



④



⑤



② 牛久沼に生息する外来種の駆除

近年、牛久沼では条件付特定外来生物に位置付けられているアカミミガメ（通称：ミドリガメ）の急増により、ガマやヨシなどの水生植物の減少が顕著となっていたことから、水質浄化作用のある水生植物を守るため、アカミミガメ 2,180 匹を捕獲し、駆除を行いました。捕獲したアカミミガメの個体数は減少傾向にあり、個体の大きさも小型化していることから、これまでの取組により、親ガメの生息密度が低下していると推測でき、今後集団の個体数の減少につながると期待しています。

【アカミミガメの捕獲について】

年度	数量	累計
平成 30 年度	1,870 匹	1,870 匹
令和元年度	5,010 匹	6,880 匹
令和 2 年度	5,276 匹	12,156 匹
令和 3 年度	2,442 匹	14,598 匹
令和 4 年度	2,143 匹	16,741 匹
令和 5 年度	2,180 匹	18,921 匹



(捕獲したアカミミガメ)

(2) 龍ヶ崎市家庭排水浄化推進協議会

龍ヶ崎市家庭排水浄化推進協議会は、霞ヶ浦及び牛久沼の水質浄化を図るため、家庭排水の適正処理対策を推進しています。

【主な活動状況】

実施日	内 容
令和5年11月23日(木)	水質浄化キャンペーン 龍ヶ崎産業祭「いがっぺ市」にてブースを設置。啓発グッズやチラシの配布による啓発活動を実施。
令和6年1月5日(金)	水質浄化キャンペーン 牛久沼水質浄化ポスター受賞作品展示の実施に合わせて、龍ヶ崎市役所本庁舎1階ロビーにおいて、啓発グッズやチラシの配布による啓発活動を実施。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標2 水質汚濁のない、気持ちよく訪れることができる水辺

令和6年1月中旬	水質浄化キャンペーン 龍ヶ崎市役所正面玄関受付にて、啓発グッズやチラシの配布による啓発活動を実施。
令和6年1月27日（土）	家庭排水対策セミナーの開催 「令和5年度龍ヶ崎市家庭排水対策セミナー～実験で学ぼう！牛久沼と私たちの家庭排水～」を龍ヶ崎コミュニティセンターにて開催。

＜資料：龍ヶ崎市家庭排水浄化推進協議会＞

◇◇◇◇◇ 牛久沼の歴史 ◇◇◇◇◇

約千年前、谷田川と西谷田川は小貝川に合流していた。その後、小貝川が氾濫し、大量の土砂が谷田川と西谷田川との合流部に堆積したため、谷田川と西谷田川がせき止められ、牛久沼が形成されたとされている。

牛久沼南岸の堆積地は水田地帯として開拓されたものの、大雨により下流の小貝川が逆流して氾濫するなど、定期的に被害を受けながらも、農業利用のための水源として人々と共生してきた。

江戸初期には太田沼と称されていたが、現在の「牛久沼」という呼称が定着した由来は、いくつか説があるものの、「食っては寝、食っては寝ていた寺の小坊主が、牛に姿を変えて沼に飛び込んだ」という話から「牛喰沼」となり、それが転じて「牛久沼」となったということが有力な説の一つである。

※ 出典：茨城県県南地方総合事務所 小学5年生用総合学習副読本「私たちの牛久沼 取り戻そう美しい水面」

「角川日本地名大辞典」編纂委員会 竹内 理三 「角川日本地名大辞典 8 茨城県」

【牛久沼水質保全の対応方針（茨城県）より抜粋】

目標3 土壌・地下水汚染と地盤沈下のない、安全な地下水と地盤 1 生活環境分野

目標3 土壌・地下水汚染と地盤沈下のない、安全な地下水と地盤



環境基本計画より

[施策]

3-① 土壌・地下水汚染の監視と情報提供『SDGs ターゲット 3.9・6.1・6.4・12.4』

3-② 土壌・地下水汚染と地盤沈下の防止『SDGs ターゲット 3.9・6.1・6.4・12.4』

土壌・地下水汚染及び地盤沈下の監視や情報提供、汚染発生源への対策、地下水位の保全等に取り組みます。

3-① 土壌・地下水汚染の監視と情報提供

(1) 土壌・地下水汚染調査

土壌・地下水に係るダイオキシン類調査については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、茨城県が毎年実施しています。なお、令和5年度は龍ヶ崎市における測定はありませんでした。 [関連頁：10, 136]

3-② 土壌・地下水汚染と地盤沈下の防止

(1) 農薬、化学物質の適正使用の推進

食品中に残留する農薬等が人の健康に害を及ぼすことがないよう、ポジティブリスト制度^{*1}により、残留農薬の基準値が定められています。基準値を超過した場合出荷停止・回収などの対応が求められます。

J A水郷つくばでは、市場出荷農産物の残留農薬検査を定期的に実施するとともに、全農家へ生産履歴記帳を徹底するよう指導しています。

また、一部の農家においては減農薬・減化学肥料栽培の取組を進めています。

(2) 盛土規制

龍ヶ崎市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき、一定規模以上の土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為を許可制とし、環境の悪化や災害の未然防止に努めています。

なお、手続きの対象となる事業は、市の条例では、事業区域の面積が 300 m²以上 5,000 m²未満及び事業区域への搬入土量が 300 m³ 以上としており、県の条例では、事業区域の面積が 5,000 m²以上となっています。令和5年度の市の許可件数は4件でした。

(3) 地盤沈下対策

茨城県生活環境の保全等に関する条例及び茨城県地下水の採取の適正化に関する条例に基づく揚水施設による地下水の採取を規制及び地盤沈下被害の未然防止に努めています。また、地盤沈下の状況は茨城県で測定・把握しています。[関連頁：10, 142~143]

【特定施設を有する事業所数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業所数	56箇所	56箇所	56箇所	71箇所	73箇所

*1 食品中に残留する農薬、飼料添加物及び農薬等について、一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度。本制度の導入により、約 135 の農作物分類と 799 農薬等（動物用医薬品、飼料添加物を含む）について、残留基準が設定され、この基準を超えて残留農薬が検出された農作物やリスト外の農薬が検出された農産物の流通が禁止となった。（全ての農作物と農薬等に対して食品の規格としての判断基準が設けられた）

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち

目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち



環境基本計画より

[施策]

- 4-① ごみの発生抑制 『SDGs ターゲット 11.6・12.2・12.3・12.4・12.5』
4-② 資源化（リサイクル）の推進 『SDGs ターゲット 11.6・12.2・12.4・12.5』
4-③ ごみの適正処理 『SDGs ターゲット 11.6・12.2・12.4・12.5・14.1』
Refuse：リフューズ（ごみになるものを断る）、Reduce：リデュース（ごみの発生抑制）、Reuse：リユース（ものの再利用）、Recycle リサイクル（資源化）の、4Rを推進し、ごみに関する啓発や情報提供、適正処理等に取り組みます。

4-① ごみの発生抑制

(1) 廃棄物減量等推進員（ごみ減らし隊）制度の推進

ごみの減量や資源化について、地域における指導的役割や行政とのパイプ役として情報交換などを行うことを目的とする「廃棄物減量等推進員（ごみ減らし隊）」制度を推進し、行政と市民との協働体制の構築を図っています。

令和5年度は、廃棄物減量等推進員の活動内容等について、動画を作成し、市公式ホームページで配信しました。

【廃棄物減量等推進員の推移】

（各年度末の登録人数）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人 数	176人	197人	184人	102人	172人

＜資料：生活環境課＞

(2) 市内一斉清掃の実施

11月、3月を不法投棄撲滅強化月間とし、「わがまちクリーン大作戦」を実施し、期間中は市内の巡回や啓発活動の展開と併せ、ごみ等の散乱問題に対する意識の高揚を図りました。

【市内一斉清掃の実施結果の推移】

実施月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
6月	約12,400人	中止	中止	約11,860人
	約9.5t			約7t
11月	約11,300人	約10,600人	中止	約10,500人
	約10t	約8t		約6t
3月	中止	中止	中止	(※)
計	約23,700人	約10,600人	/	
	約20t	約8t	/	
				約22,360人
				約13t

※令和5年3月以降、各住民自治組織からの参加人数等の報告を省略しているため、

実施結果の集計を行っていません。

＜資料：生活環境課＞

【参加企業等】

つくばの里工業団地運営協議会アメニティ実行委員会では、地域貢献活動の一環で6月及び3月に清掃活動を実施しました。

(3) ごみ減量化及び食品ロスの啓発

令和5年度については、市内イベントでのブース出展により、食べきりや使い切りについての周知啓発チラシによる情報発信を行いました。

4-② 資源化（リサイクル）の推進

(1) 生ごみの有効活用

家庭における生ごみの減量を推進するため、生ごみ処理容器等の購入に対して補助金を交付しました。

【補助金の交付件数実績】

区分	補助限度額	件数/基数	補助総額
生ごみ処理容器	2,000円/基	19件 / 21基	37,500円
生ごみ処理機器（電気式）	30,000円/基	30件 / 30基	721,700円
生ごみ処理容器（土壌混合型）	10,000円/基	1件 / 1基	10,000円
合 計		50件 / 52基	769,200円

＜資料：生活環境課＞

(2) 資源の有効活用

① 資源物の分別

ごみの減量及び資源物の有効利用を推進するため、ビン（茶、黒、青・緑、無色・透明）、カン、紙類（新聞紙、ダンボール、紙パック、雑がみ）、布類、ペットボトル及び白色トレー及び木くず類の7種類（13品目）を資源物として、地域ごとの資源物回収ステーションで分別回収を行っています。また、資源化を推進するため、小型家電、パソコンの無料回収に加えて、令和2年度から小型充電式電池及びインクカートリッジの回収を開始しています。

資源物は、「くりーんプラザ・龍」に集められ、種別によって再生工程は異なりますが、紙類は製紙工場で新聞紙、ダンボールやボール紙などに再生されます。また、布類は海外へ輸出される他、ウエスや軍手に再生されます。ペットボトルや白トレーは、再生工場で細かく碎かれ、作業着や新しいトレーとして再生されます。

また、小型家電、パソコン、充電式電池及びインクカートリッジは、再生工場で希少金属を分別し、新たな製品として再利用されます。[関連頁：10～12]

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち

② 廃食用油等の回収

廃食用油・木くず類（剪定枝）・ペットボトルキャップの資源回収を行っています。

【廃食用油等の回収量の推移】

資源物	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	回収場所
廃食用油	5,140 L	5,710 L	6,330 L	4,390 L	4,010 L	・各コミュニティセンター ・サンデーリサイクル会場
木くず類	290 t	301 t	305 t	322 t	317 t	・資源物回収ステーション
ペットボトルキャップ	2.9 t	3.3 t	2.5 t	3.6 t	3.4 t	・各コミュニティセンター ・サンデーリサイクル会場

＜資料：生活環境課＞

③ サンデーリサイクルの実施

ごみの減量・資源物の有効利用を推進するため、木くず類を除く 12 品目の資源物、廃食用油を市庁舎北側駐車場、竜ヶ崎工事事務所駐車場、さんさん館駐車場の3箇所で、毎週日曜日に分別回収を行っています。

【サンデーリサイクルでの資源物回収量の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市役所本庁舎	160 t	179 t	177 t	180 t	150 t
竜ヶ崎工事事務所	247 t	248 t	249 t	248 t	225 t
さんさん館	204 t	226 t	214 t	219 t	202 t
合 計	611 t	653 t	640 t	647 t	577 t

＜資料：生活環境課＞

④ 資源物回収活動による助成金の交付

地域ごとのリサイクル活動を促進するため、資源物の分別回収活動を実施した地域及び子ども会などの団体に対し、助成金（1kg当たり4円）を交付しています。

【資源物回収量等の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地区	資源物回収量	1,620 t	1,570 t	1,587 t	1,517 t
	助成金	6,481,628 円	6,279,540 円	6,346,216 円	6,069,372 円
団体	資源物回収量	105 t	55 t	46 t	44 t
	助成金	419,256 円	218,452 円	184,676 円	177,184 円

＜資料：生活環境課＞

⑤ 民間事業者による資源物リサイクルの実施

スーパー・マーケットや新聞販売店等においても資源物（紙・缶・ビン・ペットボトル・金属・トレイ他）のリサイクルを行っています。

【民間事業者等による資源化施設への搬入量等の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資源物搬入量	1,357 t	1,310 t	1,334 t	1,341 t	1,169 t

<資料：生活環境課>

⑥ 小型家電リサイクルの実施

「小型家電リサイクル法」の施行に伴い、専用回収ボックスを設置して使用済み小型家電機器等^{*1}（パソコン除く）の回収を行っており、現在は市内6箇所に回収ボックスを設置しています。また、パソコンの回収を生活環境課窓口で行っています。なお、令和5年度の小型家電等の回収量は4.7tでした。

【回収ボックス設置箇所】

No	施設（店舗）名	設置開始時期
1	市役所本庁舎	平成26年4月
2	市役所西部出張所	
3	市役所東部出張所	
4	(株)カスミ 龍ヶ岡店	平成27年3月
5	(株)カスミ FOOD OFF ストッカー佐貫店	
6	たつのこアリーナ	平成27年7月

<資料：生活環境課>

⑦ インクカートリッジ及び小型充電式電池の拠点回収

【回収ボックス設置箇所】

No	施設（店舗）名	設置開始時期
1	市役所本庁舎	インクカートリッジは 令和3年1月 小型充電式電池は 令和3年2月
2	市役所西部出張所	
3	市役所東部出張所	
4	くりーん・プラザ龍 ※小型充電式電池のみ	

<資料：生活環境課>

4-③ ごみの適正処理

(1) 廃棄物の処理

① 一般廃棄物について

家庭から排出される一般廃棄物は、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの3つに分類されます。燃やすごみ及び燃やさないごみは、市の委託業者が収集し、龍ヶ崎地方塵芥処理組合（龍ヶ崎市・利根町・河内町の3市町で構成）が運営する一般廃棄物処理施設「くりーんプラザ・龍」に搬入しており、粗大ごみについては市民自ら運搬するか市の戸別収集（要予約）で運搬され、同施設に搬入されています。

また、事業所から排出される一般廃棄物は、事業者自ら運搬するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に委託して運搬され、同施設に搬入されています。

*1 ①電話機、②携帯電話（スマートフォン含む）、③PHS携帯、④ビデオカメラ、⑤デジタルカメラ、⑥CDプレーヤー、⑦MDプレーヤー、⑧携帯音楽プレーヤー（フラッシュメモリ）、⑨携帯音楽プレーヤー（HDD）、⑩電子辞書、⑪ICレコーダー、⑫テープレコーダー（デッキを除く）、⑬据置型ゲーム機、⑭携帯型ゲーム機、⑮VICSユニット、⑯ETC車載ユニット、⑰パソコンの17品目が該当。

1 生活環境分野

目標4 4Rが進み、ごみの少ないまち

搬入された燃やすごみは、焼却施設において焼却し、さらにその焼却灰と飛灰を灰溶融施設で溶融処理し、最終処分場に覆土材として埋め立てられます。燃やさないごみ、粗大ごみについては、リサイクル施設において選別し、資源物は資源回収業者等に流通させ、資源物とならないものは、破碎した後に最終処分場に埋め立てられます。

② 指定廃棄物について

東京電力福島第一原発事故により発生した指定廃棄物（平成23年度の測定で放射性物質の濃度が8,000ベクレル/kg以上の溶融飛灰181.5トン）については、くりーんプラザ・龍の倉庫内に一時保管していました。

地震などの自然災害に対して、より安全に保管するために、コンクリート製の保管庫（高さ5m、幅20m、奥行き8mで厚さは0.3m）を平成29年3月にくりーんプラザ・龍の敷地内に建設した後、指定廃棄物を保管庫に移動し、一時保管しています。

(2) ごみ処理基本計画

平成20年度に策定したごみ処理基本計画が計画期間を満了したことを受け、令和6年度から令和20年度までの15年間を計画期間とする新たなごみ処理基本計画を策定いたしました。

家庭ごみの減量については、「食品ロス削減」「生ごみの減量」「紙の資源化」等の施策を講ずることなどにより、令和20年度に、一人1日あたりの排出量を約880gまで削減すること目標としています。[関連頁：10～12]

【① ごみ総排出量の削減】

区分	令和4年度 (基準年度) 実績値	令和5年度		令和20年度	
		実績値	令和4年度比	目標値	令和4年度比
人口 ^{*1}	75,690人	75,453人	-0.3%	62,108人	-17.9%
1人1日当たり排出量	932g	893g	-4.4%	888g	-4.7%
家庭系ごみ	657g	623g	-5.2%	544g	-17.2%
事業系ごみ	178g	180g	1.1%	154g	-13.5%
資源物	97g	88g	-9.3%	190g	95.9%
ごみ総排出量	25,751t	27,660t	-4.2%	20,121t	-21.9%
家庭系ごみ	18,147t	17,207t	-5.2%	12,338t	-32.0%
事業系ごみ	4,912t	4,976t	1.3%	3,481t	-29.1%
資源物	2,692t	2,477t	-8.0%	4,256.23t	59.8%

<資料：生活環境課>

【② 総資源化率】

区分	令和4年度 実績値	令和5年度 実績値	令和20年度 目標値
総資源化率 (民間事業者分を含んだ率)	20.91 % (24.73 %)	20.25 % (23.76 %)	32.0 %以上

※総資源化率 = (中間処理後資源化量 + 資源化業者引き渡し量) / ごみ総排出量 (一般廃棄物のみ)

中間処理後資源化量：くりーんプラザ・龍から資源物として搬出した量

資源化業者引き渡し量：くりーんプラザ・龍には搬入せず、直接、資源化業者に引き渡す資源物量
(サンデーリサイクルの紙類・布類、木くず類、廃食用油、ペットボトルキャップ、
集団回収)

民間事業者による資源化施設への搬入量：[関連頁：38～39]

※令和5年版以前の龍ヶ崎市環境白書においては、各年度の実績値に溶融スラグの資源化率が含まれていませんでしたが、本書より溶融スラグを含むものに変更しています。

<資料：生活環境課>

【③ 最終処分量の削減】

区分	令和4年度 (基準年度) 実績値	令和5年度		令和20年度	
		実績値	令和4年度比	目標値	令和4年度比
最終処分（埋立）量	3,057 t	3,034 t	-0.7 %	2,507 t	-18.0 %

※最終処分（埋立）量は、構成市町全体の最終処分量を龍ヶ崎市の搬入割合で按分した量です。

龍ヶ崎地方塵芥処理組合の報告書では、最終処分場は令和16年度（2034年度）末頃まで使用できる見込みです。

<資料：生活環境課>

(3) 市の事務事業におけるコピー用紙等の削減

地球温暖化防止実行計画（事務事業編）に基づき、環境負荷のより少ない物品の購入を推進しています。コピー用紙については、原則としてグリーン購入法に適合した製品を購入し、併せて使用枚数の削減に努め、プリンタ用トナーについては、カートリッジのリユースを推進するため、積極的にリサイクルトナーを購入しました。

(4) おはようSUN訪問収集の実施^{*1}

ごみの排出に支障を来たしている高齢者や障がい者等の負担を軽減し、併せて安否を確認するなど福祉の向上に資することを目的として、ごみ及び資源物の訪問収集事業を行っています。実施状況については、令和6年3月末現在で89世帯（前年度比+2）となっています。

*1 市内に住んでいる方で、①自由な行動が困難な65歳以上の一人暮らしの世帯、②一人暮らしの障がい者世帯など、日常生活に介助・介護を必要な方で、家庭ごみの搬出が困難な場合、市の職員が家庭を訪問してごみの収集を行っています。
(申請窓口 ①高齢の世帯：福祉総務課、②障がい者の世帯：障がい福祉課、収集：生活環境課)

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境

目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境



環境基本計画より

[施策]

5-① 不法投棄等の防止 『SDGs ターゲット 3.9・12.4・12.5』

5-② 環境美化等の推進 『SDGs ターゲット 12.4・12.5』

5-③ 騒音・振動の防止

ごみの不法投棄、騒音・振動、悪臭等、近隣環境に関する問題の解決に取り組みます。

5-① 不法投棄等の防止

(1) 不法投棄等に対する監視体制の整備

本市から32人の不法投棄監視員を選任し、茨城県から2人のボランティアU.D.監視員が委嘱され、計34人の監視員の活動により、廃棄物の不法投棄等の未然防止や不法投棄事案の早期解決を図り、良好な生活環境の確保を推進しています。〔関連頁：13〕

(2) 歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例の推進

「龍ヶ崎市歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例」が平成23年5月30日（ごみゼロの日）から施行され、JR常磐線龍ヶ崎市駅東口・西口及び関東鉄道竜ヶ崎駅の駅前広場を喫煙禁止区域とし、違反した場合は過料の対象としています。また、市内全域の公共の場所等でのポイ捨て・飼い犬のふんの放置・歩きたばこ・落書きなどを禁止行為としています。

本制度の普及を図るため、歩きたばこ・ポイ捨て等指導員（1班：2名）による啓発指導を実施しています。

(3) 歩きたばこ・ポイ捨て等防止サポーター（No!ポイサポーター）の活躍

平成24年度より歩きたばこ・ポイ捨て等防止サポーター（No!ポイサポーター）を募り、ボランティアとして活動しています。サポーター登録時にアームバンド・カラー軍手・火バサミの3点を配布し、ウォーキングやジョギングあるいは犬の散歩などの際に、「No!ポイサポーター」と書かれたアームバンドを腕に付けてもらうことにより、市民のマナー向上の啓発を行っています。

【サポーターの推移】

（年度末の登録人数）

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録人数	439人	457人	464人	478人	495人

＜資料：生活環境課＞

1 生活環境分野

目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境

5-② 環境美化等の推進

(1) 悪臭対策

本市では市内全域を悪臭防止法の規制地域に指定し、規制を行っています。また、市民から寄せられる苦情は、悪臭防止法、茨城県生活環境の保全等に関する条例などに基づき、関係各課及び茨城県と密接な連携を保ち、相互協力のもと早期解決に努めています。

【特定施設を有する事業所数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設を有する事業所数	8箇所	7箇所	6箇所	6箇所	6箇所

【苦情件数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
悪臭に関する苦情件数	5件	6件	2件	5件	3件

※苦情は、堆肥や事業所などから発生するものでした。対応としては、原因者に対して堆肥や設備などの適正管理の指導を行いました。

<資料：生活環境課>

(2) あき地の雑草対策

あき地の雑草や枯草は、火災及び犯罪の発生の原因になり得ることもあります。また、清潔な生活環境を保持する上でも支障となります。このため、龍ヶ崎消防署と連携を図りながら土地所有者に対し、適正な維持管理を指導するとともに、有料で土地所有者から除草業務を受託しています。

【除草受託面積の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受託面積	98,384 m ²	96,003 m ²	87,017 m ²	90,475 m ²	71,561 m ²

<資料：生活環境課>

(3) 空家の適正管理

市民等から寄せられた空家等に関する苦情や相談に対し、現地確認や所有者等調査（戸籍調査含む）を行った後、所有者等への文書通知や電話、訪問により適正管理を促しました。

【適正管理を促した空家等の件数及び改善された空家等の割合の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	138件	107件	87件	75件	73件
改善	69件	80件	56件	49件	46件
一部改善	26件	13件	7件	5件	6件
割合	68.8% (一部改善を含む)	86.9% (一部改善を含む)	72.4% (一部改善を含む)	72.0% (一部改善を含む)	71.2% (一部改善を含む)

<資料：まちの魅力創造課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

1 生活環境分野

目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境

5-③ 騒音・振動の防止

(1) 交通騒音・振動測定調査

市内の交通騒音・振動の状況を把握するため、幹線道路7地点における交通騒音・振動の測定調査を実施しています。本調査は、大規模な工事計画など交通状況が大きく変化する要因がなく、また過去に、騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度の超過が認められないことから、隔年での実施としており、令和5年度は実施していません。

また、航空機に係る騒音測定調査については、茨城県により市内1地点（長戸コミュニティセンター）で実施されています。[関連頁：13～14, 84～101, 112]

(2) 環境騒音測定調査

市内の生活環境の騒音状況を把握するため、市内8地点における環境騒音の測定調査を実施しており、いずれも環境基本法に基づく環境基準を達成しています。[関連頁：102～111]

(3) 規制

騒音規制法、振動規制法、茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づき、特定施設の設置等や特定建設作業の実施について事前に届出を義務付け、騒音・振動発生源の内容等を審査し、騒音・振動公害の未然防止に努めています。

また、市民から寄せられる苦情は、同法律や条例等に基づき、早期解決に努めています。

【特定施設を有する事業所数等の推移】

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
騒音	特定施設を有する事業所数	44箇所	46箇所	46箇所	47箇所	47箇所
	特定建設作業実施届出件数	9件	20件	37件	10件	15件
振動	特定施設を有する事業所数	31箇所	33箇所	33箇所	33箇所	33箇所
	特定建設作業実施届出件数	1件	10件	16件	21件	10件

＜資料：生活環境課＞

【苦情件数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
騒音に関する苦情	13件	10件	5件	9件	4件
振動に関する苦情	1件	0件	0件	0件	1件

※騒音に関する主な苦情は、資材置場の作業音や解体工事現場騒音などでした。対応については、現地に赴き苦情があった旨を伝え、近隣に十分配慮して作業を行うなどの対応を促しました。

＜資料：生活環境課＞

目標5 不法投棄防止や環境美化、騒音防止等が進み、安心できる近隣環境

(3) 公害防止協定の締結

昭和61年より、公害の未然防止を図るため、つくばの里工業団地内の企業などと個別に、騒音及び振動の防止などに関する事項を盛り込んだ公害防止協定を締結していますが、工業団地内の新規事業者の参入や環境関係法令の改正に対応すべく、令和3年度から順次、協定の見直し及び締結に取り組んでおります。

2 自然環境分野

目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち

2 自然環境分野

目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち



環境基本計画より

[施策]

6-① 谷津の保全 『SDGs ターゲット 15.2』

6-② 農地・林地の保全 『SDGs ターゲット 15.2』

変化に富む地形の上に様々な動植物が生息・生育して、生態系の重要な場所となっている谷津や斜面林等の自然保全に取り組みます。

6-① 谷津の保全

(1) 里山の保全作業

「市民環境会議（自然環境部会）」と市民団体の「龍ヶ崎・里山の会」の協働作業で、龍ヶ崎市内にある森林を里山として再生し、動植物が住みやすい自然環境を作るために、里山整備活動や谷津田の保全活動、里親登録制度による蛇沼公園などの環境美化活動に取り組んでいます。

6-② 農地・林地の保全

(1) 農地等の保全

① 都市農地の保全

市街化区域における農地の緑地機能を活用し、農業と調和した良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地法に基づく要件を満たした区域を生産緑地として指定し、将来にわたる計画的な都市農地の保全に努めています。

なお、令和5年度末時点で市内 39 箇所約 6.04ha を生産緑地に指定しています。

② 農業振興地域及び農用地区域指定による農地の保全

優良農地を確保し、農地法に基づく農地転用許可制度と合わせて総合的かつ計画的な農業の振興を目的として、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、茨城県が農業振興地域を指定し、農地の保全に努めています。

また、本市としても農業振興地域のうち、特に農業上の利用を確保すべき土地について、農用地区域に指定しています。

なお、令和5年度末時点で、農業振興地域として 5,815ha が指定されており、その内 2,283ha を農用地区域として指定しています。

(2) 遊休農地の実態把握

遊休農地の分布等を把握するため、令和5年度は7月に農地パトロール（利用状況調査）を実施し、令和6年3月末時点で、田 8.4ha、畑 16.8ha を遊休農地として確認しています。

2 自然環境分野

目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち

(3) 農業公園「豊作村」の活用

板橋町に立地する農業公園「豊作村」は、農村と都市との交流拠点として、市民の農業理解を深め、地域農業の活性化を促進しています。

ここでは、野菜や花の栽培などの農業体験が出来るほか、手打ち蕎麦教室や米粉ピザ教室など様々な体験活動が出来ます。

また、温浴交流施設「湯ったり館」では、隣接する「くりーんプラザ・龍」の焼却施設の廃熱を利用した温水が供給されていましたが、施設運営の現状に鑑み、今後の施設のあり方と事業運営について見直しを図るため、令和6年4月1日から休館しています。

【湯ったり館の宿泊人数等の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宿泊人数	2,622人	494人	794人	2,026人	2,526人
入館者人数	144,659人	86,019人	104,230人	134,064人	166,682人

※令和2及び3年度は、新型コロナウイルスの影響による臨時休館及び時間短縮営業の実施期間があります。

<資料：農業政策課>

(4) 環境にやさしい農業の推進

農産物については、茨城県の「特別栽培農産物認証制度※1」のほか、「エコファーマー認証制度※2」の新規認定の終了に伴い、令和5年度より開始した「いばらきみどり認定※3」を活用し、減農薬・減化学肥料栽培の普及促進に努めています。

また、農業が環境に及ぼす負荷を軽減するため、家畜ふん尿を原料とした堆肥づくり、堆肥等を利用した有機農業の振興を図り、資源循環型のまちづくりを推進しています。堆肥は、貝原塚町の「龍ヶ崎市有機肥料生産組合堆肥センター」で販売しており、多くの市民が購入し、家庭菜園等に利用されています。

このほか、水稻病害虫防除のため薬剤の空中散布が行われるときには、散布区域の設定に留意し、市民への事前周知などに努めています。

【各認定制度における認定等の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いばらきみどり認定	—	—	—	—	1件
エコファーマー認定	45件	45件	42件	43件	42件
特別栽培農産物	米(25件)	米(13件)	米(13件)	米(24件)	米(23件)

【堆肥販売量の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
堆肥販売量	512t	619t	534t	312t	372t

【水稻病害虫防除薬剤空中散布面積の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
水稻病害虫防除薬剤空中散布面積	477ha	477ha	373.8ha	326.1ha	275ha

<資料：農業政策課>

*1 化学肥料と化学農薬を慣行栽培に比べて5割以上減らして栽培した農産物を県が認証する制度。

*2 持続農業法で定める土づくり、減化学肥料、減化学農業の3つの技術に一体的に取り組む農業者を県が認定する制度。

*3 みどりの食料システム法に基づき、環境負荷の低減に取り組む農林漁業者が作成する環境負荷低減事業活動実施計画を県が認定する制度。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

2 自然環境分野

目標6 里山環境が保全され、多様な生態系とともにあるまち

(5) 林地の保全

森林法により、茨城県が定める茨城県霞ヶ浦地域森林計画の対象となっている森林の所有者などが立木を伐採する場合、事前に伐採及び伐採後の造林の計画の届出書又は林地開発届出書を行政機関に提出するよう定められています。

これにより開発の状況を市が把握し、過剰な森林の伐採を防ぎ、正しく適切な森林経営管理を所有者が行うことで林地の保全に努めています。

本市では令和5年度末時点で保安林として 1.9ha が指定されており、いずれも防風林として保全しています。

また、令和4年度より森林環境譲与税を活用して、森林をきれいにするための下草刈りや間伐などの費用を補助する「龍ヶ崎市民有林整備事業」及び倒木による住宅被害や道路交通、電力供給などのライフラインの確保に支障が生じる恐れのある危険木の伐採等の費用を補助する「龍ヶ崎市危険木伐採事業」を行っています。

【龍ヶ崎市民有林整備事業・龍ヶ崎市危険木伐採事業実績】

区分	令和4年度	令和5年度
龍ヶ崎市民有林整備事業 森林整備面積	0.56 ha	0.27 ha
龍ヶ崎市危険木伐採事業 受付件数	2件	2件

【身近なみどり整備推進事業実績】※令和3年度に廃止

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
森林整備面積	1.58 ha	0.21 ha	1.81 ha	2.93 ha

<資料：農業政策課>

(6) 緑地環境保全地域

ハ代町に位置するハ代富士浅間神社と周辺の湿地は、貴重な自然環境を構成していることから、平成17年6月に茨城県から緑地環境保全地域に指定されました。

この指定に伴い、茨城県では自然保護指導員（1名）を委嘱し、自然保護に関する指導啓発活動を行っているほか、本市も指導員より当該地域の状況に関する報告を適時受けています。

2 自然環境分野

目標7 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち

目標7 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち

環境基本計画より

[施策]

7-① 牛久沼や蛇沼の自然の保全『SDGs ターゲット 6.6』

7-② 河川・水路の自然の保全 『SDGs ターゲット 6.6』

離ればなれの自然地の間をつないで生態系ネットワークを形成し、また、水辺の多様な生態系の基礎となっている、河川や池沼の自然保全に取り組みます。

7-① 牛久沼や蛇沼の自然の保全

(1) 湖沼の保全

① 牛久沼

牛久沼は、本市の西部に位置し、湖周 20km、湖面積 6.5 km² の南北に広がる湖沼で、河川法等の法律が適用されるほか、近郊縁地保全区域に指定されています。

牛久沼を含む周辺の豊かな自然環境を保全するため、本市では牛久沼運営協議会を設置するとともに、牛久沼流域水質浄化対策協議会などを組織しています。なお、茨城県では令和5年3月に「牛久沼水質保全の対応方針」を作成し、牛久沼の水環境の管理及び保全のため、県、流域市、事業者、牛久沼流域水質浄化対策協議会等の団体、地域住民等の各主体に求められる取組をまとめています。

② 蛇沼

長山地区に位置する蛇沼は、茨城自然 100 選に選ばれたこともあります。市街地開発の影響等により地下水脈の流れが変わり、日照りが続くと枯渇することがありましたが、平成 11 年度より井戸水を供給して、沼の水位の安定に努めています。

(2) 清掃活動の実施

牛久沼流域の4市（龍ヶ崎市・牛久市・つくば市・つくばみらい市）は、毎年3月に牛久沼流域を重点とした清掃活動を実施しており、本市では、牛久沼水辺公園を中心に対実施しています。

(3) 自然環境保全地域

北方町に位置する中沼は、面積が 1.1ha と小さい割には最深部が 13.4m と関東地方の池沼では最も深く、透明度も高いことから、昭和 49 年 3 月に茨城県から自然環境保全地域に指定されています。茨城県では自然保護指導員（1名）を委嘱し、中沼の管理及び自然保護に関する指導啓発活動を行っているほか、本市も自然保護指導員から中沼の状況に関する報告を適時受けています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

2 自然環境分野

目標7 河川や池沼の自然が保全され、水辺の生態系が軸となったまち

7-② 河川・水路の自然の保全

(1) 小貝川河川敷の環境美化活動

市民団体の「小貝川・花とふれあいの輪」は、地域住民の憩いの場として、また、JR常磐線の車窓からの眺望を意識した良好な景観づくりの一環として、小貝川の河川敷に「花と風の丘」を整備し、四季折々の花を植える活動を展開しています。 [関連頁：16]

2 自然環境分野

目標8 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、野生動植物と共に存するまち

**目標8 重要種の保護、有害種や特定外来生物への対応が進み、
野生動植物と共に存するまち**

環境基本計画より

[施策]

8-① 重要種の保護と特定外来生物等への対応『SDGs ターゲット 15.1・15.5・15.6』

8-② 有害な種への対策 『SDGs ターゲット 15.1・15.5・15.6』

希少種等の重要種の保護、従来の生態系をかく乱する外来種、疾病や鳥獣害をもたらす種への対策等に取り組みます。

8-① 重要種の保護と特定外来生物等への対応

(1) 鳥獣保護区の指定

豊かな生活環境の形成に資するために必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場として、牛久沼周辺(1,244ha)、龍ヶ崎市森林公園(45ha)及び龍ヶ岡地区周辺(1,130ha)が、茨城県から鳥獣保護区に指定されています。

(2) 傷病野生鳥獣の保護

負傷した野生鳥獣を自然界に復帰させることを目的として、「茨城県傷病鳥獣救護等取扱要領」に基づき、茨城県が指定する診療実施機関に搬送するなどして野生鳥獣の保護を行っています。令和5年度は、1件の鳥獣保護事例がありました。

(3) 特定外来生物☆への対応

近年、環境省の特定外来生物に指定されているアライグマが、当市においても、その生息範囲・生息数が増加傾向にあります。農作物や生活環境の被害を受けた市民へ、箱わなを貸し出しすることにより、アライグマの捕獲駆除を行いました。

【アライグマ捕獲数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
アライグマ	15頭	42頭	41頭	122頭	123頭

<資料：農業政策課>

8-② 有害な種への対策

(1) 有害な種への対応

近年、農林業の食害や人身等に被害を及ぼす有害鳥獣による被害が全国的に増加しています。当市においてはサル、イノシシ等の目撃情報の情報収集、周知を徹底するとともに、ドバト等の被害に対しては必要最小限の捕獲を許可しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

3 文化環境分野

目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち

3 文化環境分野

目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち



環境基本計画より

[施策]

9-① 歴史的な景観の保全と活用『SDGs ターゲット 11.4』

9-② 自然景観の保全と活用 『SDGs ターゲット 11.4』

地域環境の成り立ちを伝える歴史的環境や、美しい風景を形成する自然景観資源について、保全と活用に取り組みます。

9-① 歴史的な景観の保全と活用

(1) 市民遺産の認定

地域住民に親しまれている市内の歴史的・文化的な遺産について、その所有者や継承者の推薦を受けて、「龍ヶ崎市民遺産」として認定を行っています。

【指定遺産一覧】

No	名称	場所	認定日
1	ダンゴ塚祭り	北方町	平成27年11月18日
2	龍ヶ崎とんび凧	城ノ内ほか	
3	宮渕町千秋の盆綱	宮渕町	
4	ほおずき市	龍泉寺	
5	豊田町水神祭り	豊田町	
6	鈴木草牛の屏風画	龍泉寺	
7	屋代城址5号土壘	城ノ内	平成28年11月16日
8	三條實美揮毫「長興学校」扁額及び飯塚古登 頌徳碑	長沖町	
9	若柴八坂神社の祇園祭	若柴町	平成29年12月20日
10	八代富士神社の初山	富士神社	
11	山岡鐵太郎筆「龍崎学校」	龍ヶ崎小学校	
12	文化神社 親子狐の石像	文化神社	平成31年3月20日
13	旧竹内農場赤レンガ西洋館及び竹内家文書	若柴町	令和2年1月22日
14	関東鉄道竜ヶ崎線	竜ヶ崎駅	令和3年1月27日
15	鹿島神社の仙台藩関係石造物	鹿島神社	令和3年12月22日

<資料：文化・生涯学習課>

(2) 歴史民俗資料館の活用

歴史民俗資料館では、地域の考古・歴史・民俗資料を調査研究・収集保存し、展示や出版物に活用しています。また、館内には、常設展示室・企画展示室のほか、調査研究のための図書室・研究室、資料保存のための収蔵庫・特別収蔵庫があります。市民から寄贈・寄託された資料は、収蔵庫に保存され、活用しています。

3 文化環境分野

目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち

【入館者数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数	23,630人	11,363人	13,178人	19,084人	18,191人

<資料：文化・生涯学習課>

(3) 普及啓発

歴史・民俗に関する資料の展示や教育普及事業等により、郷土の歴史と文化に対する市民の知識と理解を深めるとともに、文化の振興に努めています。また、文化財マップや説明板を作成・設置し、文化財の保存と継承のための啓発活動を行っています。

【主な事業内容】

区分	令和5年度の主な事業内容
企画展示等	①「龍ヶ崎の歴史と民俗」(常設展示)、②ボランティア作品展「布れあい染織展」(4/18~5/7)、③松田正平と川北英二の作品展(5/27~6/25)、④長崎原爆写真パネル展(7/1~17)、⑤100年前のペンギンと南極探検(7/29~8/25)、⑥馬場台第2・八幡作遺跡発掘調査遺物展(8/1~9/3)、⑦絹本著色十六羅漢像複製公開展(9/23~10/22)、⑧郷土作家展「永井正写真展」(10/28~11/12)、⑨収蔵品展「むかしの学校」(1/16~3/24)
教育普及事業等	①郷土史講演会(4回、延べ112名)、②古文書講座(上級、初級コース各8回)、③歴史散歩(4回、延べ61名)、④れきみんシアター(毎週土曜日)、⑤撞舞コスプレ体験(3回、延べ27名)、⑥8mmフィルムに映る「龍ヶ崎の記憶」上映会(3回、延べ38名)、⑦わら草履作り教室(2回、延べ14名)、⑧注連飾り作り教室(2回、延べ10名)、⑨草木染め教室(3回、延べ22名)、⑩機織り伝承教室(毎週火・木曜)、⑪機織り教室(8回、延べ19名)、⑫簡単機織り教室(2回、延べ11名)、⑬折り紙教室(3回、延べ23名)、⑭お手玉作り教室(1回、5名)、⑮小学校見学学習支援(市内11校、市外6校に実施)、⑯学芸員実習の受け入れ(3名)、⑰ボランティア活動の推進及び支援…育成団体(資料館ボランティア、龍ヶ崎古文書同好会)、⑱常陽小学生新聞「昔の道具とくらし」に寄稿(8回)、⑲りゅうほー「龍ヶ崎よもやま話」に寄稿(4回)、⑳中学生職場体験受入(3校、8名)

(4) 観光案内板の設置

若柴宿は、江戸時代に多くの旅人が往来した水戸街道8番目の宿場で、当時から巨樹、珍木も多く、かつての名残が随所に見られます。現在、宿内2か所に観光案内板を設置し、歴史ある街並みを紹介しています。



【設置場所】

- ① 星宮神社境内
(龍ヶ崎市若柴町 683番地)
- ② 駒柴村役場跡
(龍ヶ崎市若柴町 1699番地 1)

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

3 文化環境分野

目標9 歴史的環境や自然景観資源の保全と活用が進み、魅力あるまち

(5) 歴史的建造物の保存・活用

本市に残る歴史的建造物の調査、保存などを通じて豊かなまちづくりに貢献することを目的に活動しているNPO法人「龍ヶ崎の価値のある建造物を保存する市民の会」が行う、本市の市民遺産等を活用した事業に協力をいました。

(6) 撃舞の保存

撃舞は、約450年の歴史をもつ伝統芸能で、国選択・県指定無形民俗文化財となっており、毎年、八坂神社祇園祭の最終日に行われています。祇園祭も復活した令和5年度は、令和5年7月23日(日)に開催され、約8,000人もの多くの観覧者が訪れ賑わいました。本市を代表する伝統芸能である撃舞を後世に引き継ぐため、龍ヶ崎市撃舞保存会では、舞男の育成活動として6月4日から毎週日曜日に練習を行うなど、撃舞の保存伝承のための支援及び周知活動を行っています。

9-② 自然景観の保全と活用

(1) 太陽光発電設備の立地適正化

本市では、「太陽光発電設備設置事業の自然環境等との調和と適正管理に関する条例」に基づき、市民と事業者、行政の情報共有・共通理解を前提とした太陽光発電設備の立地及び管理の適正化に努めています。

また、豊かな自然環境を有し、魅力的な景観等が形成されている地域等を抑制区域に指定し、対象事業を行わないよう協力を求めています。

令和5年度において、本条例に基づき、事業者から提出された完了届は28件となっています。

【年度毎の推移】

年度	完了件数(件)	出力計(kw)	事業区域面積計(m ²)
平成28年10月～	1	49.5	1,488.14
平成29年度	10	2,282.5	45,553.71
平成30年度	30	16,739.3	331,303.34
令和元年度	39	4,388.3	96,649.49
令和2年度	48	4,615.2	110,619.71
令和3年度	24	1,734.9	41,839.84
令和4年度	12	1,830.5	21,200.41
令和5年度	28	4,583.7	80,042.90
合計	192	36,223.9	728,697.54

目標10 水と緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち**環境基本計画より****[施策]**

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 10-① 公園緑地の充実 | 『SDGs ターゲット 11.7』 |
| 10-② 街なみの緑の充実 | 『SDGs ターゲット 11.7』 |
| 10-③ 自然に親しめる環境の整備と活用 | 『SDGs ターゲット 11.7』 |
- 自然とのふれあい、緑豊かな街なみの形成、水と緑がもたらす快適性の向上等に向けて、身近な水と緑の活用に取り組みます。

10-① 公園緑地の充実**(1) 既存の緑地を活用した公園の適正管理**

市内にある貴重な緑地を保全するとともに、市民の憩いの場となる公園の適正な管理に努めています。なお、既存の緑地を活用した主な公園については、「第2章 龍ヶ崎市の環境の状況 3 文化環境分野 [公園緑地の充実]」(P18) のとおりです。

(2) 水辺環境を活用した公園等の適正管理

水辺に親しめる憩いの場として、公園の適正な管理に努めています。

なお、水辺環境を活用した主な公園は、破竹川を活用してビオトープを整備した「龍ヶ岡公園」、蛇沼に隣接した「蛇沼公園」、旧小貝川の豊かな水と自然に触れることができる「ふるさとふれあい公園」、茨城県との共同事業で整備した「牛久沼水辺公園」等があります。

また、樹木等については、倒木防止や支障枝の除去、樹形を保持するための剪定などを行い、適正な維持管理に努めています。

(3) 里親制度による公園の適正管理

市民、市民ボランティア団体等が身近な公園などの里親となり、自ら公園の清掃や除草等を行う「公共施設里親制度」を導入しており、令和5年度末時点で 57 団体が登録され、公園の適正管理の活動を展開しています。なお、年4回以上の活動を行い、かつ、その活動が1年を超えた里親からの希望があれば、看板（里親サイン）を設置しています。

10-② 街なみの緑の充実**(1) 緑のある住環境**

市内の一部の住宅地では、住民自らが住環境の保全を目的として運営する建築協定の中で、垣根を生垣等とする項目を設けています。

令和5年度末の状況では、建築協定9地区となっています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

3 文化環境分野

目標10 水と緑に親しめる環境の形成が進み、うるおい豊かなまち

(2) 市民活動団体等による環境美化活動の実施

駒柴地区花いっぱい運動連合会による県道龍ヶ崎市停車場線（龍宮通り）での除草・花植え作業をはじめ、市民活動団体等による地域の花壇や公園などの美化活動に際して、龍ヶ崎市ボランティア制度「まちづくり・つなぐネット」により市内事業所等の協力を募りました。令和5年度は、民間事業者（大和ハウス工業株）竜ヶ崎工場、（株）筑波銀行 龍ヶ崎支店、明治安田生命保険（相）竜ヶ崎営業所 の42名と城ノ内中学校（陸上競技部、剣道部、男子バレーボール部）の約60名の参加があり、美しい景観づくりを進めました。



除草活動（龍ヶ崎市停車場線）

花の苗植え（さんさん館脇道路沿い花壇）

<資料：地域づくり推進課>

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

4 地球環境分野（龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編））

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル



環境基本計画より

[施策]

11-① 日常生活の省エネ行動の促進『SDGs ターゲット 7.3・13.3』

11-② 事業活動の省エネ行動の促進『SDGs ターゲット 7.3・13.3』

11-③ 市役所の率先行動の推進 『SDGs ターゲット 7.3・13.3』

暮らしや仕事等の普段の行動による二酸化炭素排出の削減に向けて、省エネ型、エネルギー効率のよい暮らしや仕事の仕方等の啓発、情報提供等に取り組みます。

11-① 日常生活の省エネ行動の促進

(1) 節電対策の啓発

家庭でできる節電対策について、夏と冬の2回、市広報紙りゅうほーにより節電対策等を市民に紹介し、省エネルギー及びCO₂排出量の削減を促しました。

11-② 事業活動の省エネ行動の促進

(1) エコショップの認定制度

環境にやさしいライフスタイルを確立するため、平成8年から茨城県とともにエコショップ制度を設け、エコショップに認定した事業者を広く市民にPRして、市民と事業者との連携を促進しています。

エコショップは、レジ袋削減のための買い物かご等持参の促進や空き缶、空きビン、紙パック等の店頭回収など12項目のうち、1つ以上を実施している事業所を認定しています。

【エコショップ認定事業所】

(認定順／令和5年3月31日現在)

No.	事業所名	住所	初回認定年月日
1	FOOD OFF ストッカー佐貫店	若柴町3184-1	平成9年1月4日
2	ランド ロード マーケットキッチン&テーブル店	中根台3-6-1	
3	(株)タイヨー竜ヶ崎店	川原代町5588-4	平成9年2月3日
4	地酒と自然食品の店 えびはら	栄町4333	平成9年3月12日
5	ランド ロード マーケット龍ヶ岡店	松ヶ丘1-1	平成9年10月28日
6	(株)カスミ龍ヶ岡店	藤ヶ丘4-1-2	平成16年7月30日
7	イトーヨーカドー竜ヶ崎店	小柴5-1-2	平成17年6月1日
8	ミニストップ竜ヶ崎北方店	北方町1558-2	平成18年9月15日
9	パン・アトリエ クレッセント	松ヶ丘1-19-3	平成19年12月1日
10	チャレンジ工房 どらすて	上町4839-1	平成20年3月1日
11	(株)ニューライフ	出し山町145	平成21年2月1日
12	(有)スパイラルガーデン	若柴町3093-7	平成21年12月1日

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

13	ミマスクリーンケア(株)つくば工場	向陽台4-1	平成23年1月7日
14	茨城日産自動車(株)竜ヶ崎店	中根台2-1-10	平成23年12月1日
15	茨城日産自動車(株)サティオ竜ヶ崎店	川原代町5425-2	平成25年5月21日
16	ヒラデ・スタイル(株)	緑町168	平成25年5月21日
17	福祉の店 りゅう	上町2899	平成26年1月20日
18	ウエルシア龍ヶ崎長山店	長山3-2-1	平成26年7月7日
19	ミニストップ龍ヶ崎白羽店	白羽1-7-37	平成26年9月12日
20	ケーズデンキたつのこまち龍ヶ崎モール店	中里2-1-2	平成30年6月28日
21	フードスクエア龍ヶ崎中里店	中里2-1-2	平成30年7月18日
22	(株)諸岡	庄兵衛新田町358	令和2年10月26日

＜資料：生活環境課＞

(2) エコオフィスの認定制度

平成19年5月から、環境にやさしい事業活動を積極的に行っている市内の事業所を「エコオフィス」として認定し、その取組を支援していく制度を創設しました。広報紙やホームページで活動内容を周知するとともに、認定事業所を広げています。

エコオフィスは、グリーン購入法の推進や紙類、空き缶、空きビン、ペットボトル等の分別及びリサイクルの推進、従業員への環境教育の実施など12項目のうち、3つ以上を実施している事業所を認定しています。

【エコオフィス認定事業所】 (認定順／令和5年3月31日現在)

No.	事業所名	住所	初回認定年月日
1	東京電力パワーグリッド(株)竜ヶ崎支社	寺後3626-1	平成19年7月1日
2	龍ヶ崎市商工会	上町4264-1	平成19年8月16日
3	水戸信用金庫龍ヶ崎支店	藤ヶ丘3-1-1	
4	大和ハウス工業(株)竜ヶ崎工場	板橋町393-1	平成19年12月1日
5	(株)ニューライフ	出し山町145	平成21年2月1日
6	(有)スパイラルガーデン	若柴町3093-7	平成21年12月1日
7	積水メディカル(株)つくば工場	向陽台3-3-1	平成23年1月7日
8	ミマスクリーンケア(株)つくば工場	向陽台4-1	
9	ヒラデ・スタイル(株)	緑町168	平成25年5月21日
10	(社福)龍ヶ崎市社会福祉協議会	馴柴町834-1	平成26年1月20日
11	龍ヶ崎市総合福祉センター	川原代町5014	
12	障害福祉サービス事業所 ひまわり園	高須町4207	
13	シナネンアクシア(株)	中根台4-10-1	平成26年2月4日
14	鍵林製菓(株)	根町3359	平成26年2月6日
15	(公社)龍ヶ崎市シルバー人材センター	馴馬町3202	平成26年2月28日

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

16	イトーヨーカドー竜ヶ崎店	小柴5-1-2	平成26年6月5日
17	平成観光自動車(株)	泉町1258-1	平成26年6月11日
18	(株)泰成工業所	羽原町634	平成28年11月8日
19	農事組合法人 長戸北部営農組合	板橋町288	平成30年3月8日
20	まいりゅうサロン	佐貴町489-29	令和元年12月18日
21	(株)諸岡	庄兵衛新田町358	令和2年10月1日
22	イセデリカ(株)竜ヶ崎工場	馴馬町5167-1	令和5年3月30日
23	イセデリカ(株)サテライトオフィス	小柴5-2-3	
24	イセデリカ(株)白羽工場	白羽4-5-3	
25	イセデリカ(株)龍ヶ岡商品センター	白羽4-5-3	

<資料：生活環境課>

11-③ 市役所の率先行動の推進

(1) 進捗管理の指標設定

① 龍ヶ崎市地球温暖化防止実行計画の推進

令和5年2月に龍ヶ崎市第5次地球温暖化防止実行計画（事務事業編）【「龍ヶ崎市プラスチック削減方針」を含む】を策定し、本庁舎や小中学校等の公共施設より発生する温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

令和5年度の温室効果ガス排出量は、平成25年度（基準年度）と比較して19.4%の削減という状況でした。（以下、【公共施設の燃料使用量及び温室効果ガス排出量】参照）

これまでの主な取組としては、公共施設等について、LED照明及び新電力（PPS）の導入、昼休みの消灯、照明器具の間引き、ノーカンペーンの徹底、電気ポットの使用削減、庁内会議のペーパーレス化など、公用車については、低公害車への転換、エコドライブの推進などを実践しました。

【公共施設の節電取組（電気使用量）結果】 (単位：kWh)

	7月	8月	9月	計
令和3年度	624,292	525,632	424,671	1,574,595
令和4年度	663,707	585,356	615,921	1,864,984
令和5年度	666,348	622,816	700,867	1,990,031
前年度比	+0.3%	+6.4%	+13.8%	+6.7%

<資料：生活環境課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

【公共施設の燃料使用量及び温室効果ガス排出量】

	平成25年度 (基準年度) 燃料使用量	令和2年度 燃料使用量	令和3年度 燃料使用量	令和4年度 燃料使用量	令和5年度		目標値 (令和12年度) 基準年度比
					燃料使用量	基準年度比	
ガソリン(L)	74,680	51,628	53,810	58,079	60,869	-18.5%	-40%
軽油 (L)	57,079	32,476	36,557	35,709	46,457	-18.6%	-40%
灯油 (L)	117,308	81,915	89,431	100,170	94,370	-19.6%	-40%
A重油 (L)	251,000	0	0	0	0	-100%	-100%
都市ガス (m ³)	499,566	683,313	692,583	776,214	722,347	44.6%	30%
プロパンガス (m ³)	3,911	1,412	1,476	2,021	1,647	-57.9%	-65%
電気(kWh)	7,336,779	6,102,510	6,410,711	7,622,461	6,760,212	-7.9%	-15%
温室効果ガス排出量 ^{*1} (t) (CO ₂ 換算値)	6,274	4,976	4,927	5,690	5,059	-19.4%	-46%

※A重油は、該当する施設の使用燃料が都市ガスに変更になったため、平成28年中に使用を終了。

※目標値は、龍ヶ崎市第5次地球温暖化防止実行計画(事務事業編)【「龍ヶ崎市役所プラスチック削減方針」を含む】で定めたものです。

<資料：生活環境課>

② 龍ヶ崎市庁舎等省エネ推進に関する取組

市役所本庁舎の省エネルギーに関する取り組みを推進するため、各フロアー等に省エネリーダー・サブリーダーを選任し、省資源・省エネルギーに関する取り組みの実践及び温室効果ガス排出量の削減に努めています。

また、定期的にエアコンの温度設定やごみの分別について巡回確認を実施しています。

(2) クールビズ・ウォームビズの推進

地球温暖化防止及び節電対策として、クールビズ及びウォームビズに取り組みました。

- ・クールビズの実施期間：令和5年5月1日（月）～10月31日（火）
- ・ウォームビズの実施期間：令和5年11月1日（水）～令和6年3月31日（日）

(3) 公共施設へのLED照明の導入

温室効果ガスの排出量及び電気使用量の削減につながるLED照明を、新築工事又は改修工事等を行う際に、率先して公共施設に導入しています。

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

【設置施設数の推移】

年度	施設数	施設名
平成24年度	3	市役所庁舎、中央図書館、市営富士見住宅
平成25年度	3	総合体育館（たつのこアリーナ）、城西中学校、文化会館
平成26年度	1	長山中学校
平成27年度	3	龍ヶ崎中学校、城ノ内中学校、旧城南中学校
平成28年度	11	コミュニティセンター〔松葉、長戸、大宮、馴柴、川原代、長山〕、市民窓口ステーション、市民交流プラザ、陸上競技場（たつのこフィールド）、市営奈戸岡住宅、市営砂町住宅
平成29年度	12	コミュニティセンター〔八原、馴馬台、龍ヶ崎、龍ヶ崎西、久保台、城ノ内〕、農業公園豊作村〔湯ったり館、総合交流ターミナル〕、農産物等直売所（たつのこ産直市場）、北竜台防犯ステーション、龍ヶ崎市駅東駐輪場
平成30年度	5	市民活動センター、さんさん館、東部出張所、高砂運動広場（高砂体育館）、中根台中学校
令和元年度	1	まいん健康サポートセンター
令和2年度	3	北文間運動広場（スポーツサロン北文間館）、市営斎場、歴史民俗資料館
令和3年度	7	小学校〔龍ヶ崎西、大宮、龍ヶ崎、久保台、松葉、川原代〕、教育センター
令和4年度	6	小学校〔馴柴、八原、長山、馴馬台、城ノ内〕、野球場（たつのこスタジアム）
令和5年度	0	

※導入した施設への追加導入については記載していません。

<資料：管財課>

(4) ノーマイカーデーの実施（スマートムーブ）

環境に配慮し、市職員がマイカー通勤から徒歩や自転車、あるいは公共交通機関等を利用した通勤に移行することを促す「ノーマイカーデー」を毎週水曜日に実施しています。

【参加割合】

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加率	11.9%	9.9%	9.7%	11.3%	9.5%

<資料：生活環境課>

(5) 雨水の有効活用

龍ヶ崎市総合体育館「たつのこアリーナ」では、メインアリーナの屋根に降った雨を雨水貯留槽に貯め、トイレの洗浄水として活用しています。同様に、馴柴小学校においても体育館の屋根に降った雨を雨水貯留槽に貯め、校庭の散水に活用しています。

(6) 緑のカーテン等の設置

夏の節電対策として、一部のコミュニティセンターで、緑のカーテンの設置を実施しました。

(7) 公用車の低公害車・軽自動車への転換

本市では、CO₂排出量の削減を目的に、業務で使用する公用車において、電気自動車等の低公害車や低燃費の軽自動車を計画的に導入しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

【公用車の区分ごとの管理台数】

区分	管理台数		増減
	令和4年度	令和5年度	
電動車	電気自動車（EV）	2	1
	プラグインハイブリッド自動車（PHV）	1	1
	ハイブリッド自動車（HV）	10	12
	小計	13	14
ガソリン車	普通・小型乗用車	2	3
	小型貨物車	6	5
	軽自動車	18	17
	軽貨物車	52	53
	特殊用途車	3	3
	小計	81	81
軽油車	普通・小型乗用車	2	2
	普通貨物車	6	6
	小型貨物車	10	11
	乗合乗用車	4	4
	特殊用途車	45	39
	小計	67	62
合計		161	157
			-4

※令和4年度の公用車数に誤りがありましたので、訂正しています。

※管理台数は当該年度内に廃車又はリース終了した車両を含みます。但し、同区分の車両を更新した場合には、台数はカウントしていません。

4 地球環境分野

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、低炭素になるまち

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、低炭素になるまち

環境基本計画より

[施策]

12-① 住宅のエネルギー対策の促進 『SDGs ターゲット 7.2・16.b』

12-② 事業者のエネルギー対策の促進 『SDGs ターゲット 7.2・16.b』

12-③ 都市や交通の低炭素化の推進 『SDGs ターゲット 7.2・16.b』

建物や交通等都市施設による二酸化炭素排出の削減に向けて、建物や設備等の省エネ対策の促進、再生可能エネルギーの導入促進等に取り組みます。

12-① 住宅のエネルギー対策の促進

(1) 自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）の普及促進

本市では、住宅等における再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自ら居住する住宅に自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）を設置する市民に補助金の交付を行っています。

【補助金の交付件数実績】

区分	補助金額	件数	補助総額
自立・分散型エネルギー設備 (蓄電システム)	50,000円/件 (33件は、県補助金50,000円上乗せ有)	50件	4,150,000円

<資料：生活環境課>

12-② 事業者のエネルギー対策の促進

(1) 環境マネジメントシステムの取得

① ISO14001 認証取得

ISO14001は、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた環境に関する国際規格です。認証を受けることで、国際的に環境にやさしい企業としてアピールができます。

【市内の取得事業所一覧】

(五十音順/令和5年3月31日現在)

No.	住所	事業所名
1	野原町 79	茨城トヨペット 株式会社 竜ヶ崎出し山店
2	佐貫 1-4-3	株式会社 協和コンサルタント 茨城営業所
3	板橋町 436-2	JFE 環境サービス 株式会社 龍ヶ崎事業所
4	向陽台 3-3-1	積水メディカル 株式会社 つくば事業所
5	羽原町 634	株式会社 泰成工業所 竜ヶ崎工場
6	向陽台 4-4	ダイライ特 株式会社 本社工場
7	板橋町 393-1	大和ハウス工業 株式会社 竜ヶ崎工場
8	中根台 4-10-1	シナネンアクシア(株) 茨城支店
9	向陽台 3-5-1	東洋エアゾール工業 株式会社 筑波工場
10	向陽台 6-5	南総通運 株式会社
11	向陽台 3-5-3	株式会社 ニイタカ つくば工場
12	市奈戸岡 2	森尾電機 株式会社 竜ヶ崎事業所
13	庄兵衛新田 358	株式会社 諸岡
14	向陽台 2-1-4	三井化学エムシー 株式会社 関東製造課
15	向陽台 1-7	株式会社 ニップン 竜ヶ崎工場

※公益財団法人日本適合性認定協会のHPで確認できた事業所を掲載しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、低炭素になるまち

② エコステージ認証取得

エコステージは、中小事業所が環境にやさしい経営に取り組むことができるよう、レベルに合わせて無理なく認証を受けられる制度です。

【市内の取得事業所一覧】

(令和6年3月31日現在)

No.	住所	事業所名
1	白羽4-5-8	株式会社マルタツ 龍ヶ崎製造部

※一般社団法人工エコステージ協会全国事務局ホームページで確認できた事業所を掲載しています。

③ 茨城工コ事業所への登録

茨城工コ事業所は、茨城県が簡易な環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所を登録する茨城県独自の制度です。

登録区分は、茨城工コ事業所登録制度実施要項に定める「環境に配慮した取組項目」に取り組んでいる事業所又はエコアクション21認証・登録事業所のうち、下記の表のそれぞれの基準を満たした事業所です。

登録区分 (格付)	登録の基準		
	必須項目	基準項目	発展項目
A	すべて実施	3項目以上実施	—
AA	すべて実施	4項目以上実施	2項目以上実施
AAA	すべて実施	5項目以上実施	4項目以上実施

【市内の登録事業所】

A

(順不同／令和6年3月31日現在)

日産プリンス茨城販売(株)竜ヶ崎店/カットハウスひかり竜ヶ崎店/(株)ホンダ茨城南(HondaCars 茨城南)竜ヶ崎店/トヨタカローラ南茨城(株)竜ヶ崎店/(株)平川建設/(株)ホンダカーズ茨城 竜ヶ崎中根台店/(株)セブン-イレブンジャパン(各店舗)/ジャンク/(株)関電工茨城支店竜ヶ崎営業所/鍵林製菓(株)

AA

AIメカテック(株)茨城日産自動車(株)竜ヶ崎店/(株)羽原工務店/(株)めぐみカーブス竜ヶ崎/(有)霞資源竜ヶ崎事業所/大昭建設(株)水戸信用金庫竜ヶ崎支店・龍ヶ岡支店

AAA

東京電力(株)竜ヶ崎支社/ダイライト(株)本社工場/茨城トヨペット(株)竜ヶ崎出し山店/不二建設(株)/増川建設(株)才力モト(株)茨城工場/福智建設工業(株)/(株)常陽銀行竜崎支店・北竜台出張所/(株)筑波銀行竜ヶ崎支店/茨城県信用組合佐貫支店/(株)諸岡/(有)助川自動車工業

※茨城県環境政策課のホームページで確認できた事業所を掲載しています。

※登録区分(格付)については、茨城県が独自に決めた基準によるものです。

4 地球環境分野

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、低炭素になるまち

12-③ 都市や交通の低炭素化の推進

(1) 乗合タクシーの運行

本市では、公共交通空白地域の移動手段や高齢者等移動が困難な方の移動手段として、平成24年7月から乗合タクシー（龍タク）を運行しています。民間タクシー事業者の車両を活用して、利用者が乗り合いで利用することにより、過度な自家用車利用の抑制を図りました。

【乗合タクシー登録者数等の推移】

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数 (延べ人数)	2,320	2,528	2,704	2,985	3,236
利用者数	5,186	3,740	4,362	4,716	3,935
乗合率	33.9%	24.5%	24.2%	27.3%	22.4%

<資料：都市計画課>

(2) コミュニティバスの運行

本市では、過度な自家用車利用の抑制などを目的として、平成14年7月からコミュニティバスの運行を行っています。

公共施設や商業施設、病院などを結ぶ市民の足として広く利用されており、高齢者が社会参加しやすい環境の整備を行うため、高齢者の方を対象にしたコミュニティバス共通定期券（おたっしゃバス）を発行するなど、利便性の向上に取り組んでいます。

【コミュニティバス乗車人数の推移】

(単位：人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
循環ルート(内回り)	59,412	52,489	60,438	73,694	69,844
循環ルート(外回り)	67,214	51,902	58,636	65,535	67,194
Aルート	12,207				
Bルート	6,623				
Cルート	2,992				
Dルート	1,788				
Eルート	6,951				
O1 南が丘・長沖線	4,583	5,911	7,519	10,729	11,748
O2 長山・松葉線	12,632	21,160	21,461	25,765	27,226
O3 長戸・白羽線	3,570	4,156	3,780	4,001	3,721
O4 大宮線	4,332	5,786	5,752	6,337	7,349
O5 八原線	1,369	2,051	1,815	3,445	2,390
O6 佐貫・川原代線	7,447	8,712	8,300	9,446	10,993
O7 若柴線	4,594	7,442	8,952	10,305	11,028
シャトルバス	2,062	2,094	2,245	2,660	2,327
合 計	197,776	161,703	178,898	211,917	213,820

※令和元年9月から、A～Eルートは南が丘・長沖線、長山・松葉線、長戸・白羽線、大宮線、八原線、佐貫・川原代線、若柴線、シャトルバスとして再編。

<資料：都市計画課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、低炭素になるまち

(3) モビリティ・マネジメントの実施

自動車利用から公共交通利用への自発的転換を促すモビリティ・マネジメントについて、コミュニティバスと関東鉄道竜ヶ崎線を題材とし、川原代小学校と大宮小学校の3年生を対象に実施しました。

【公共交通の必要性について・関東鉄道竜ヶ崎線の歴史と役割】

実施日	学校名	参加人数
2月5日（月）	川原代小学校	11人
2月15日（木）	大宮小学校	11人

＜資料：都市計画課＞

(4) サイクル&バスライドの設置

コミュニティバス停留所に近接する公共施設駐輪場 16箇所を「サイクル&バスライド」として活用し、自転車で公共施設駐輪場まで行き、コミュニティバスで目的地へ出かけるなど環境にやさしい行動を推進しています。

(5) 充電インフラ設備等の設置

PHV（プラグインハイブリッド自動車）やEV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）等の次世代自動車の普及に向けて、充電インフラ設備設置の促進が図られています。

【充電インフラ設備等の設置数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	15箇所	14箇所	14箇所	13箇所	13箇所

＜資料：生活環境課＞

コラム

◇◇◇わが社の温室効果ガス排出削減に向けた取組◇◇◇

— 龍ヶ崎市SDGsパートナー（市内企業）事例1 —

株式会社 諸岡

1 サプライチェーン排出量[☆]の算定

2021年4月、日本政府は2030年までにCO₂排出量46%削減目標を掲げました。これを受けて、当社は『意識向上には事実認識』を掲げ、2021年中に、自社に纏わるサプライチェーン排出量を換算する仕組みを整えました。以降、定期的な社員同士の意見交換なども交えながら、徐々に意識の変化を感じるようになりました。

○当社の温室効果ガス排出量の推移

単位:t CO₂

年度	Scope1	Scope2	Scope3	総合計
2020年度	403	290	381,170	381,863
2021年度	346	97	407,114	407,557
2022年度	451	28	386,216	386,695
2023年度	513	30	274,192	274,735

サプライチェーン排出量 = Scope1排出量 + Scope2排出量 + Scope3排出量

GHGプロトコル(英語) (Greenhouse Gas Protocol) のScope3基準では、Scope3を15のカテゴリに分類します。



出典：「サプライチェーン排出量全般」環境省ホームページ
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/estimate.html

Scope3は、製品の製造/使用/廃棄など事業に係るものであり、当社においては大部分を占めます。当社は建設・環境機械の製造メーカーである上で、この事実を認識し、そして改めて、『林業』『木質バイオマス』を着目事業とし、様々な製品開発・提案を行っています。

2 「未利用材」を利用した国産チップ供給の充実・安定

政府は、再生可能エネルギーの割合を36~38%まで増加させるとし、バイオマス発電が注目を集め、近年は、木質バイオマス発電所が稼働増加しましたが、輸入チップの価格高騰も相俟つて、発電チップが足りないことが社会問題になっています。国内の「未利用材」を利用した国産チップ供給を充実・安定させることは、再生可能エネルギーの準国内生産増加に寄与することになります。

加えて、国内の未利用材の利用により、豪雨時の流木、枝付き材の集落への流れ込みが減少し、災害が大幅に削減することも期待できます。諸岡が提案する木質バイオマス利用システムは、日本の森林価値を高め、SDGsに貢献する取組です。当社は、貴重な森林資源を活かし、『持続可能な社会』を作り出す林業分野において、人手不足を機械の力で解決するため、挑戦を続けます。



○バイオマス対応型フォワーダー

4 地球環境分野

目標12 エネルギーに関する設備等の対策が進み、低炭素になるまち

コラム

◇◇◇わが社の温室効果ガス排出削減に向けた取組◇◇◇

— 龍ヶ崎市 SDGsパートナー（市内企業）事例2 —

イセデリカ株式会社

1 エコアクション21活動の推進

全社で環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムである「エコアクション21」の取り組みを推進しています。活動内容としてはエネルギー使用量の削減・再利用や廃棄物排出量の削減・リサイクルの推進、本業を通じた環境負荷の低減など、環境に配慮した活動に取り組んでいます。また、これらを有効的に推進するために全社員を対象にeco検定の受験も行っており、会社全体で環境に対する知識習得や意識向上に努めています。

2 太陽光発電設備の導入及び工場緑化の取組

白羽工場敷地内に太陽光発電設備を導入し2024年7月より稼働を開始しました。同設備により、工場使用電力の一部を太陽光発電による電力で賄っています。

当社の太陽光発電設備の特徴としては、太陽光パネルの仕様が挙げられます。具体的には、一般的な太陽光パネルに比べ耐用年数が長く、経年劣化による発電効率の低下も少ない仕様となっています。また、可能な限り有害物質を含まない材質の太陽光パネルを採用することにより、環境への影響も配慮した仕様となっています。



太陽光パネル（白羽工場）

さらに、太陽光パネル設置場所の敷地については、防草シートや砂利を使用せず、緑地として工場緑化の取り組みに活用しています。加えて、緑地管理に草刈りロボットを活用し、除草剤等を使用せず、環境に配慮した取り組みも行っています。

3 トラック予約受付サービス（バース予約システム）導入による着車時間削減の取組

当社の物流マザーセンターである龍ヶ崎商品センターにバース予約システムを導入し2024年3月より稼働を開始しました。トラックの待機時間の可視化・作業効率化を実現し、待機時間の削減及び待機車両からの二酸化炭素排出量削減に繋がる活動を推進しています。



トラック予約受付サービス
「MOVO Berth（ムーボ・バース）」
<https://hacobu.jp/movo-berth/>

当社は地域に支えられている企業として今後も環境に配慮した企業活動を推進して行きます。

**目標13 気候変動に適応できる、安全なくらし**

環境基本計画より

[施策]

13-① 気候変動に適応できる、安全なくらし『SDGs ターゲット 13.2・13.3』

地球温暖化に伴う気候変動が、気象災害の増大につながったり、農作物、衛生等に影響をもたらしつつあると考えられることから、今後の大きな環境の変化に適応していくための対策の検討や情報提供等に取り組みます。

13-① 気候変動に適応できる、安全なくらし

(1) 気象予報士を活用した災害対応

平成29年度から民間の気象会社と「気象防災アドバイザー業務委託契約」を締結し、大雨発生時や台風接近時等をはじめ、気象予報士による24時間体制の気象状況の実況監視や気象解説を受けながら、市の災害対応を行いました。

【主な対応】

実施月	対応
8月	<ul style="list-style-type: none"> 前線通過に伴う今後の大雨について解説、実況監視 台風第7号の接近と今後の影響について解説、実況監視 台風第9号及び10号の今後の影響について解説、実況監視
9月	<ul style="list-style-type: none"> 関東北部の大雨と熱帯低気圧の予想を解説、実況監視 台風第13号の接近と今後の影響について解説、実況監視 関東南部の大雨の今後の予想について解説、実況監視
10月	<ul style="list-style-type: none"> 低気圧の接近に伴う今後の影響について解説、実況監視

<資料：防災安全課>

(2) 台風接近及び集中豪雨等への対応

令和5年6月2日から3日に、台風第2号の影響による非常に活発な雨雲が断続的に当地にかかり、24時間降水量が6月の観測史上最大の214.5ミリを記録するなど大雨をもたらしました。これにより、牛久沼の越水や市内各所で冠水が発生し、多くの浸水被害が発生しました。

このような災害への備えとして、各地域の調節池や雨水幹線の巡回及び清掃等、雨水の流下能力が最大限発揮できるよう適切な管理を行うとともに、災害発生時には市民への注意喚起や避難発令、関係機関と連携した組織的な災害対応を行いました。

【主な台風等への対応状況】

事象名	気象状況	市体制	避難所開設数	避難者数
6月2日大雨	土砂災害警戒情報	災害対策本部	4箇所	5名
6月8日大雨	警報級の発表はなし	警戒体制	0箇所	
台風第3号	警報級の発表はなし	警戒体制	0箇所	
台風第7号	警報級の発表はなし	警戒体制	0箇所	
台風第13号	土砂災害警戒情報	災害対策本部	4箇所	6名

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標13 気候変動に適応できる、安全なくらし

9月20日大雨	警報級の発表はなし	警戒体制	○箇所	
台風第15号	警報級の発表はなし	警戒体制	○箇所	
2月6日大雪	警報級の発表はなし	警戒体制	○箇所	
3月12日大雨	警報級の発表はなし	警戒体制	○箇所	

<資料：防災安全課>

(3) 防災訓練及び出前講座の実施

各小学校、コミュニティ協議会や自主防災組織において防災訓練及び出前講座を実施し、市民の防災意識の向上を目指すとともに、災害時の対応方法等について周知を図りました。

【防災訓練及び出前講座の実施状況】

種別	内容等	実施回数	延べ参加人数
防災訓練	安否確認訓練、避難所設営訓練、情報伝達訓練など	38回	5,815人
出前講座	防災対策、地震・水害の備え、台風や大雨への対応など	15回	509人

<資料：防災安全課>

(4) 熱中症患者緊急搬送

市内で要請のあった熱中症患者の緊急搬送については、稲敷広域消防で対応しています。

【熱中症患者緊急搬送件数（市内）の推移】

年 度	件数/日数	月 別					計	気象データ（参考）			
								7月(℃)	8月(℃)	年間	
		5月	6月	7月	8月	9月		最高気温	最高気温	猛暑日日数 ^{*1}	
平成25年度	搬送件数	1	1	13	23	1	39	35.7	37.6	7	
	実動日数	1	1	10	11	1	24	24.9	27.0	45	
平成30年度	搬送件数	0	6	23	11	5	45	36.5	37.5	8	
	実動日数	0	4	13	10	4	31	27.3	26.7	51	
令和元年度	搬送件数	5	3	13	17	11	49	34.9	36.0	6	
	実動日数	4	2	5	10	6	27	23.3	27.3	39	
令和2年度	搬送件数	0	2	1	22	4	29	31.2	36.7	9	
	実動日数	0	2	1	14	3	20	23.5	27.6	35	
令和3年度	搬送件数	0	2	15	9	1	27	33.9	35.0	1	
	実動日数	0	2	12	6	1	21	24.7	26.3	43	
令和4年度	搬送件数	0	10	17	11	2	40	36.6	38.2	6	
	実動日数	0	8	11	6	2	27	26.4	26.2	53	
令和5年度	搬送件数	0	7	21	25	8	61	36.5	37.4	13	
	実動日数	0	6	15	17	6	44	27.2	28.3	82	

※令和4年度における最高気温の表記に誤りがあったため、訂正を行っています。

<資料：稲敷広域消防本部、気象庁>

(5) 地球温暖化防止に関する取組

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市域の温室効果ガス排出量の削減目標値を示す龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を、龍ヶ崎市第2次環境基本計画に包括して平成29年3月に策定しました。

国は令和3年10月に、地球温暖化対策計画において、国全体の温室効果ガス排出削減目標を「令和12（2030）年までに平成25（2013）年比で46%削減（従来目標26%削減）する」としていますが、本市では、策定地球温暖化対策を推進するために、市・市民・事業者の取組と、国・茨城県の取組とを総合して国の目標の達成（計画策定期点）を目指すこととし、計画の最終年度である「令和8（2026）年度までに平成25（2013）年度比で20%削減する」目標としています。

今後、国や県が掲げた削減目標を参考に、龍ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改訂に取り組んでいきます。【関連頁：19】

【推計による市の温室効果ガスの排出量の推移】

(単位：千t-CO₂)

区分		平成25年度 (基準値) ※1	平成25年度 (基準年度/ 2013年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度(2021年度)		
						排出量	構成比	変化率
産業 部門	製造業	335.7	509.6	567.1	413.2	496.8	59.8%	目標：令和8 年度（2026 年度）までに 基準年度から 温室効果ガス 排出量20% 削減 (678.6千 t-CO ₂)
	建設業・鉱業	6.5	3.9	2.9	3.2	3.5	0.4%	
	農林水産業	6.1	6.6	13.4	13.8	11.2	1.3%	
業務部門		186.4	126.1	90.9	83.1	87.2	13.1%	
家庭部門		109.3	130.0	107.5	108.0	108.6	10.5%	
運輸 部門	自動車	186.5	130.2	119.5	108.2	106.8	12.9%	
	鉄道	6.0	6.1	4.8	4.7	4.6	0.5%	
廃棄物部門		11.8	11.4	9.5	8.7	11.7	1.4%	
合計		848.3	923.9	915.6	743.0	830.3	△	

※1 平成25年度を2列で併記しているのは、右列が現年度と同様の排出原単位の値を使用したものであり、左列の数値は第2次環境基本計画策定期の排出原単位を用いた値としたことによるものです。基準値については19ページにも説明があります。

※ 推計の計算例（令和2年度の産業部門（製造業））

CO₂排出量（413.2）=茨城県の製造業炭素排出量（4,966）[次頁【部門別炭素排出量等】より]／茨城県の製造品出荷額等（121,773.1）[次頁【統計データ】より]×市の製造品出荷額等（2,762.9）[次頁【統計データ】より]×44/12〔(二酸化炭素分子量)/(炭素分子量)〕

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標13 気候変動に適応できる、安全なくらし

【部門別炭素排出量等の推移】

(単位：千t-C)

区分		平成25年度 (基準値)	平成25年度 (基準年度/ 2013年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)
産業部門 (茨城県)	製造業	4,683	7,109	6,217	4,966	6,170
	建設業・鉱業	96	58	46	50	53
	農林水産業	135	146	154	177	147
業務部門(茨城県)		2,220	1,548	1,108	1,018	1,078
家庭部門(茨城県)		1,073	1,315	1,140	1,091	1,092
運輸部門 (全国)	自動車	旅客	31,850	30,858	27,651	24,367
		貨物	21,318	21,894	21,001	19,770
	鉄道		2,639	2,710	2,152	2,137
廃棄物部門 (市)	燃えるごみ(t)	23,650	23,650	23,376	22,978	22,523
	内、廃プラスチック類(t)	4,967	4,967	4,371	4,388	5,383

【平成25年度～】：地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施支援サイトより。

【共通】 ※廃棄物部門：龍ヶ崎市ごみ処理基本計画に基づく実績報告より。

【統計データの推移】

区分			平成25年度 (基準値)	平成25年度 (基準年度/ 2013年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	
産業部門	製造業	製造品出荷額等 (億円)	市	2,130.9	2,130.9	3,129.7	2,762.9	3,005.7
			県	109,013.3	109,013.3	125,812.3	121,773.1	136,868.5
	建設業・鉱業	従業員数(人)	市	1,883	1,883	1,572	1,507	1,507
農林水産業			県	102,103	102,103	91,136	85,536	84,446
	従業員数(人)	市	136	136	250	272	273	
		県	11,097	11,097	10,535	12,833	13,156	
業務部門		従業員数(人)	市	18,955	21,673	21,002	20,954	21,159
			県	827,735	975,092	938,758	940,472	958,720
家庭部門		世帯数(世帯)	市	31,013	31,994	34,139	34,353	34,774
			県	1,116,821	1,187,182	1,259,205	1,272,765	1,281,935
運輸部門	自動車	保有台数(台)	市	55,886	57,113	58,869	58,208	58,185
			国	76,696,825	78,292,160	79,877,415	79,986,780	80,036,801
	鉄道	人口(人)	市	79,279	79,485	77,222	76,590	76,264
			国	127,298,000	128,438,013	127,138,033	126,654,244	125,927,902

【平成25年度～】

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施支援サイトより。

令和3年度（2021年度）における本市のCO₂排出量は、830.3千t-CO₂で、基準年度平成25年度（2013年度）と比較すると93.6千t-CO₂の減少（-10.1%）、前年度比では87.3千t-CO₂の増加（+11.7%）という状況になっています。これは、市のCO₂排出量の約60%を占める、産業部門の中の製造業からのCO₂排出量の値が、基準年度より12.84千t-CO₂の減少（-2.5%）があるものの、前年度比では、83.6千t-CO₂増加（+20.2%）したことが大きな要因となっています。

部門別のCO₂排出量の構成は、前掲【推計による市の温室効果ガスの排出量の推移】のとおりとなっています。

5 環境学習分野

目標14 環境情報が充実し、環境の課題や取組が共有されるまち

5 環境学習分野

目標14 環境情報が充実し、環境の課題や取組が共有されるまち



環境基本計画より

[施策]

14-① 年次報告の作成と公表

14-② 行動指針等の提供

14-③ 地域環境に関する情報提供『SDGs ターゲット 4.4・4.7』

市の環境調査や施策の進捗、ごみの出し方・分別方法や省エネ等の身近な行動の指針、地域の自然や歴史、地域資源の特性、地球環境の問題、市民活動のネットワーク等、環境に関する様々な情報の充実と、市・市民・事業者による情報や課題の共有促進に取り組みます。

14-① 年次報告の作成と公表

(1) 環境に関する報告書の作成・公表

市の環境施策の実施状況等についてとりまとめた環境白書、市のごみの排出状況を取りまとめた一般廃棄物処理実施計画実績報告を作成しています。いずれの冊子も市公式ホームページ等で公表しています。

14-② 行動指針等の提供

(1) 広報紙（りゅうほー）の活用

ごみの適正分別と資源物の有効利用を促進し、住み続けられるまちづくりの実現のため、龍ヶ崎市におけるごみの処理体制や排出されたごみの現状、4Rの取り組みについてなど、広報紙を活用し周知を図っています。

【りゅうほーへの掲載状況】

掲載号	掲載内容
4月前半号	自宅内から回収できるようになりました。
6月後半号	市のごみ・リサイクルの現状をお知らせします。

<資料：生活環境課>

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち

目標15 環境学習が進み、環境についての理解と実践が広がるまち



環境基本計画より

[施策]

15-① 学校における環境学習の支援 『SDGs ターゲット 4.4・4.7・16.6・16.7』

15-② 市民・事業者の環境学習の促進 『SDGs ターゲット 4.4・4.7・16.6・16.7』

家庭、学校、職場等、様々な場面とあらゆる年代における、環境についての理解と実践に向けて、教材の充実、機会の拡大等環境学習の促進に取り組みます。

15-① 学校における環境学習の支援

(1) 小中学校における取組

市内の小中学校では、総合的な学習の時間等の中に、自然保護や環境保全に関わる自然体験や社会体験を位置付けており、令和5年度は茨城県環境アドバイザー等を招いて、普段の授業とは違った、それぞれの特色を生かした授業を実施しました。

【外部講師による授業】

学校名	実施日	学年	講師	内 容
龍ヶ崎 小学校	2月16日（金）	6年生	・霞ヶ浦環境科学 センター	わたしたちの生活と環境
龍ヶ崎西 小学校	4月18日（火）	4年生	・茨城県環境 アドバイザー	カブトムシの飼育と観察
	7月6日（木）		・県下水道課	下水道出前講座
	12月15日（金）		・茨城県環境 アドバイザー	カブトムシの飼育と観察
	2月20日（火）	6年生	・茨城県環境 アドバイザー	土のはたらきと性質
	5月1日（月） 7月19日（水）	4年生	・茨城県環境 アドバイザー	カブトムシの飼育と観察
松葉 小学校	9月6日（水）	5年生	・茨城県環境 アドバイザー	SDGsの学習
長山 小学校	4月19日（水）	4年生	・市民環境会議 環境学習部会	カブトムシの飼育と観察
	12月12日（火）		・茨城県環境 アドバイザー	土のはたらき
	1月23日（火）	6年生		
駢馬台 小学校	5月8日（月）	4年生	・市民環境会議 環境学習部会	季節と生き物の関係を考えよう
	1月22日（月）	4年生		土壤の働き
	1月26日（金）	6年生		
久保台 小学校	5月10日（水） 12月19日（火）	4年生	・市民環境会議 環境学習部会	カブトムシの飼育と観察
	1月25日（木）	6年生		土のはたらき
城ノ内 小学校	5月1日（月） 12月11日（月）	4年生	・市民環境会議 環境学習部会	カブトムシの飼育と観察
	2月13日（火）	6年生		土のはたらき
長山 中学校	6月20日（火）	1年生	・茨城県環境 アドバイザー	SDGsの学習
	11月29日（水）	2年生		
	2月7日（水）	3年生		
中根台 中学校	6月27日（火）	3年生	・茨城県環境 アドバイザー	SDGsの学習
	7月13日（木）	1年生		
	11月10日（金）	2年生		
龍ヶ崎 中学校	10月27日（金）	2年生 3年生	・茨城県環境 アドバイザー	SDGsの学習

＜資料：指導課＞

5 環境学習分野

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち

(2) ビオトープ[☆]を活用した環境学習

小学校にあるビオトープを活用し、自然環境に直接触れることで、環境保全に対する意識の高揚を図っています。

【ビオトープ設置校】

区分	学校名
小学校	馴馬台小学校・城ノ内小学校

<資料：指導課>

(3) 子ども達を対象とした農業体験

子ども達の食への興味・関心の喚起、農業に対する意識向上及び理解促進を図る取組として、農作業の体験事業を実施しています。令和5年度はハ原保育所年長組の園児を対象に、さつまいも、ミニトマト、ゴーヤの栽培体験やいちご狩り体験を行いました。

作業名	開催日	対象者	参加人数
作物栽培体験	5月25日（木）	ハ原保育所園児	32人
作物収穫体験	11月8日（水）	ハ原保育所園児	32人
作物収穫体験	3月4日（月）	ハ原保育所園児	28人

(4) クリーンプラザ・龍における取組

クリーンプラザ・龍では、1階の展示場所で環境学習コーナーを設置し、市民団体等によるリサイクル作品の展示や環境に関するビデオ上映を行っています。

また、構成市町（龍ヶ崎市、河内町、利根町）の各小学校等から視察を受け入れ、ごみ処理の仕組みについて解説を行いました。

【視察受入状況の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校数	10校	—	2校	9校	5校
児童数	611人	—	103人	467人	246人

<資料：龍ヶ崎地方塵芥処理組合>

15-② 市民・事業者の環境学習の促進

(1) 市の取組

① 龍ヶ崎市出前講座の実施

市民の学習機会の充実を図るとともに、市政に関する理解を深め、市民協働のまちづくりを推進するため、市民等からの要請に応じて市職員が地域に出向き、市政等について説明する出前講座（環境基本計画に関連する講座数：14）を開設しています。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち

【龍ヶ崎市出前講座：環境関連】

講座名	講座内容	回数
ごみ減量とリサイクルのすすめ	龍ヶ崎市のごみの現状や市の取組、ごみ・資源物の出し方についてプロジェクター等を活用して説明	1
防犯について	防犯に関するDVDの上映や、市の防犯対策の取組などについての説明	1
みんなの足・市内公共交通	市内の鉄道・バス交通の現状や課題、公共交通の割引制度とかしこい利用の仕方についての説明	2

② 小野川探検隊の開催

小野川流域や霞ヶ浦の水辺、動植物などとふれあうことを通じて、流域の子どもたちや住民の水環境への関心を高めることを目的に近隣自治体と連携した事業を展開しています。

令和5年度の探検交流は、開催に伴う安全確認等が困難であると判断したため中止となりました。

③ 牛久沼への稚魚の放流等

牛久沼の水質汚濁防止及び水産資源の保護の観点から、牛久沼漁業協同組合との連携により、稚魚の放流事業を実施しました。また、放流事業を実施するにあたっては、自然環境や水質浄化に興味を持つきっかけづくりを目的として、市内小学生の参加を呼びかけて放流を行っています。

【実施状況】

内 容	実 施 日	場 所	放 流 量	小 学 生 参 加 数
種うなぎ放流	9月23日（土）	牛久沼西谷田川	27kg	21人
ふな放流	12月9日（土）	牛久沼西谷田川	163kg	—



（稚魚の放流の様子）

<資料：農業政策課>

5 環境学習分野

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち

④ 史跡めぐり等の実施

歴史民俗資料館において、本市の文化環境や変遷を後世に伝えるため、歴史講演会、歴史散歩等を開催し、歴史的・文化的遺産を活用した事業を実施しています。

【実施状況】

区分	回数	参加人数
歴史散歩	4回	延べ61人

<資料：文化・生涯学習課>

⑤ 展示及び郷土史解説の実施

歴史民俗資料館において、市内や近隣市町村の小学校延べ17校から見学の受入れ及び展示資料の解説依頼があり、実施しました。また、龍ヶ崎市の出前講座に登録し、市民団体やグループからの依頼に応じ、郷土史講座を行っています。

(2) 市民環境会議の取組

① 工場見学の開催

生活環境部会では、省エネやリサイクルなどの啓発活動として、小学生を対象とした工場見学を実施しています。令和5年度では、8月に家電リサイクル工場見学ツアーを開催し、小学4~6年生23名が参加しました。

開催日	内容
8月18日（金）	家電リサイクル工場見学ツアー 見学先：JAXA筑波宇宙センター パナソニックエコテクノロジー関東工場

② 環境学習（がくしゅう）講座の開催

市と環境学習部会の協働で、子どもの頃から環境への関心を深めることにより、環境保全に関する意識の高揚を図るために、小学生を対象とした環境学習講座を実施しています。

令和5年度は、生活環境部会との協働によるリサイクル工場見学においてプラスチックごみ削減等の講座を行ったほか、東京ガス株式会社つくば支社との協働で、「親子 de エコ・クッキング」をコロナ禍後4年ぶりに開催しました。

開催日	内容
11月19日（日）	親子 de エコ・クッキング（協力：東京ガス（株）常総支社）

③ 破竹川での水生生物調査の実施

水・大気環境部会と自然環境部会では、小学生と保護者を対象として、破竹川の水生生物調査を行っています。令和5年度は、小学生19名、保護者7名が参加し、茨城県環境アドバイザーの解説を受けながら、生き物について学びました。

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標1 6 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち

④ 小中学校での出前授業の取組

環境学習部会では、平成25年度から市内の小中学校において、出前授業を実施しています。令和5年度は、小学生を対象に、季節とカブトムシ（4年生）、キッズミッション（SDGs）（5年生）、土のはたらき（6年生）、中学生を対象に食料やエネルギーについて、SDGsに関連した授業を行いました。

【環境学習部会による出前授業】

学校等名	実施日	学年	クラス数×時間	内 容
龍ヶ崎西小学校	4月18日(火)	4年生	1×2時間	季節とカブトムシ（春）
	12月15日(金)	4年生	1×2時間	季節とカブトムシ（冬）
	2月20日(火)	6年生	2×2時間	土のはたらき
松葉小学校	5月1日(月)	4年生	1×1時間	季節とカブトムシ（春）
	7月19日(水)	5年生	1×2時間	季節とカブトムシ（夏）
	9月6日(水)	5年生	1×2時間	キッズミッション
	1月15日(月)	4年生	1×2時間	季節とカブトムシ（冬）
	1月17日(水)	6年生	1×2時間	土のはたらき
長山小学校	4月19日(水)	4年生	2×1時間	季節とカブトムシ（春）
	12月12日(火)	4年生	2時間	季節とカブトムシ（冬）
	1月23日(火)	6年生	1×2時間	土のはたらき
馴馬台小学校	5月8日(月)	4年生	1×2時間	季節とカブトムシ（春）
	1月22日(月)	4年生	2×2時間	季節とカブトムシ（冬）
	1月26日(金)	6年生	2×2時間	土のはたらき
久保台小学校	5月10日(水)	4年生	1×2時間	季節とカブトムシ（春）
	12月19日(火)	4年生	2×2時間	季節とカブトムシ（冬）
	1月25日(木)	6年生	2×2時間	土のはたらき
城ノ内小学校	5月1日(月)	4年生	2×1時間	季節とカブトムシ（春）
	12月11日(月)	4年生	2×2時間	季節とカブトムシ（冬）
	2月13日(火)	6年生	2×2時間	土のはたらき
長山中学校	6月20日(火)	1年生	1×2時間	SDGs 食料
	11月29日(水)	2年生	1×2時間	SDGs エネルギー
	2月7日(水)	3年生	1×3時間	SDGs エネルギー
中根台中学校	6月27日(火)	3年生	3×1時間	SDGs エネルギー
	7月13日(木)	1年生	3×1時間	SDGs 食料
	11月10日(金)	2年生	3×1時間	SDGs エネルギー
龍ヶ崎中学校	10月25日(水)	3年生	3×1時間	SDGs エネルギー
	10月27日(金)	2年生	3×1時間	SDGs 食料

＜資料：生活環境課＞

5 環境学習分野

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち

コラム

◇◇◇◇◇龍ヶ崎自然10選◇◇◇◇◇

龍ヶ崎市は、北部の稲敷台地と南部の小貝川・利根川低地とからなり、多彩な自然環境が存在しますが、首都圏の近郊都市のため開発が進み、稲敷台地には1970年代からニュータウンや工業団地がつくられました。環境を法的に保全できる場所は茨城県が指定する自然環境保全地域の中沼、緑地環境保全地域の八代富士浅間神社の2箇所のみであり、蛇沼周辺の里山はソーラーが建設され、谷津田は耕作放棄地となって森林化が進んでいます。龍ヶ崎市民環境会議自然環境部会は龍ヶ崎市環境基本計画の自然環境の保全を目的として、蛇沼周辺の里山整備活動などを行っています。龍ヶ崎市は自然が豊かである、という声を聞きますが、龍ヶ崎の自然はどこにあり、将来に残すべき自然は何か、そして本当の自然はあるのかを考え、「龍ヶ崎自然10選」の作成を始めました。

広辞苑には、「自然とは「自然界のものや現象のこと。人間の手によらず、自然の力や法則によって生じるもの。」とあります。多くの人が考える自然とは、国立公園の手つかずの自然をイメージすると思います。龍ヶ崎市内にある広辞苑が定義する自然は、段丘斜面に分布する常緑樹の斜面林などごく限られており、開発からも守られて人間の手が入らない自然になっています。稲敷台地には多くの山林がありますが、手つかずで保全された森林や湖沼などの自然はなく、森林は古くから里山として利用されてきました。今では里山の利用もなく、開発行為が行われれば失われます。人間の手がはいらない自然はほとんどありませんが、自然の定義を広げることによって龍ヶ崎市の自然を選定しました。自然を毎年選定することによって市民がそれらの自然を認識することで自然保护の啓発に繋がることが期待できます。また、毎年選定することで自然の変遷を記録することができます。

このようなことから、「龍ヶ崎自然10選」の選定を2020年にスタートしました。選定基準は、自然度、景観、癒し度とし、当初は各項目を重み付けして評価しました。龍ヶ崎には多くの動物も生息し、植物も希少種・絶滅危惧種も多く分布します。今後はこれらの生物多様性も評価項目に加えて龍ヶ崎市の自然を守っていきたいと思います。

【龍ヶ崎自然10選（R5.3.31）】

NO	地点リスト	内容
1	蛇沼と蛇沼公園	水辺（湖沼）、自然公園と里山
2	牛久沼	水辺（湖沼）
3	破竹川調整池	水辺（破竹川）と斜面林
4	大羽谷津	湿地と斜面林
5	八代富士浅間神社	山林（御神木）と湿地
6	若柴ねがらの道	斜面林（ヤブツバキ）
7	旧小貝川	水辺（三日月湖）
8	龍ヶ崎市森林公園	森林
9	小貝川堤防	水辺
10	くじ神社	山林

○蛇沼公園



○牛久沼



【文：龍ヶ崎市民環境会議 自然環境部会長 結城 洋一】

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに 環境を創るまち



環境基本計画より

[施策]

16-① 市民参加の拡充 『SDGs ターゲット 11.3・16.7』

16-② 協働の取組の推進 『SDGs ターゲット 16.6・16.b・17.17』

市民活動日本一を目指すまちとして、環境情報や環境学習の取組と連動して、市民参加と協働の推進に取り組みます。

16-① 市民参加の拡充

(1) 市民活動センターによる情報提供

市民活動センターでは、環境保全等をはじめ自主的な公益活動を行っている団体や個人を対象に、会議室等の貸出や印刷機、コピー機などを供用し、活動の場を提供するほか、団体の設立や運営に必要な情報の収集及び提供、相談業務などを行っています。

また、令和5年度は環境美化活動を行う市民活動団体（小貝川・花とふれあいの輪、のぼさんクラブ）の活動体験講座を開催し、活動参加への機会創出を図りました。

【来館者数の推移】

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間来館者数	24,551人	12,306人	10,728人	13,660人	14,077人

〈資料：地域づくり推進課〉

16-② 協働の取組の推進

(1) りゅうがさき市民活動フェアの開催

市民活動への参加のきっかけづくりや団体同士の交流を目的として、令和6年2月 17日(土)・18日(日)に、サプラスクエアで市民活動センター及び市主催による「りゅうがさき市民活動フェア」を開催しました。

このフェアでは、市内で活動している市民活動団体の日頃の活動や、市内高校の部活動などをパネル展示やステージ発表等で紹介しました。参加した市民活動団体のうち、環境保全活動を行っている団体の参加は9団体でした。

【りゅうがさき市民活動フェアに出展した環境保全活動をしている団体】

NO	団体名	NO	団体名
1	小貝川・花とふれあいの輪	6	龍ヶ崎市民環境会議 環境学習部会
2	たつのこプロジェクト実行委員会	7	龍ヶ崎市民環境会議 自然環境部会
3	公園の里親・のぼさんクラブ	8	龍ヶ崎市民環境会議 水・大気環境部会
4	蛇沼公園再生プロジェクト	9	龍ヶ崎市民環境会議 生活環境部会
5	龍ヶ崎市民環境会議 文化環境部会		

5 環境学習分野

目標16 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち



(市民活動フェア展示の様子)

<資料：地域づくり推進課>

(2) 龍ヶ崎市 SDGs パートナーシップ制度の運用

令和4年度から、SDGs の理念に基づき、持続可能な地域及び社会づくりに取り組む企業・団体等を「龍ヶ崎市 SDGs パートナー」として登録し、その取組を広く周知するとともに、パートナー同士の連携の促進等を図ることにより、市内における SDGs の普及や持続可能な地域、社会づくりに向けた活動の拡大に寄与することを目的として、様々な取組を行っています。

【取組内容】

No.	名 称	開催日
1	龍ヶ崎市 SDGs パートナー交流会	令和5年7月20日
2	龍ヶ崎市 SDGs フェアでの活動報告、パネル展示等	令和5年9月16日
3	龍ヶ崎市 SDGs パートナー事例報告会	令和6年1月22日

【制度登録数】(令和6年3月31日現在)

年度	令和4年度
登録数	57

【登録企業・団体等】(令和5年3月31日現在)

No.	企業・団体等名	No.	企業・団体等名
1	流通経済大学バスケットボール部	2	RKU BASKETBALL LAB(小谷ゼミ)
3	株式会社諸岡	4	茨城県立竜ヶ崎第一高等学校・附属中学校
5	関東鉄道株式会社	6	株式会社 MK 技術研究所
7	龍ヶ崎市立城ノ内中学校	8	株式会社イトヨー力堂
9	ソフトバンク株式会社	10	株式会社アドバンス
11	関鉄レールファン CLUB	12	コナミスポーツ株式会社
13	有限会社佐貫タクシー	14	株式会社クラウドファンディングデザイン
15	龍ヶ崎市 B&G 海洋クラブ	16	MikaSUPCLUB
17	ヒラデ・スタイル株式会社	18	特定非営利活動法人クラブ・ドラゴンズ
19	茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	20	エモーショナルリンク合同会社
21	株式会社新都市ライフホールディングス	22	なないろキャップ
23	龍ヶ崎市立八原小学校	24	常陽銀行竜崎支店

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

5 環境学習分野

目標1 6 市民参加と協働が進み、市・市民・事業者がともに環境を創るまち

25	龍ヶ崎市立中根台中学校	26	東洋グリーン株式会社
27	龍ヶ崎市立松葉小学校	28	龍ヶ崎市立久保台小学校
29	龍ヶ崎市立馴柴小学校	30	龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校
31	MIRLAEMPRESS	32	株式会社クオーレ
33	龍ヶ崎市立龍ヶ崎西小学校	34	ダイドードリンコ株式会社 首都圏第二営業部
35	龍ヶ崎市立城西中学校	36	龍ヶ崎市立川原代小学校
37	龍ヶ崎市立馴馬台小学校	38	龍ヶ崎市立城ノ内小学校
39	龍ヶ崎市立長山中学校	40	龍ヶ崎市立長山小学校
41	龍ヶ崎市立大宮小学校	42	イセデリカ株式会社
43	龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校	44	株式会社ギルドヒーローズ
45	株式会社筑波銀行龍ヶ崎支店	46	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会
47	メディカルコンサルティング合同会社	48	大和ハウス工業株式会社竜ヶ崎工場
49	龍ヶ崎市民環境会議	50	NPO 法人茨城県南生活者ネット(KCN)
51	茨城県立竜ヶ崎南高等学校	52	フクイホームページ
53	株式会社小野写真館ガーデン&邸宅ウェディングアルシェ	54	NPO 法人龍ヶ崎の価値ある建造物を保存する市民の会
55	有限会社横田農場	56	新中央航空株式会社
57	三協設備株式会社	—	—



SDGs フェアでの活動報告の様子



龍ヶ崎市 SDGs パートナー交流会の様子

<資料：企画課>

資料編

[概説]

この資料編は、令和5年度に本市が実施した環境測定調査（騒音・振動、水質汚濁）の結果について記載しています。

また、茨城県が実施した環境測定調査（水質汚濁、航空機騒音、土壤汚染、地下水汚染、大気汚染、地盤沈下）の結果についても一部記載しています。

[構成]

第1節 騒音・振動	84
1 交通騒音・振動	84
2 環境騒音	102
3 航空機騒音	112
第2節 水質汚濁	113
第3節 土壤汚染	136
第4節 地下水汚染	136
第5節 大気汚染	137
第6節 地盤沈下	142
第7節 SDGs	143

第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

第1節 騒音・振動**1 交通騒音・振動**

(1) 交通騒音・振動調査の概要

交通騒音・振動に関する調査は7地点で、また、自動車の走行等により発生する騒音については幹線道路から20m以内で実施しています。[関連頁：13～14]

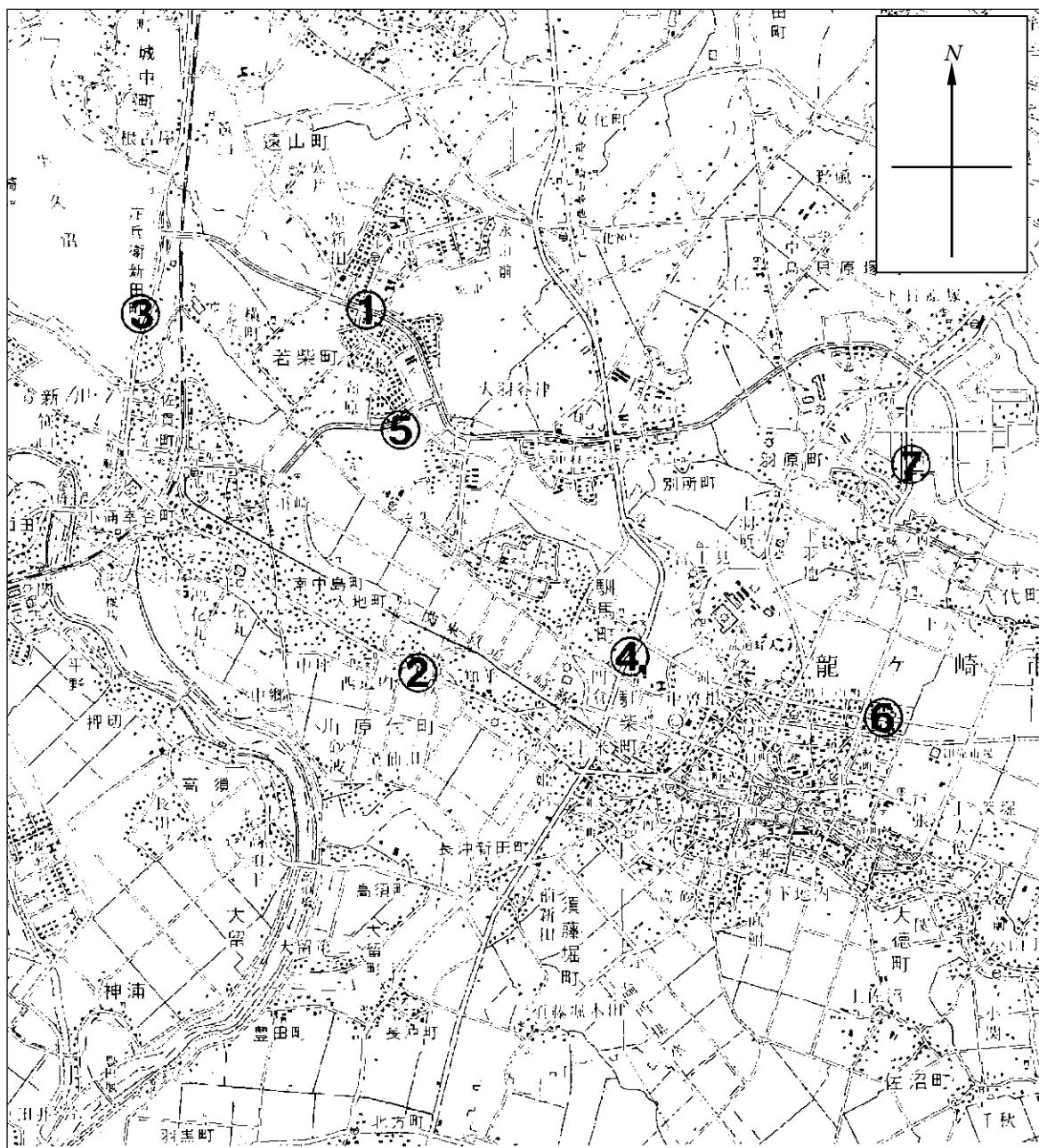
なお、交通騒音の測定は、交通振動や環境騒音と併せて市内の概況把握を行うために実施していますが、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」に規定されている測定方法等とは、一部異なる部分があります。したがって、交通騒音測定結果と要請限度との比較については、参考として評価や考察等を行っています。

また、交通騒音の測定は、令和3年度より隔年での実施に変更したため、令和5年度の数値はありません。

【測定地点】

地点番号	調査地点名
①	長山1丁目2番地（若柴公園付近交差点） 基準測定点：県道八代庄兵衛新田線 上り線側道路境界 背後地測定点：市道第⑦-345号線（長山方面の住居側）
②	川原代町3695番地（佐藤建設株付近） 基準測定点：県道竜ヶ崎潮来線 下り線側道路境界 背後地測定点：川原代町3695番地（佐藤建設株）
③	庄兵衛新田町282番地155（株諸岡本社工場付近） 基準測定点：国道6号 上り線側道路境界 背後地測定点：庄兵衛新田町282番地155（株諸岡本社工場）
④	馴馬町2612番地（大昭ホール龍ヶ崎駐車場） 基準測定点：県道土浦竜ヶ崎線 下り線側道路境界 背後地測定点：未設定
⑤	松葉1丁目・小柴5丁目境（竜ヶ崎ニュータウン中央バス停前） 基準測定点：市道第①-65号線（けやき通り）上り線側道路境界 背後地測定点：市道第⑦-375号線（松葉1丁目2番地・松葉1丁目17番地境歩道）
⑥	野原町79番地（茨城トヨペット株竜ヶ崎出し山店前） 基準測定点：市道第I-8号線 上り線側道路境界 背後地測定点：野原町79番地 市道第④-201号線 (茨城トヨペット株竜ヶ崎出し山店東側車道)
⑦	中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園） 基準測定点：県道竜ヶ崎阿見線 上り線側道路境界 背後地測定点：中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園）

交通騒音・振動調査 調査地点一覧



[交通騒音・振動に関する測定位置]

測定位置は、道路に面し、かつ住居・病院・学校などの用に供される建築物から道路に向かって1~2m地点としています。当該地点が車道内となる場合は、車道と車道以外の部分が接する地点とし、交差点は除いています。

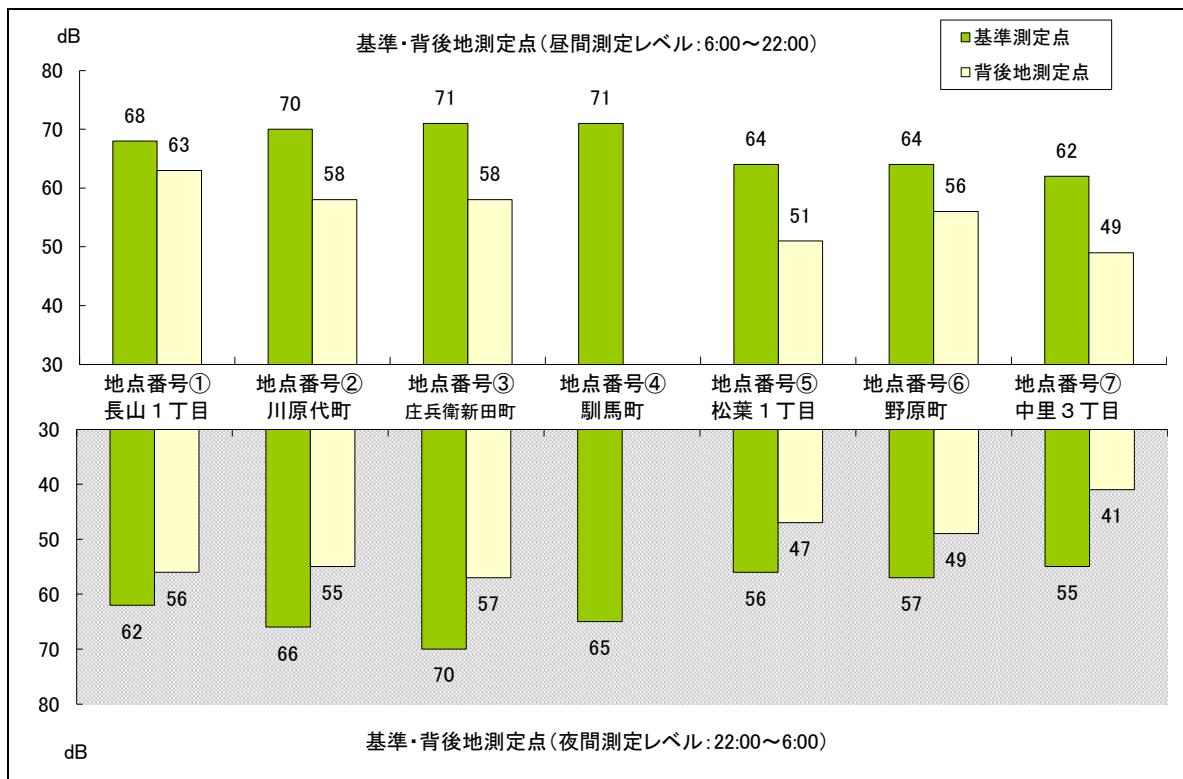
資料編

第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

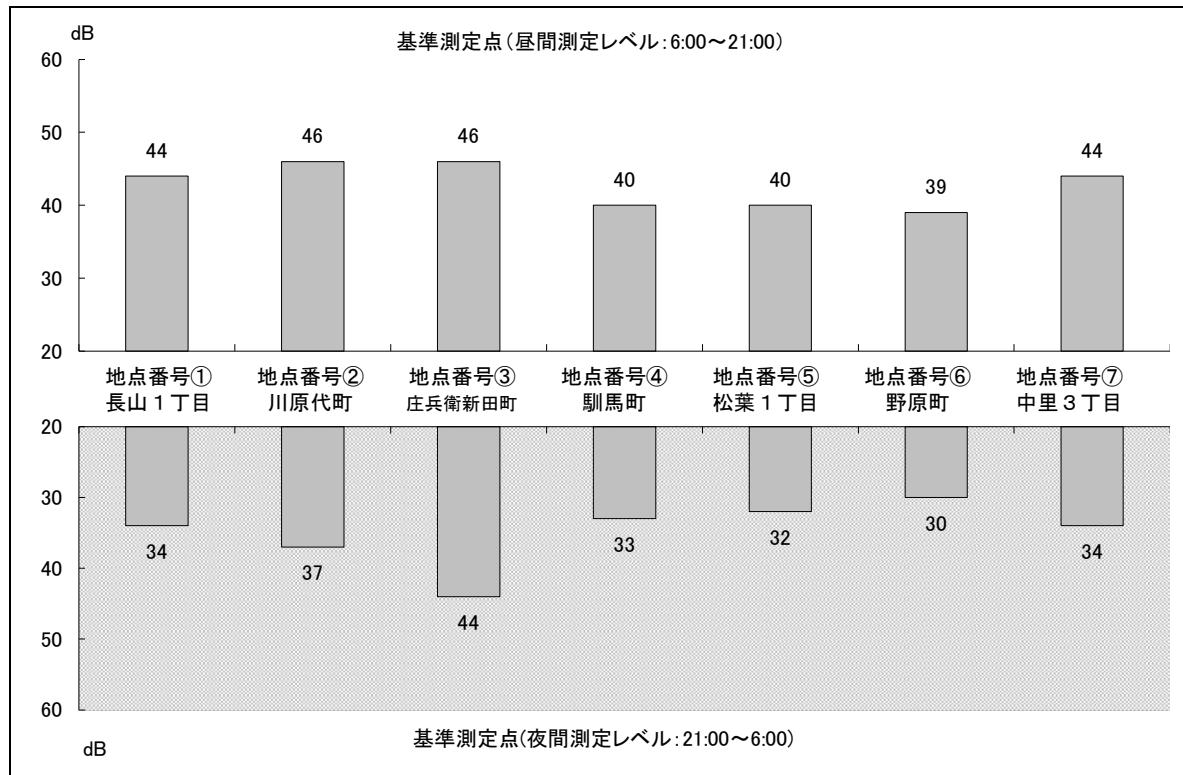
(2) 交通騒音・振動及び交通量等の調査結果一覧（令和4年度）

騒音調査の測定結果

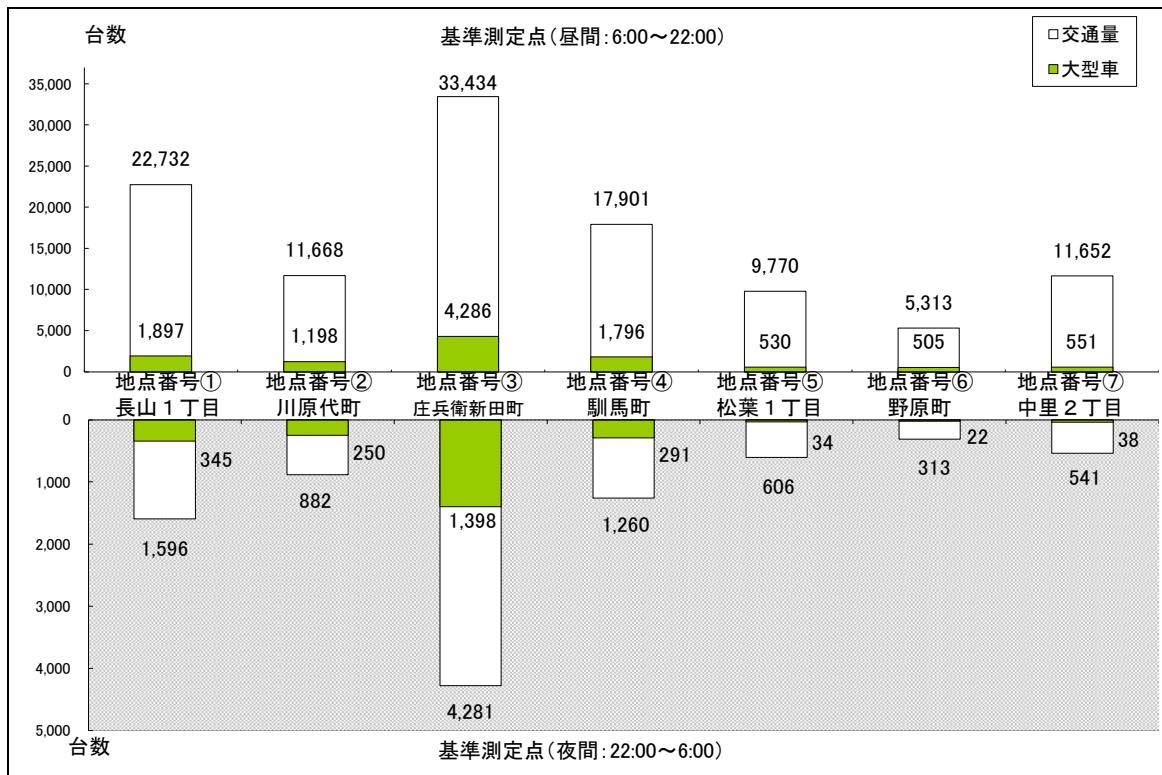


※ 全地点とも騒音規制法の自動車騒音要請限度地域に該当します。

振動調査の測定結果



地点別交通量集計・大型車混入グラフ



【騒音の大きさの例】

騒音レベル*	騒音の例
120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	カラオケ（店内客席中央）、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所、クーラー（室外、始動時）
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の夜
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1m）

【振動の大きさの例】

振動レベル*	人体に及ぼす影響	気象庁震度階
90dB	人体に生理的影響が生じはじめる	中震
80dB	産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合）	弱震
	深い睡眠にも影響がある	
70dB	浅い睡眠に影響がではじめる	軽震
60dB	振動を感じはじめる ほとんど睡眠影響はない	微震
50dB	常時微動	無感
40dB		

第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

(3) 各調査地点の測定結果

地点番号① 長山1丁目2番地（若柴公園付近交差点）

測定年月日・時間	令和5年1月31日(火)9時から2月1日(水)9時まで	
測定場所	基準測定点	長山1丁目2番地（若柴公園付近交差点）
	背後地測定点	同上（市道第⑦-345号線長山方面歩道橋上住居側）
道路名	県道八代庄兵衛新田線（白鳥通り）、市道第I-2号線（平面交差）	
区域の区分	騒音	A区域（第1種中高層住居専用地域）
		幹線交通を担う道路に近接する空間
	振動	第1種区域（第1種中高層住居専用地域）

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】 (単位:dB)

測定位置	基準時間帯*	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	69	19,011 (887)	69	19,485 (973)	68	22,732 (1,897)
	夜間 (22:00~6:00)	70	63	1,159 (166)	63	1,017 (168)	62	1,596 (345)
背後地測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	64	—	61	—	63	—
	夜間 (22:00~6:00)	70	58	—	54	—	56	—

要請限度*：等価騒音レベル (L_{Aeq}) ☆

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】 (単位:dB)

測定位置	基準時間帯	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~21:00)	65	46	18,613 (856)	44	19,059 (962)	44	22,208 (1,878)
	夜間 (21:00~6:00)	60	34	1,557 (197)	2	1,443 (179)	34	2,120 (364)

要請限度：80%レンジの上端値 (L_{v10})

(考察)

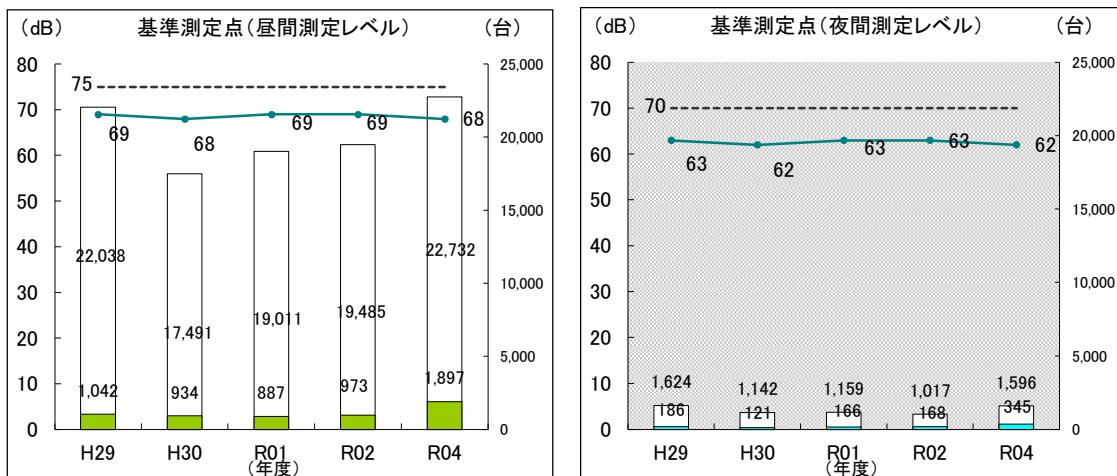
騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は65～71dBの範囲内で変動し、最大値(70.9dB)は7時に発生しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、3時に最小値58.4dBを迎えた後、再び上昇しました。

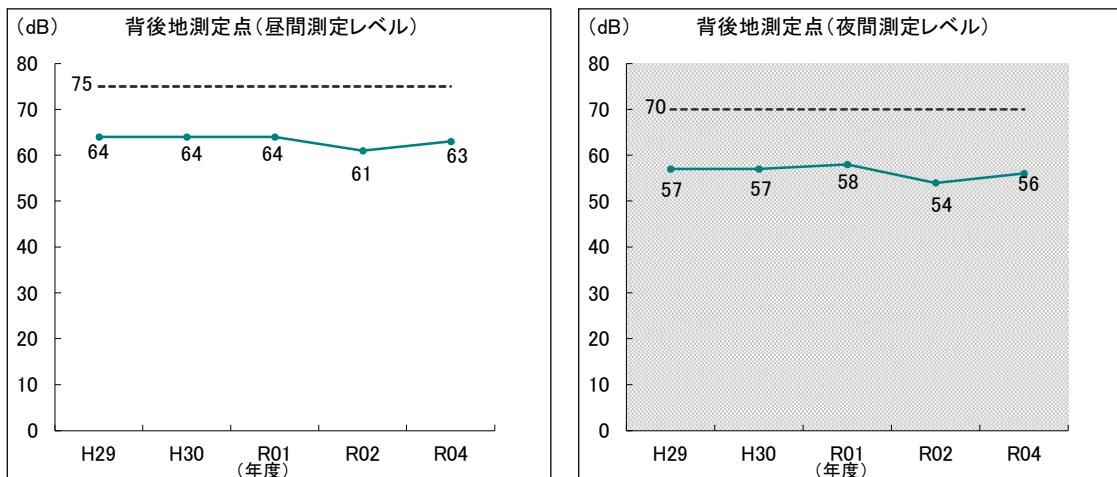
振動レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の時間帯は40～48dBの範囲で変動し、7時に最大値48dBを観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、3時に最小値30dB未満を迎えた後、再び上昇する傾向がみられました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較して、最大の交通量となっており、平成30年度から令和2年度までは20,000台前後で推移していましたが、平成29年度以前の交通量と同程度となっています。(令和2年度比：1.19)

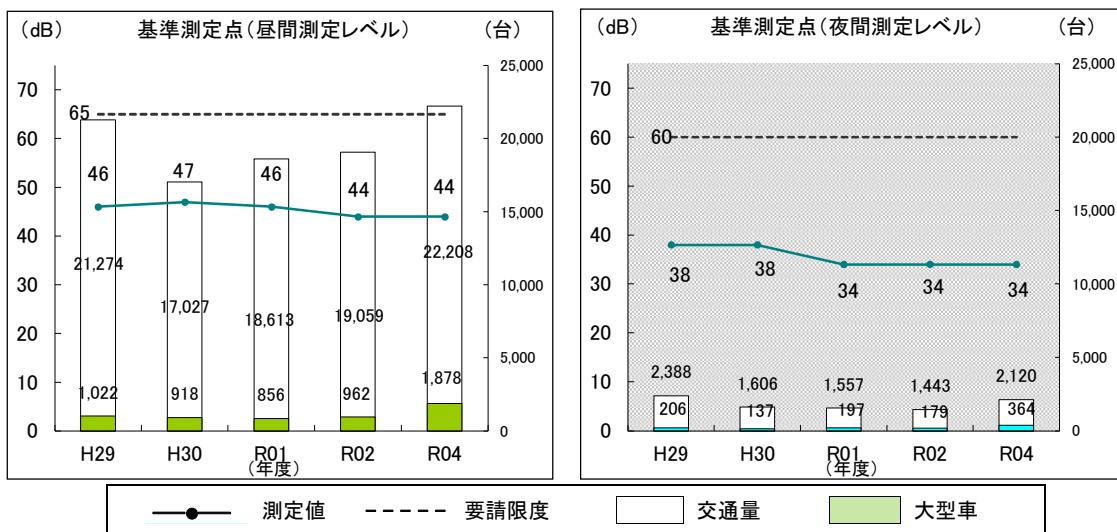
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



資料編

第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

地点番号② 川原代町3695番地（佐藤建設(株)付近）

測定年月日・時間	令和5年1月31日（火）9時から2月1日（水）9時まで		
測定場所	基準測定点	川原代町3695番地（佐藤建設(株)付近）	
	背後地測定点	川原代町3695番地（佐藤建設(株)付近）	
道路名	県道竜ヶ崎潮来線（ほたる通り）		
区域の区分	騒音	C区域（用途地域の指定のない地域）	
		幹線交通を担う道路に近接する空間	
	振動	第2種区域（用途地域の指定のない地域）	

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】 (単位: dB)

測定位置	基準時間帯☆	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	73	11,889 (714)	70	11,811 (857)	70	11,668 (1,198)
	夜間 (22:00～6:00)	70	69	773 (180)	65	710 (226)	66	882 (250)
背後地測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	59	—	60	—	58	—
	夜間 (22:00～6:00)	70	56	—	56	—	55	—

要請限度☆：等価騒音レベル (L_{Aeq}) ☆

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】 (単位: dB)

測定位置	基準時間帯	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～21:00)	70	43	11,604 (705)	45	11,617 (845)	46	11,395 (1,184)
	夜間 (21:00～6:00)	65	35	1,058 (189)	37	904 (238)	37	1,155 (264)

要請限度：80%レンジの上端値 (L_{v10})

(考察)

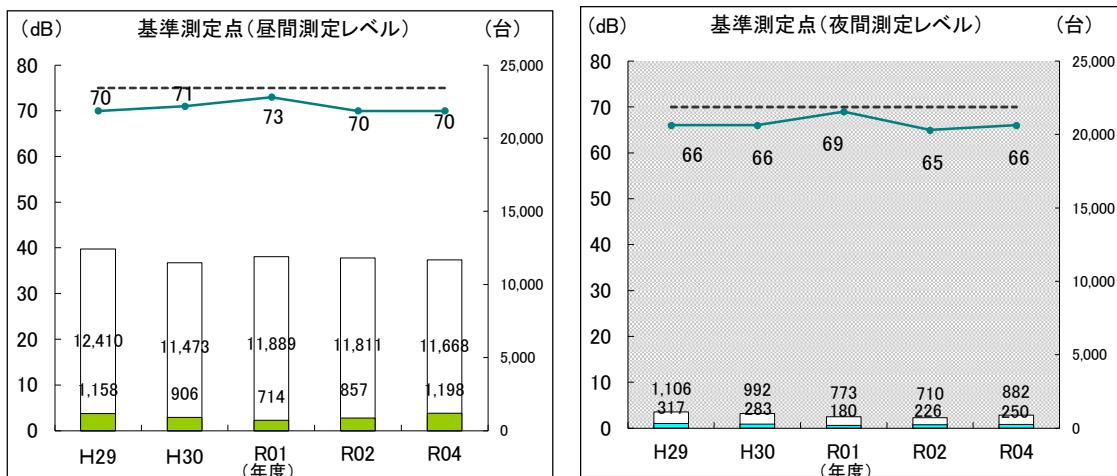
騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は68～73dBの範囲内で変動し、7時に最大値72.5dBを観測しました。19時以降は時間の経過とともに低下し、0時に最小値63.2dBを迎えた後、1時は再び上昇し、2時に再下降、3時以上昇する傾向がみられました。

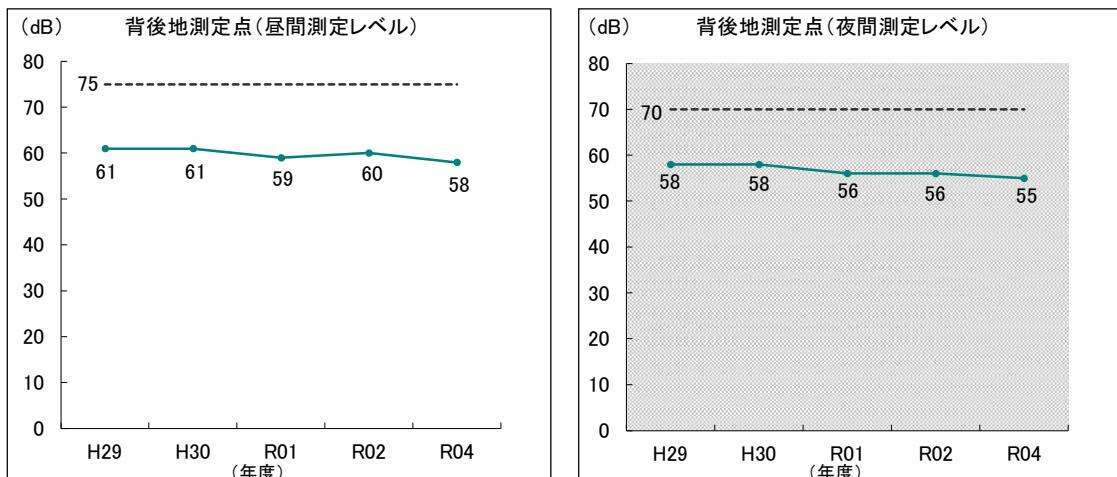
振動レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の時間帯は41～49dBの範囲で変動し、6時に最大値49dBを観測しました。16時以降は時間の経過とともに低下し、23時及び0時に最小値30dBを迎えた後、1時は再び上昇し、2時に再下降、3時以上昇する傾向がみられました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、ほぼ横ばいで推移しています。（令和2年度比：1.00）

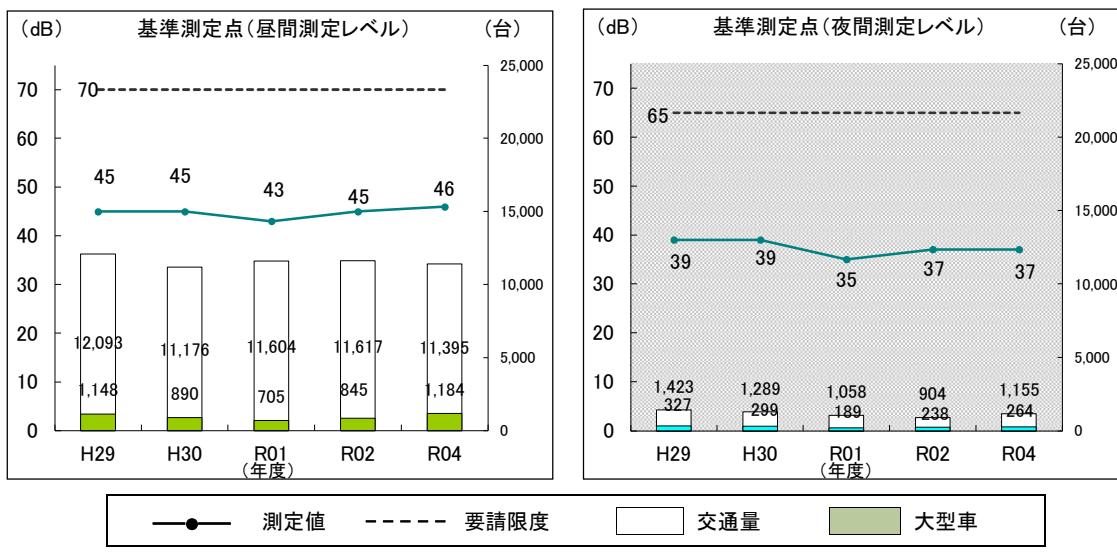
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

地点番号③ 庄兵衛新田町282番地155(株諸岡本社工場付近)

測定年月日・時間	令和5年1月31日(火)9時から2月1日(水)9時まで		
測定場所	基準測定点	庄兵衛新田町282番地155(株諸岡本社工場付近)	
	背後地測定点	庄兵衛新田町282番地155(株諸岡本社工場)	
道路名	国道6号		
区域の区分	C区域 騒音	C区域(用途地域の指定のない地域) 幹線交通を担う道路に近接する空間	
	振動	第2種区域(用途地域の指定のない地域)	

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位: dB)

測定位置	基準時間帯*	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	72	28,744 (4,496)	71	36,459 (3,499)	71	33,434 (4,286)
	夜間 (22:00~6:00)	70	72	4,631 (1,505)	69	4,140 (1,489)	70	4,281 (1,398)
背後地測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	56	—	62	—	58	—
	夜間 (22:00~6:00)	70	53	—	60	—	57	—

要請限度☆：等価騒音レベル(L_{Aeq}) ☆

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位: dB)

測定位置	基準時間帯	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~21:00)	70	48	27,433 (4,394)	47	35,537 (3,418)	46	32,354 (4,207)
	夜間 (21:00~6:00)	65	49	5,942 (1,607)	46	5,062 (1,570)	44	5,361 (1,477)

要請限度：80%レンジの上端値(L_{v10})

(考察)

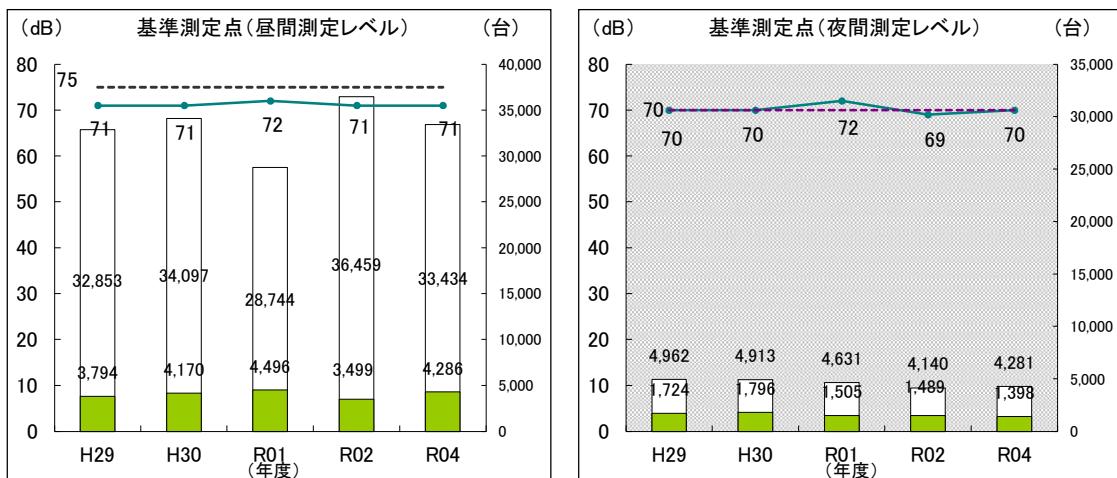
騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は69~72dBの範囲内で変動し、夜間の基準時間帯は68~72dBの範囲内で変動しました。それから午前6時に最大値72.4dB、午前2時に最小値67.6dBを観測しました。

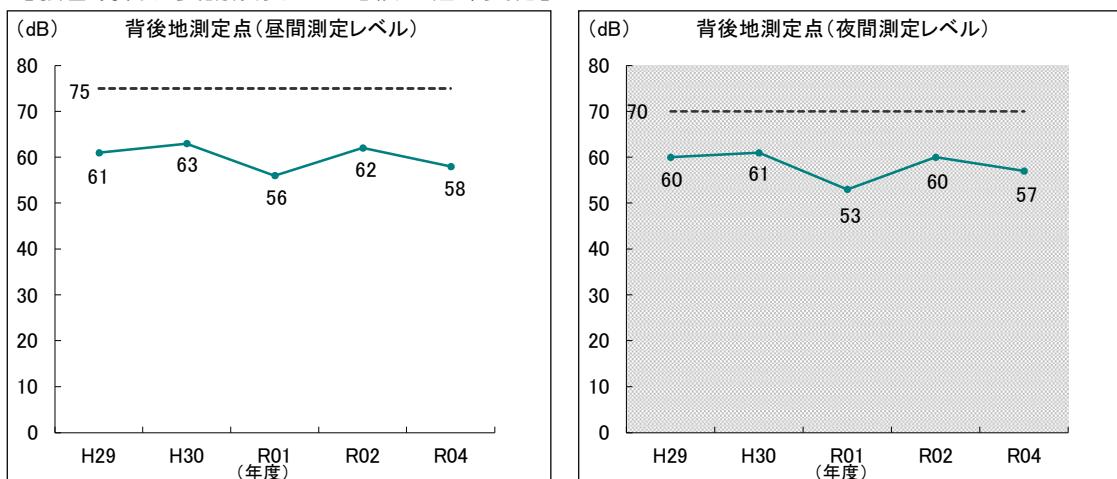
振動レベルの時系列変化の特徴としては、一日を通して39~55dBの範囲内で変動し、最大値55dBは9時及び11時に発生しました。9時から11時は他の時間帯に比べ高いレベルでした。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、令和元年度を除いて同程度となっています。(令和2年度比: 0.92)

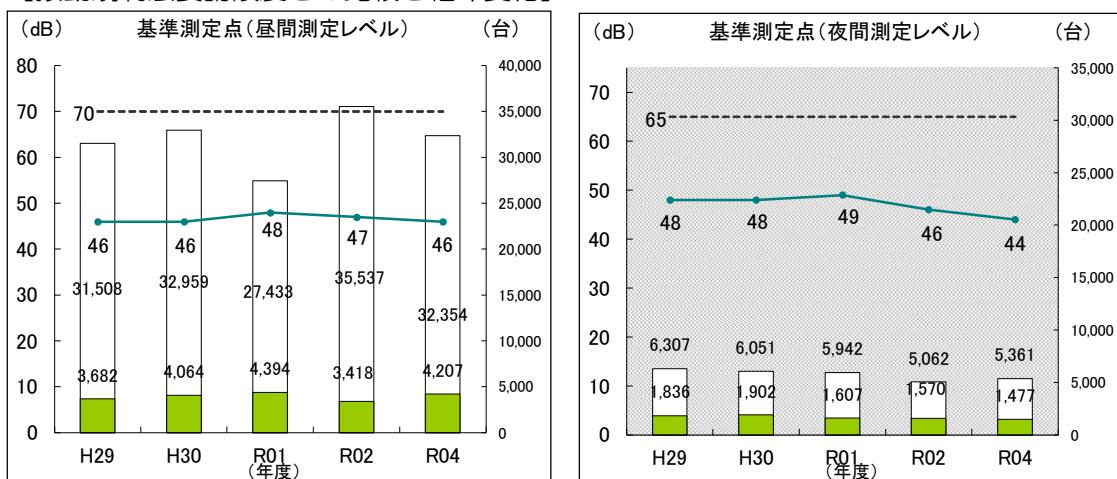
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



—●— 測定値 - - - 要請限度 □ 交通量 ■ 大型車

第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

地点番号④ 駒馬町 2612 番地（大昭ホール龍ヶ崎駐車場）

測定年月日・時間	令和5年1月31日（火）9時から2月1日（水）9時まで			
測定場所	基準測定点	駒馬町 2612 番地（大昭ホール龍ヶ崎駐車場）		
	背後地測定点	未設定		
道路名	県道 土浦竜ヶ崎線（おなばけ通り）			
区域の区分	騒音	C 区域（用途地域の指定のない地域）		
		幹線交通を担う道路に近接する空間		
	振動	第2種区域（用途地域の指定のない地域）		

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位：dB)

測定位置	基準時間帯*	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	73	18,169 (1,493)	71	16,226 (1,029)	71	17,901 (1,796)
	夜間 (22:00～6:00)	70	66	1,536 (339)	66	1,110 (226)	65	1,260 (291)
背後地測定点	昼間 (6:00～22:00)	(75)	—	—	—	—	—	—
	夜間 (22:00～6:00)	(70)	—	—	—	—	—	—

要請限度*：等価騒音レベル (L_{Aeq}) ☆

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

(単位：dB)

測定位置	基準時間帯	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～21:00)	70	39	17,705 (1,468)	42	15,912 (1,023)	40	17,478 (1,779)
	夜間 (21:00～6:00)	65	32	2,000 (364)	33	1,424 (232)	33	1,683 (308)

要請限度：80%レンジの上端値 (L_{v10})

(考察)

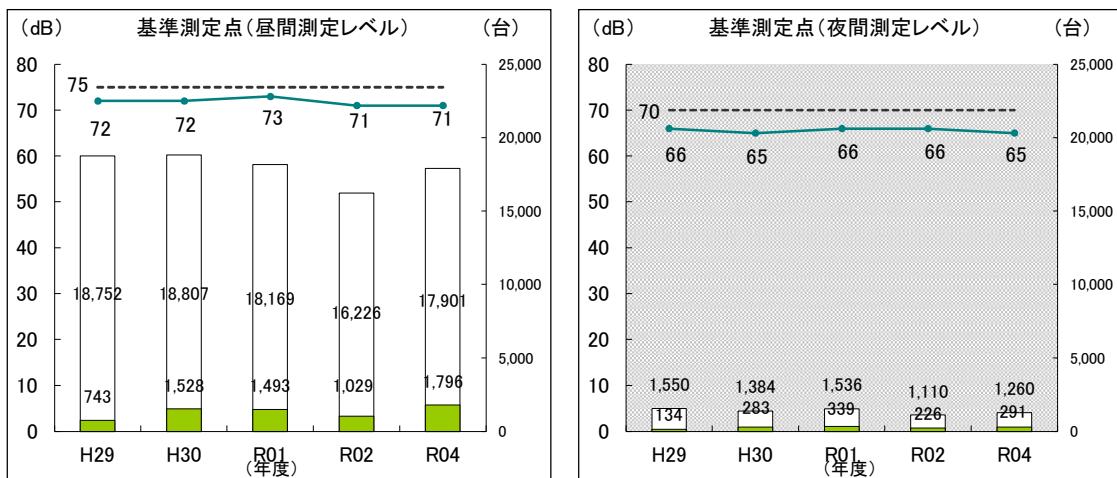
騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は67～73dBの範囲内で変動し、7時に最大値72.9dBを観測しました。19時以降は時間の経過とともに低下し、1時に最小値61.5dBを観測しました。

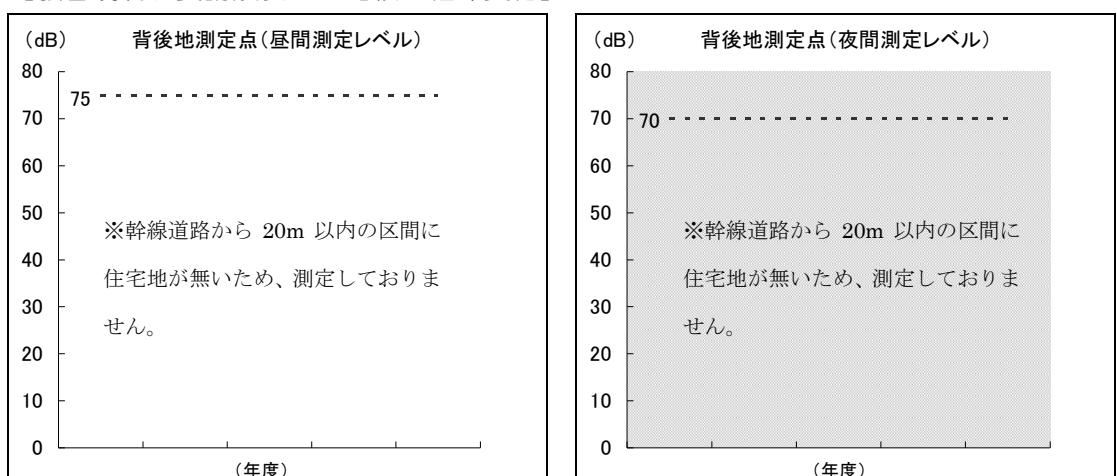
振動レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の時間区分は36～44dBで推移し、7時及び8時に最大値44dBを観測しました。16時以降は時間の経過とともに低下し、23時から2時に最小値30dB未満を観測しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、令和2年度を除いてほぼ横ばいで推移しています。（令和2年度比：1.10）

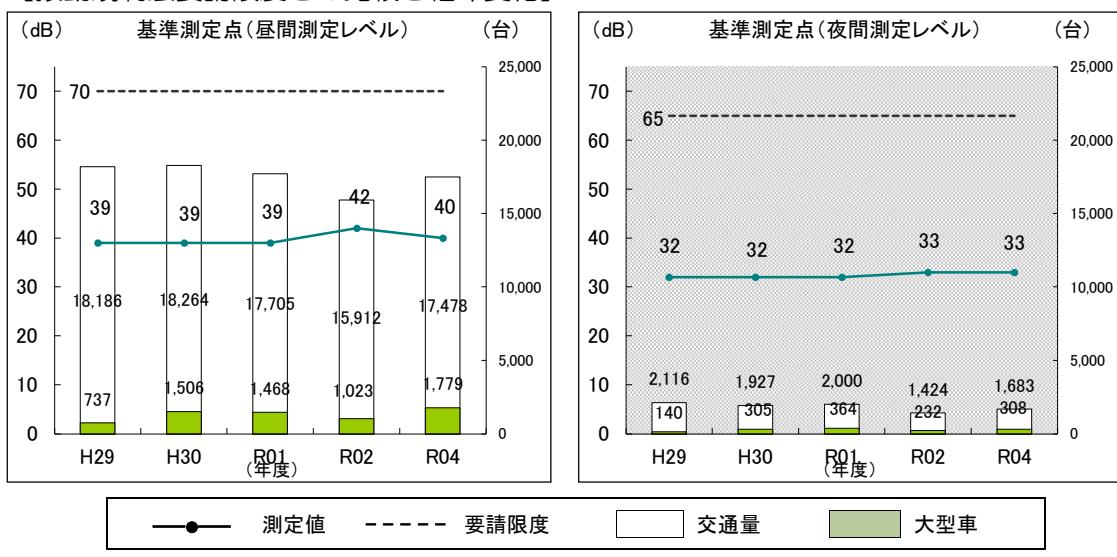
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

地点番号⑤ 松葉1丁目・小柴5丁目境（竜ヶ崎ニュータウン中央バス停留所前）

測定年月日・時間	令和5年1月31日（火）9時から2月1日（水）9時まで							
測定場所	基準測定点	松葉1丁目・小柴5丁目境（竜ヶ崎ニュータウン中央バス停留所前）						
	背後地測定点	松葉1丁目2番地・松葉1丁目17番地境歩道						
道路名	市道第①-65号線（けやき通り）							
区域の区分	騒音	C区域（近隣商業地域）						
		幹線交通を担う道路に近接する空間						
	振動	第2種区域（近隣商業地域）						

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】 (単位: dB)

測定位置	基準時間帯*	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	67	10,847 (490)	64	9,041 (505)	64	9,770 (530)
	夜間 (22:00~6:00)	70	62	814 (45)	56	475 (33)	56	606 (34)
背後地測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	51	—	53	—	51	—
	夜間 (22:00~6:00)	70	50	—	45	—	47	—

要請限度☆：等価騒音レベル (L_{Aeq}) ☆

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】 (単位: dB)

測定位置	基準時間帯	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~21:00)	70	40	10,469 (471)	41	8,811 (488)	40	9,445 (512)
	夜間 (21:00~6:00)	65	32	1,192 (64)	32	705 (50)	32	931 (52)

要請限度：80%レンジの上端値 (L_{v10})

(考察)

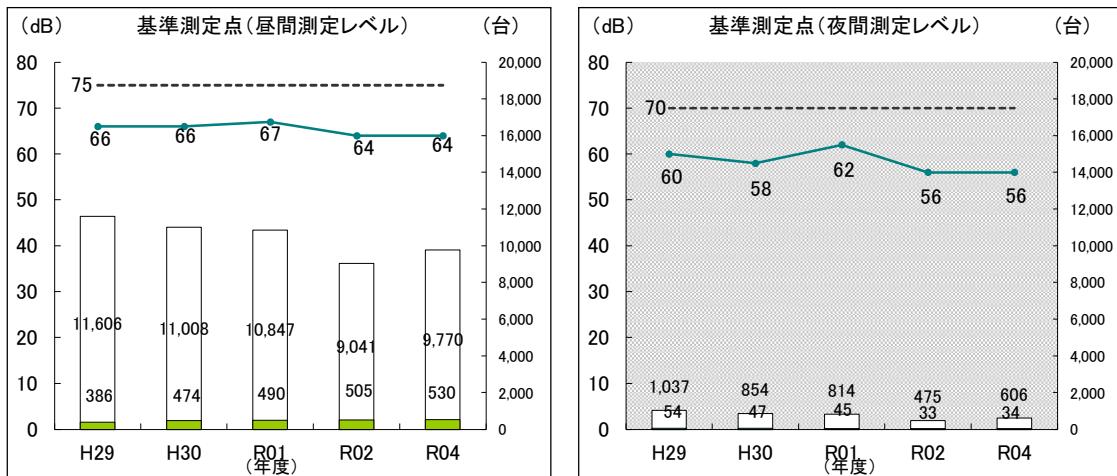
騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は62~67dBの範囲内で変動し、7時に最大値67.1dBを観測しました。21時以降は時間の経過とともに低下し、3時に最小値46.5dBを迎えた後、再び上昇する傾向がみられました。

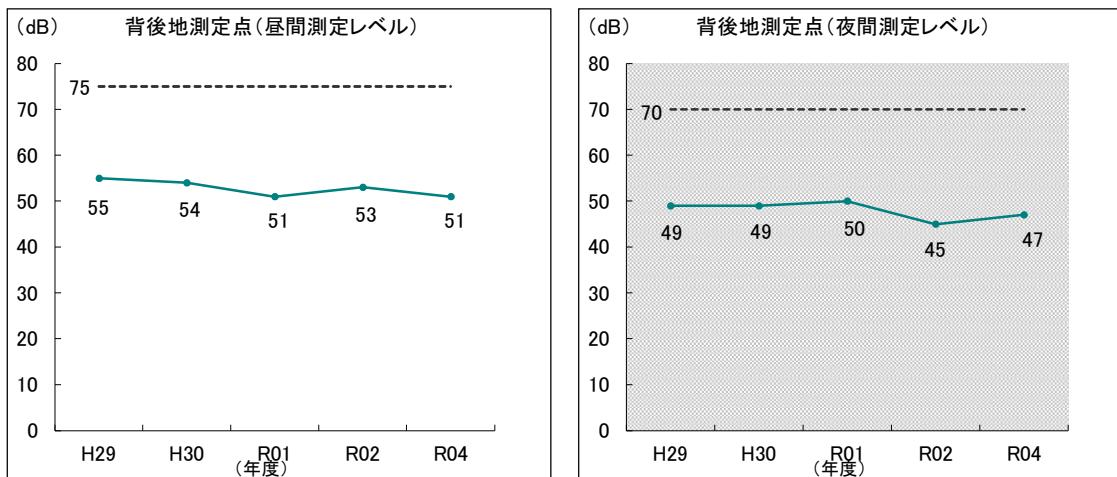
振動レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は38~43dBの範囲内で変動し、7時に最大値43dBを観測しました。18時以降は時間の経過とともに低下し、23時から4時までの時間は最小値30dB未満が継続しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、令和2年度まで低下傾向にありましたが、令和4年度は増加に転じています。（令和2年度比：1.09）

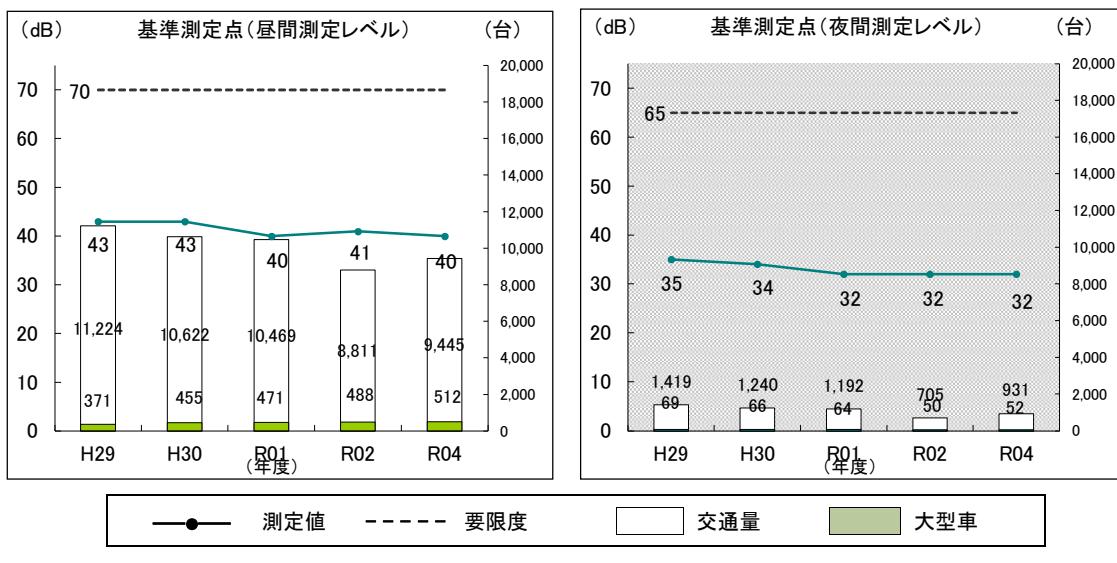
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



資料編

第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

地点番号⑥ 野原町79番地（茨城トヨペット（株）竜ヶ崎出し山店前）

測定年月日・時間	令和5年1月31日（火）9時から2月1日（水）9時まで						
測定場所	基準測定点	野原町79番地（茨城トヨペット（株）竜ヶ崎出し山店前）					
	背後地測定点	野原町79番地（茨城トヨペット（株）竜ヶ崎出し山店東側の車道）					
道路名	市道I-8号線						
区域の区分	騒音	B区域（第1種住居地域）					
		2車線以上の道路に面する地域					
	振動	第1種区域（第1種住居地域）					

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】 (単位: dB)

測定位置	基準時間帯*	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	67	5,500 (296)	64	4,730 (213)	64	5,313 (505)
	夜間 (22:00~6:00)	70	60	361 (19)	57	228 (21)	57	313 (22)
背後地測定点	昼間 (6:00~22:00)	75	58	—	56	—	56	—
	夜間 (22:00~6:00)	70	52	—	49	—	49	—

要請限度☆：等価騒音レベル (L_{Aeq}) ☆

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】 (単位: dB)

測定位置	基準時間帯	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00~21:00)	65	36	5,331 (291)	37	4,656 (210)	39	5,206 (501)
	夜間 (21:00~6:00)	60	30	530 (24)	<30	302 (24)	<30	420 (26)

要請限度：80%レンジの上端値 (L_{v10})

（考察）

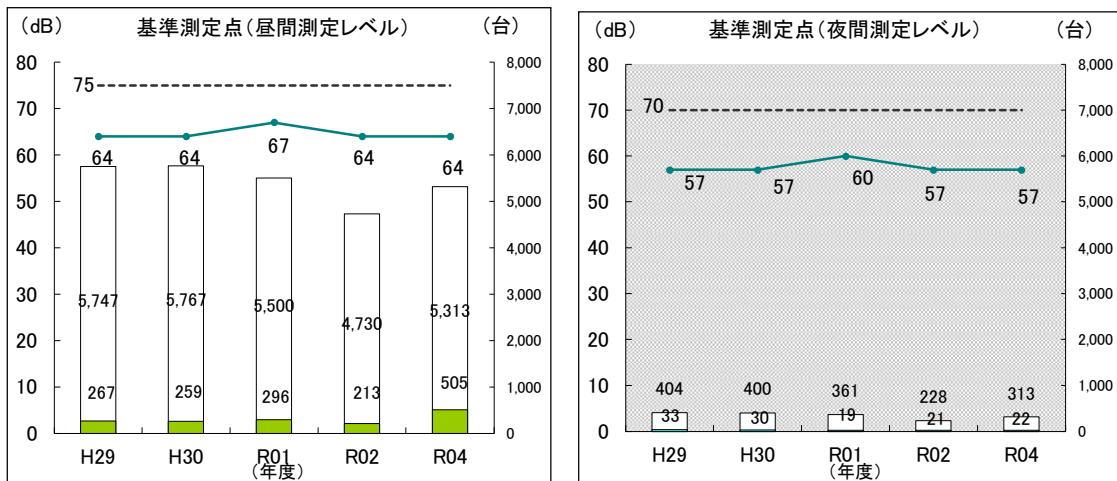
騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は60～67dBの範囲内で変動し、7時に最大値67.3dBを観測しました。19時以降は時間の経過とともに徐々に低下し、2時に最小値53.5dBを迎えた後、再び上昇する傾向がみられました。

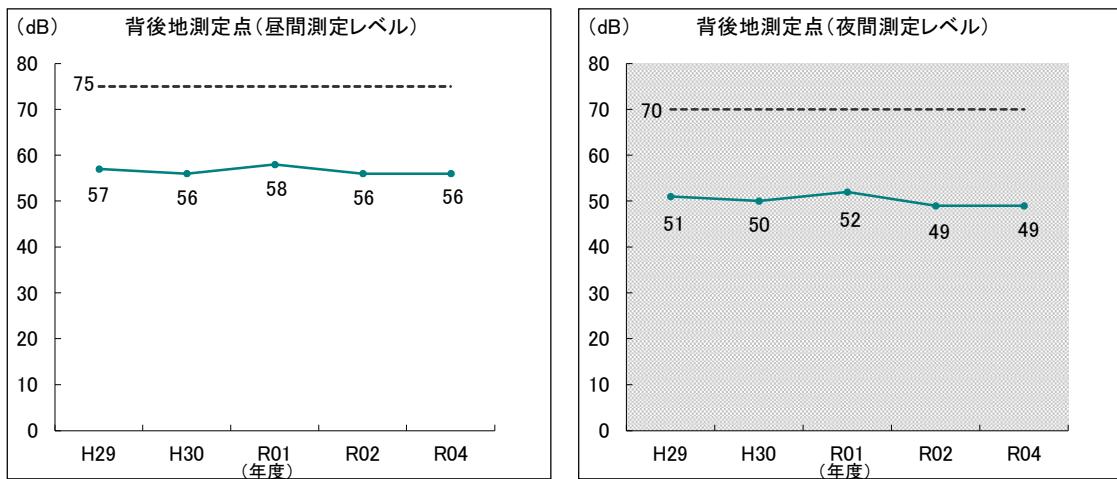
振動レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯で35～43dBの範囲で変動し、9時に最大値43dBを観測しました。なお、1時から5時までの時間帯は最小値30dB未満が継続しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、令和元年度以降は減少傾向にありましたが、令和元年度と同程度まで増加しています。（令和2年度比：1.13）

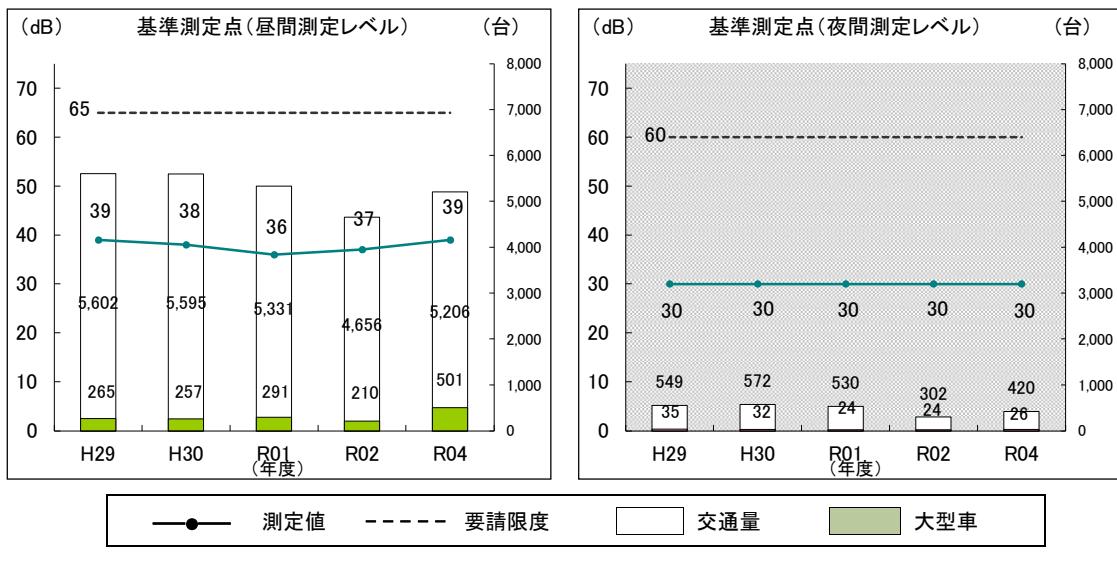
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



資料編

第1節 騒音・振動

1 交通騒音・振動

地点番号⑦ 中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園）

測定年月日・時間	令和5年1月31日（火）9時から2月1日（水）9時まで						
測定場所	基準測定点	中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園）					
	背後地測定点	中里3丁目1番地（龍ヶ岡公園）					
道路名	県道竜ヶ崎阿見線（たつのこ通り）						
区域の区分	騒音	B区	域（第1種住居地域）				
		幹線交通を担う道路に近接する空間					
	振動	第1種区域（第1種住居地域）					

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB）

測定位置	基準時間帯*	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	64	11,862 (705)	64	11,281 (637)	62	11,652 (551)
	夜間 (22:00～6:00)	70	59	616 (58)	56	468 (49)	55	541 (38)
背後地測定点	昼間 (6:00～22:00)	75	51	—	56	—	49	—
	夜間 (22:00～6:00)	70	48	—	42	—	41	—

要請限度☆：等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）☆

【振動規制法要請限度との比較と経年変化】

（単位：dB）

測定位置	基準時間帯	要請 限度	令和元年度		令和2年度		令和4年度	
			測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)	測定値	交通量 (大型車)
基準測定点	昼間 (6:00～21:00)	65	41	11,556 (698)	41	11,043 (630)	44	11,359 (545)
	夜間 (21:00～6:00)	60	32	922 (65)	32	706 (56)	34	834 (44)

要請限度：80%レンジの上端値（ L_{v10} ）

（考察）

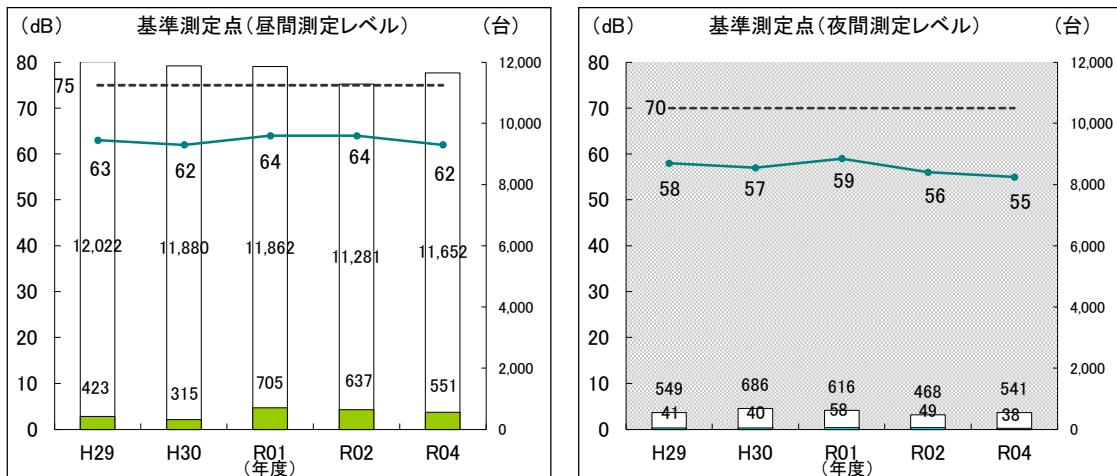
騒音・振動レベルともに要請限度を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は60～64dBの範囲内で変動し、8時に最大値63.6dBを観測しました。17時以降は時間の経過とともに徐々に低下傾向にあり、2時に最小値50.7dBを迎えた後、再び上昇する傾向がみられました。

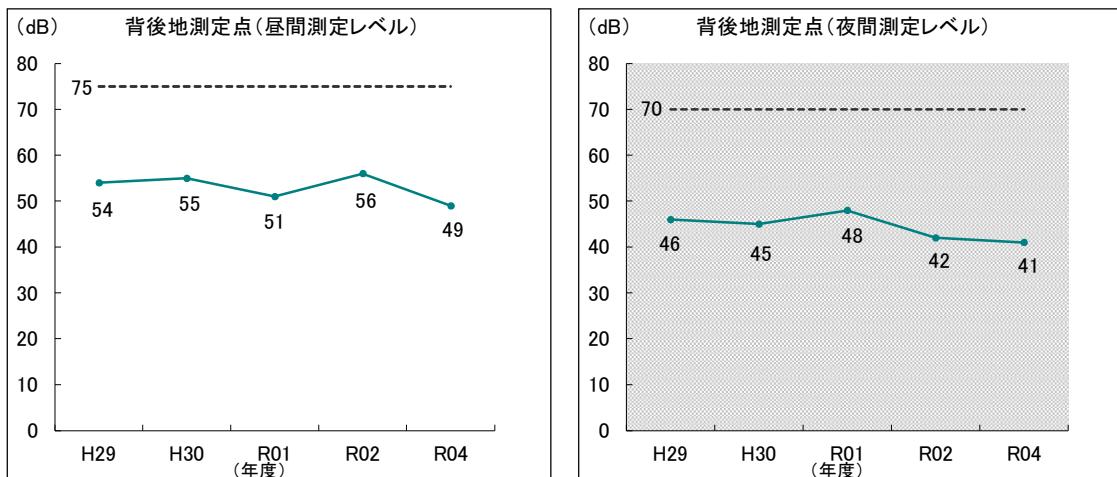
振動レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の時間帯は42～46dBを示し、7時及び8時に最大値46dBを観測しました。なお、1時から4時の時間帯は最小値30dB未満が継続しました。

交通量の経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、ほぼ横ばいで推移しています。（令和2年度比：1.03）

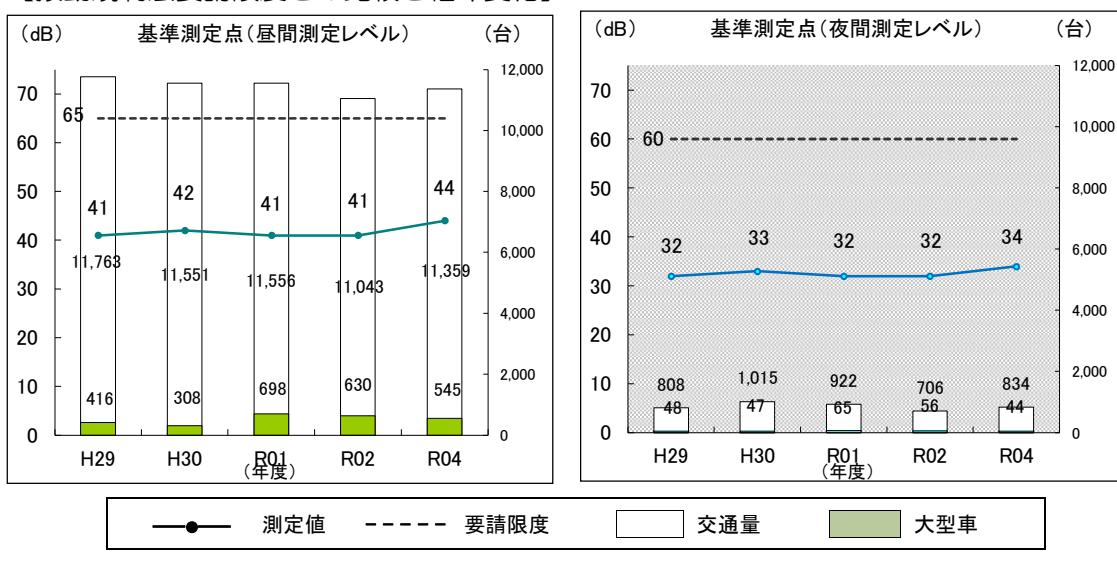
【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



【振動規制法要請限度との比較と経年変化】



第1節 騒音・振動

2 環境騒音

2 環境騒音

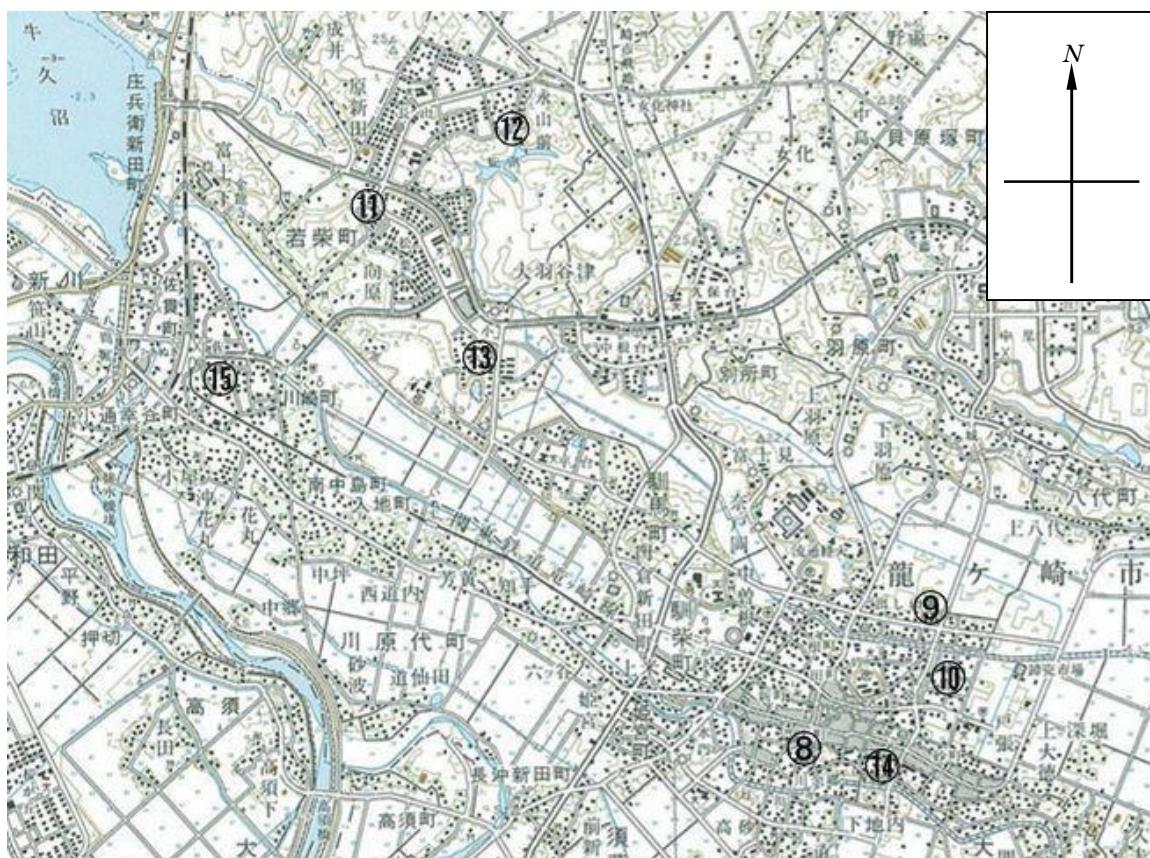
(1) 環境騒音調査の概要

環境騒音に関する調査として、8 地点で測定調査を実施しています。

【測定地点】

地点番号	調査地点名
⑧	上町4274番地1（中央公園 元青年研修所駐車場）
⑨	出し山町71番地（出し山第二児童公園）
⑩	緑町104番地（緑町第一児童公園）
⑪	松葉4丁目7番地（松葉第二児童公園）
⑫	長山4丁目1番地（蛇沼公園付近）
⑬	小柴4丁目5番地（小柴第二児童公園）
⑭	立野4942番地（松並児童遊園地）
⑮	佐貫2丁目16番地8（佐貫第五児童公園）

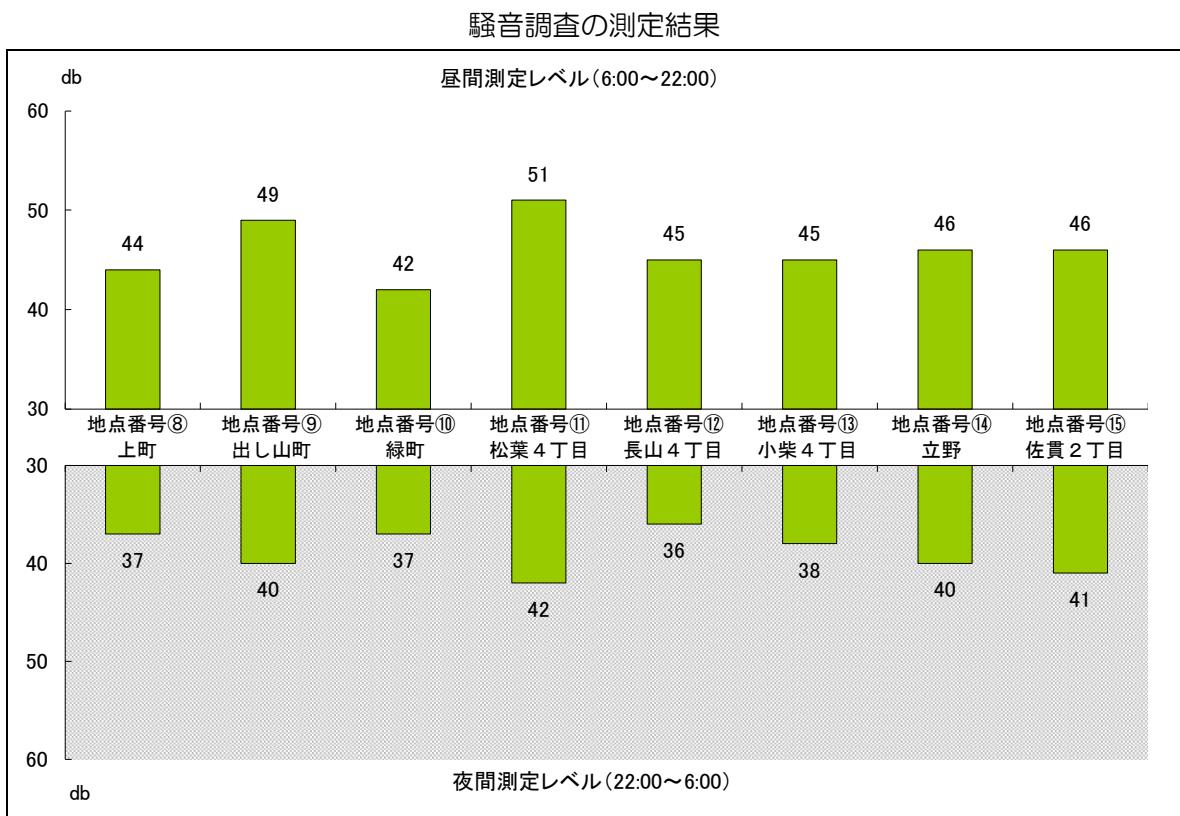
環境騒音調査 調査地点一覧



[環境騒音に関する測定位置]

原則として、一定の地域ごとに当該地域の騒音を代表すると思われる地点を選定して評価しています。

(2) 環境騒音調査結果一覧



【騒音の大きさの例】

騒音レベル*	騒音の例
120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方2m）、リベット打ち
100dB	電車が通るときのガード下
90dB	カラオケ（店内客席中央）、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所、クーラー（室外、始動時）
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1m）

資料編

第1節 騒音・振動

2 環境騒音

(3) 各調査地点の測定結果

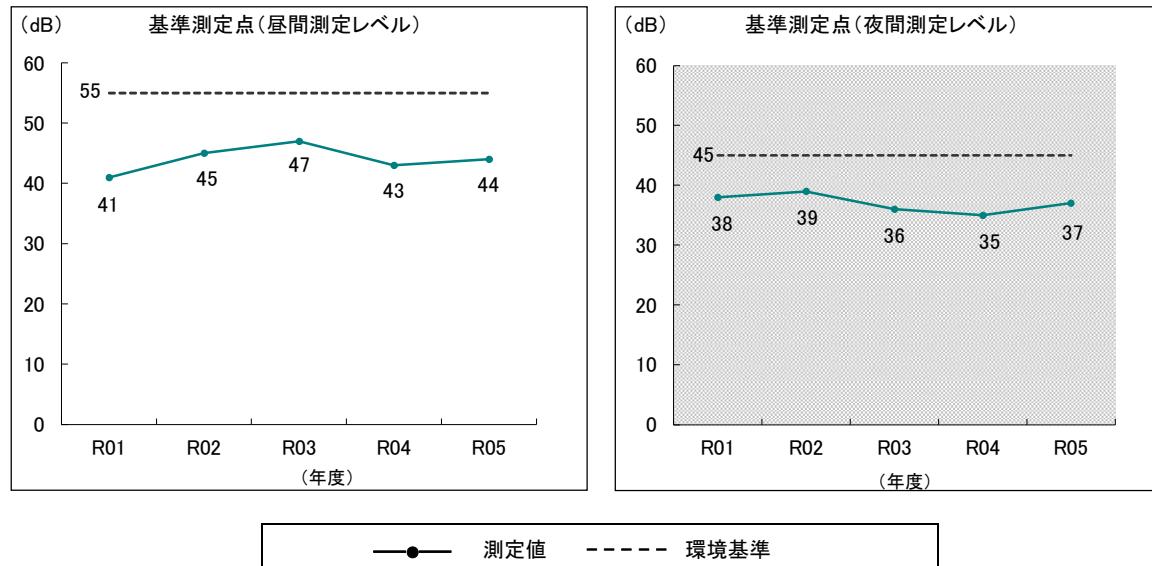
地点番号⑧ 上町 4274 番地1 (中央公園 元青年研修所駐車場)

測定年月日・時間	令和6年1月17日(水) 10時から1月18日(木) 10時まで
環境基準類型	B区域(第1種住居地域)

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】 (単位:dB)

基準時間帯*	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間(6:00~22:00)	55	41	45	47	43	44
夜間(22:00~6:00)	45	38	39	36	35	37

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



(考察)

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は38~50dBの範囲内で変動し、10時に最大値49.2dBを観測しました。また、22時以降は40dB以下に低下し、1時に最小値32.5dBを観測しました。

確認された代表的な音としては、航空機騒音(遠方上空通過)、道路交通騒音、木の葉擦れの音、自転車等から発する音、通行人の会話、生活音、鳥・犬の鳴き声などがありました。

経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、昼間・夜間ともに過年度の範囲内(昼間41~47dB、夜間:35~39dB)でした。

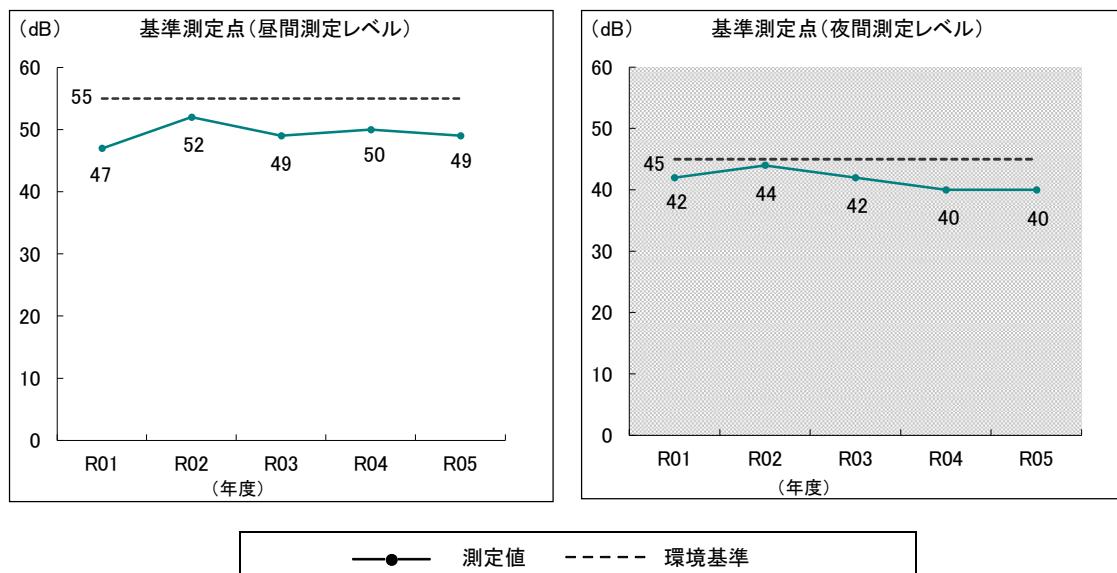
地点番号⑨ 出し山町71番地（出し山第二児童公園）

測定年月日・時間	令和6年1月17日(水)10時から1月18日(木)10時まで					
環境基準類型	A区域（第2種中高層住居専用地域）					

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】 (単位:dB)

基準時間帯*	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間(6:00～22:00)	55	47	52	49	50	49
夜間(22:00～6:00)	45	42	44	42	40	40

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



(考察)

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は43～55dBの範囲内で変動し、9時に最大値54.2dBを観測しました。22時以降は時間の経過とともに低下傾向を示し、1時に最小値34.2dBを観測しました。

本地点は県道竜ヶ崎阿見線から約60m離れた地点であり、すべての時間帯で県道からの交通騒音が確認されました。その他確認された代表的な音としては、道路交通騒音、鳥・犬の鳴き声、航空機騒音（遠方上空通過）、通行人の会話、木の葉擦れの音などがありました。

経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、昼間、夜間ともに過年度の範囲内（昼間：47～52 dB、夜間：40～44dB）でした。

資料編

第1節 騒音・振動

2 環境騒音

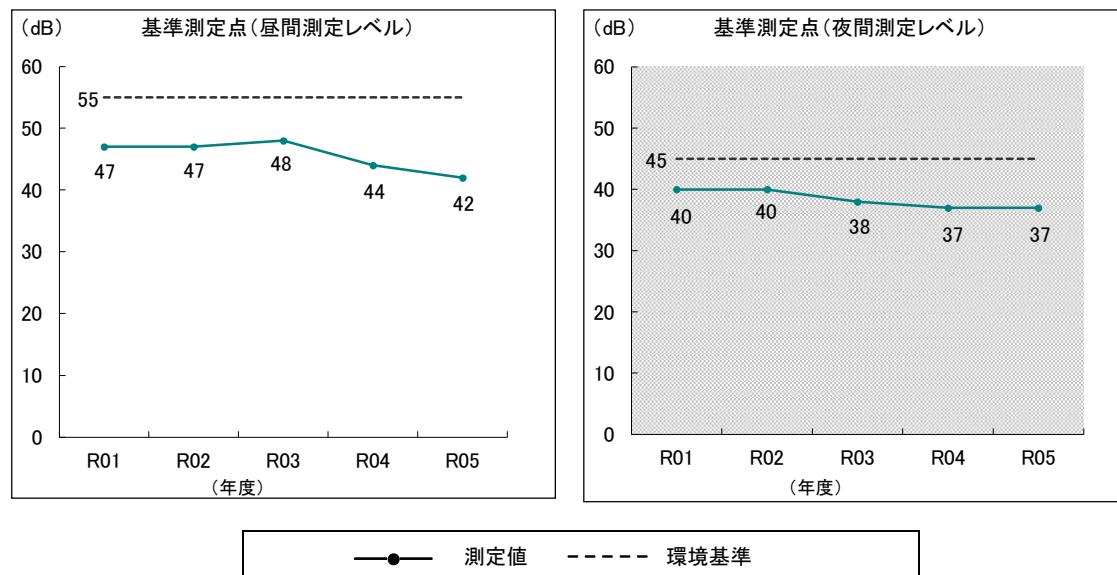
地点番号⑩ 緑町 104 番地（緑町第一児童公園）

測定年月日・時間	令和6年1月17日(水) 10時から1月18日(木) 10時まで
環境基準類型	A区域(第1種低層住居専用地域)

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】 (単位:dB)

基準時間帯*	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間(6:00~22:00)	55	47	47	48	44	42
夜間(22:00~6:00)	45	40	40	38	37	37

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



(考察)

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は37~45dBの範囲内で変動し、8時に最大値44.3dBを観測しました。23時以降は40dB未満で推移し、2時に最小値33.9dBを観測しました。

本地点では、調査地点周辺の生活道路を走行する車両の走行騒音が測定値に大きく寄与影響することが確認されました。確認された代表的な音としては、道路交通騒音、自転車等から発する音、木の葉擦れの音、鳥・犬の鳴き声、生活音、通行人の会話などがありました。

経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、昼間は最も低い値であり、夜間については過年度の範囲内(37~40dB)でした。

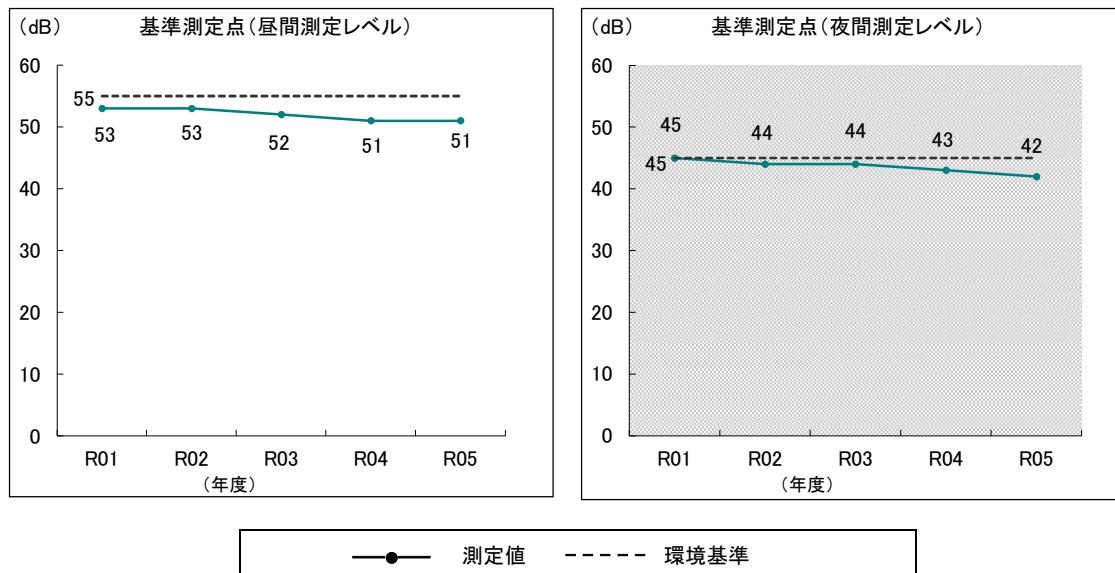
地点番号⑪ 松葉4丁目7番地（松葉第二児童公園）

測定年月日・時間	令和6年1月17日（水）10時から1月18日（木）10時まで					
環境基準類型	A区域（第1種中高層住居専用地域）					

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】 (単位:dB)

基準時間帯*	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間（6:00～22:00）	55	53	53	52	51	51
夜間（22:00～6:00）	45	45	44	44	43	42

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



(考察)

昼間・夜間にともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は48～53dBの範囲内で変動し、7時に最大値52.6dBを観測しました。18時以降は時間の経過とともに低下し、2時に最小値38.2dBを観測しました。

本地点は市道から約30m離れた地点であり、すべての時間帯に市道からの交通騒音が確認され、その周辺の生活道路を走行する車両の影響も確認されました。その他確認された代表的な音としては、道路交通騒音、鳥・犬の鳴き声、航空機騒音（遠方上空通過）、木の葉擦れの音、通行人の会話、生活音などがありました。

経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、昼間は過年度の範囲内（51～53 dB）、夜間は過年度の範囲（43～45 dB）よりも低い結果でした。

資料編

第1節 騒音・振動

2 環境騒音

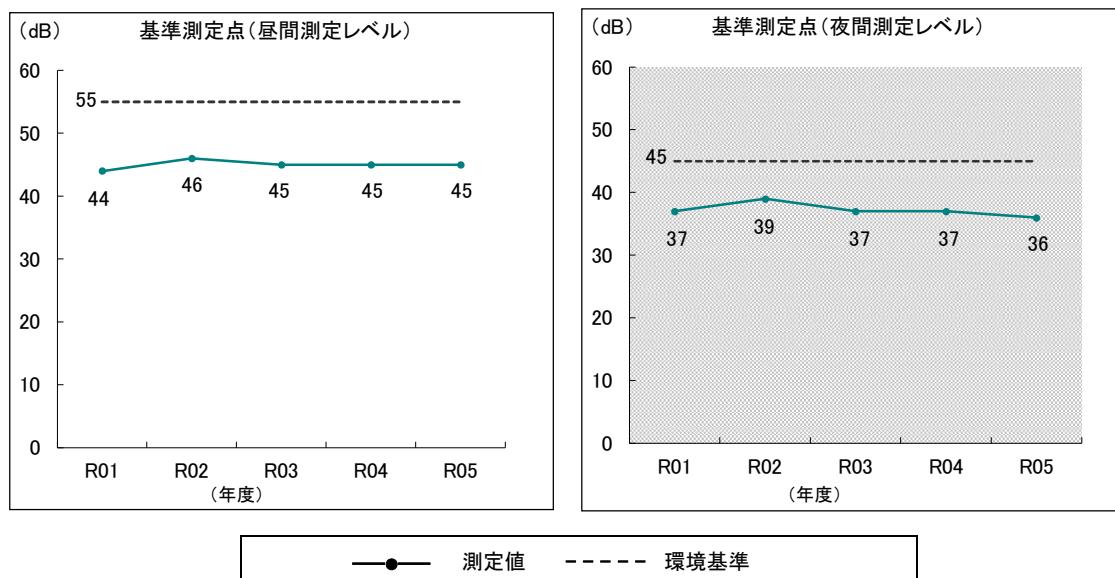
地点番号⑫ 長山4丁目1番地（蛇沼公園付近）

測定年月日・時間	令和6年1月17日(水) 10時から1月18日(木) 10時まで
環境基準類型	A区域(第1種中高層住居専用地域)

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】 (単位:dB)

基準時間帯*	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間(6:00~22:00)	55	44	46	45	45	45
夜間(22:00~6:00)	45	37	39	37	37	36

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



(考察)

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は39~48dBの範囲内で変動し、7時に最大値47.7dBを記録しました。19時以降は時間の経過とともに低下し、1時に最小値31.7dBを観測しました。

確認された代表的な音としては、道路交通騒音、航空機騒音(遠方上空通過)、学校のチャイム、鳥・犬の鳴き声、通行人の会話、生活音などがありました。

経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、昼間は過年度の範囲内(44~46dB)、夜間は過年度の範囲内(37~39 dB)よりも低い結果でした。

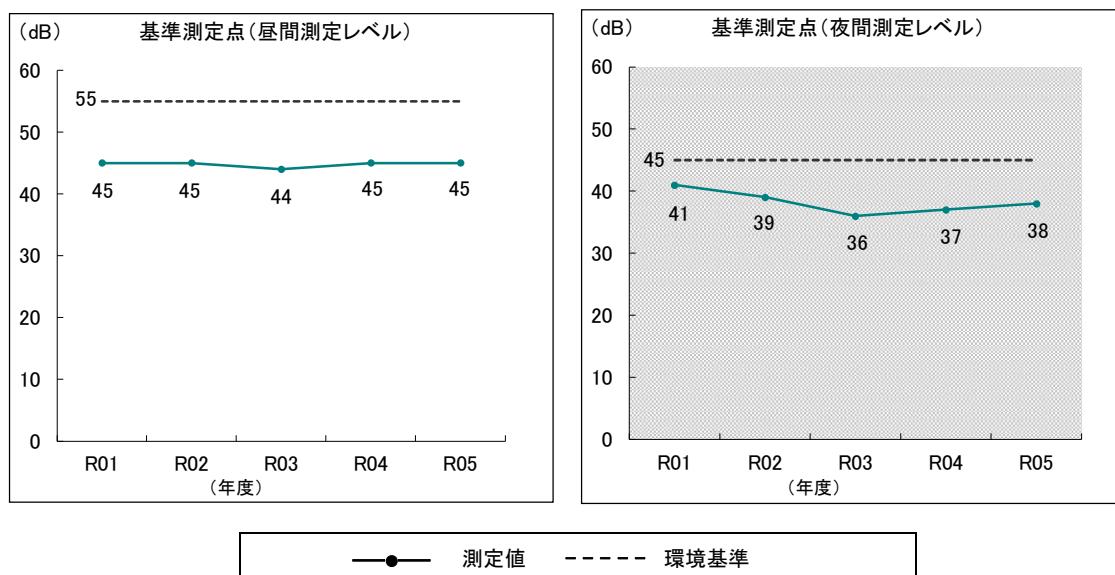
地点番号⑬ 小柴4丁目5番地（小柴第二児童公園）

測定年月日・時間	令和6年1月17日（水）10時から1月18日（木）10時まで
環境基準類型	A区域（第1種低層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】 (単位: dB)

基準時間帯*	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間（6:00～22:00）	55	45	45	44	45	45
夜間（22:00～6:00）	45	41	39	36	37	38

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



(考察)

昼間・夜間にともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は42～49dBの範囲内で変動し、8時に最大値48.1を観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下する傾向を示し、2時に最小値33.3dBを観測しました。

確認された代表的な音としては、道路交通騒音、鳥・犬の鳴き声、自転車等から発する音、生活音などがありました。

経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、昼間、夜間にともに過年度の範囲内（昼間：44～45dB、夜間：36～41 dB）でした。

資料編

第1節 騒音・振動

2 環境騒音

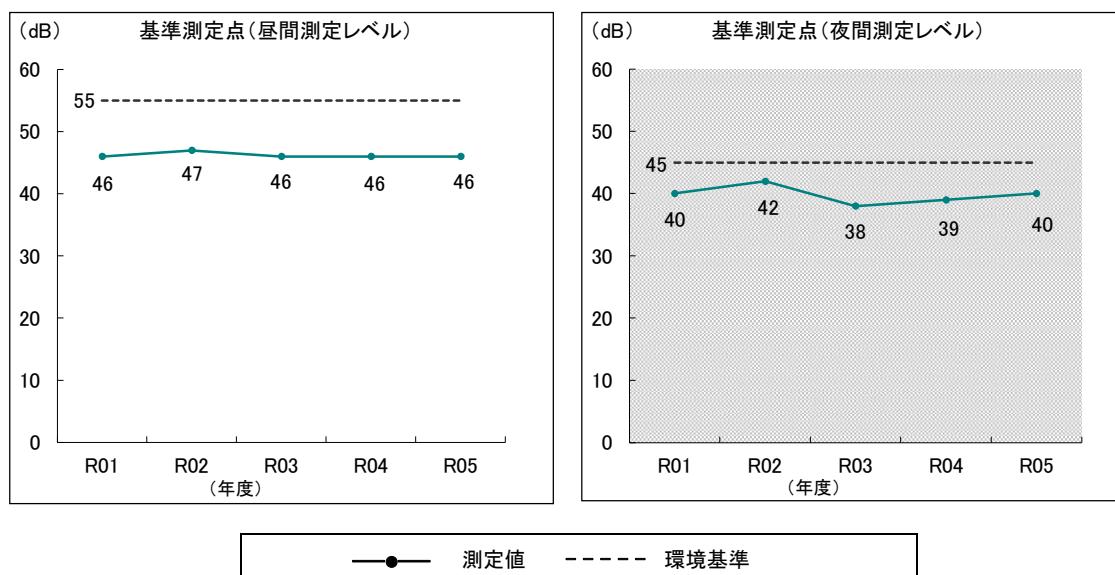
地点番号⑭ 立野4942番地（松並児童遊園地）

測定年月日・時間	令和6年1月17日（水）10時から1月18日（木）10時まで
環境基準類型	A区域（第2種中高層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】 (単位:dB)

基準時間帯*	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間（6:00～22:00）	55	46	47	46	46	46
夜間（22:00～6:00）	45	40	42	38	39	40

【騒音規制法環境基準との比較と経年変化】



(考察)

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は40～49dBの範囲内で変動し、15時に最大値48.8dBを観測しました。21時以降は時間の経過とともに低下傾向にあり、3時に最小値34.3dBを観測しました。

確認された代表的な音としては、道路交通騒音、通行人の会話、生活音、自転車等から発する音、鳥・犬の鳴き声、木の葉擦れの音などがありました。

経年変化では、過去4年間の調査結果と比較すると、昼間、夜間ともに、過年度の範囲内でした。（昼間：46～47dB、夜間：38～42dB）

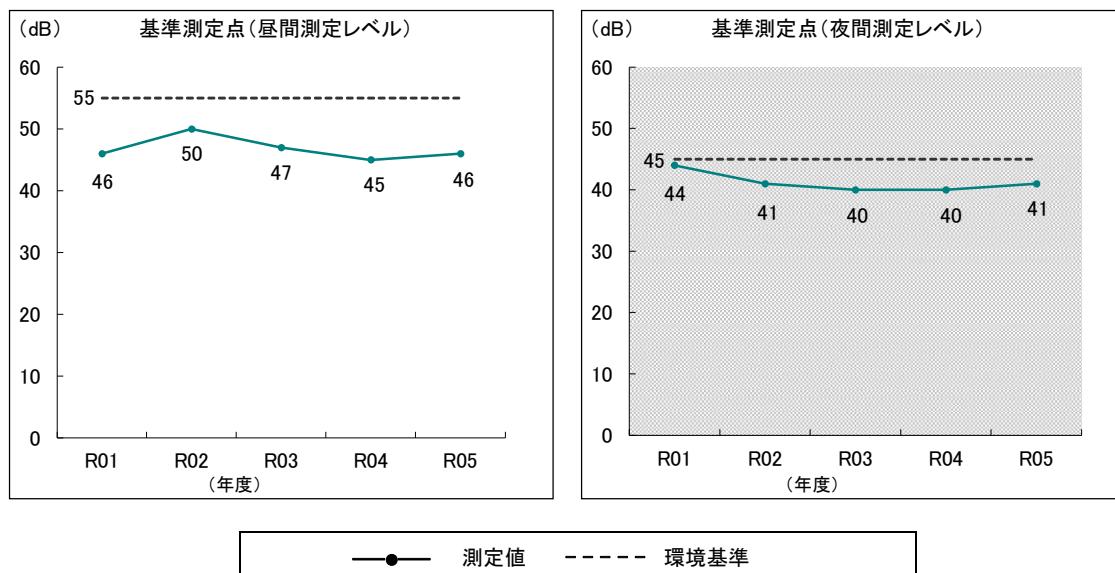
地点番号⑯ 佐貫2丁目16番地8（佐貫第五児童公園）

測定年月日・時間	令和6年1月17日（水）10時から1月18日（木）10時まで
環境基準類型	A区域（第2種中高層住居専用地域）

【騒音に係る環境基準との比較と L_{Aeq} の経年変化】 (単位:dB)

基準時間帯*	環境基準	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
昼間（6:00～22:00）	55	46	50	47	45	46
夜間（22:00～6:00）	45	44	41	40	40	41

【騒音規制法要請限度との比較と経年変化】



(考察)

昼間・夜間ともに環境基準を達成していました。

基準測定点における騒音レベルの時系列変化の特徴としては、昼間の基準時間帯は43～48dBの範囲内で変動し、7時に最大値47.7dBを観測しました。20時以降は時間の経過とともに低下し、3時に最小値35.7dBを観測しました。

本地点は市道から約45m離れた地点であり、約450m先には関東鉄道竜ヶ崎線の佐貫駅があることから、その周辺の交通量が測定値に影響すると考えられます。

確認された代表的な音としては、道路交通騒音、鳥の鳴き声、生活音、通行人の会話、自転車等から発する音、航空機騒音（遠方上空通過）などがありました。

経年変化では、過去4年間の調査結果と比較しますと、昼間、夜間ともに過年度の範囲内（昼間：45～50 dB、夜間：40～44 dB）でした。

第1節 騒音・振動

3 航空機騒音

3 航空機騒音

(1) 航空機騒音調査の概要

航空機騒音（成田国際空港）の測定調査は、茨城県が自動測定（10 地点）及び短期測定（17 地点）を実施しており、龍ヶ崎市では、短期測定として長戸コミュニティセンターが測定地点になっています。[関連頁：14, 44]

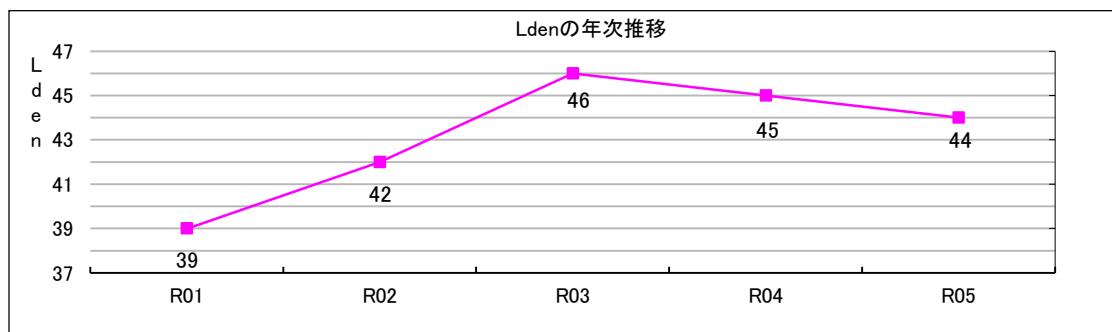
【短期測定地点での測定結果】

<資料：茨城県環境対策課>

市町村名	測定期局名	R 4 Lden [☆] (dB)	R 5 Lden(dB)	環境基準
龍ヶ崎市	長戸コミュニティセンター	45	44	—
牛久市	奥原婦人ホーム	48	49	
	井ノ岡公会堂	45	45	
稲敷市	荒野生活改善センター	47	47	57 以下
	旧阿波小学校	47	48	—
	南ヶ丘ふれあい会館	49	49	57 以下
	桜川公民館	46	47	—
	東支所	42	44	—
河内町	旧みずほ小学校（旧源清田小学校）	43	42	57 以下
	十三間戸公会堂	45	44	
	旧長竿小学校	53	52	
	金江津 民家	56	59	
潮来市	市立図書館	36	39	—
阿見町	霞クリーンセンター	39	42	
美浦村	美浦水処理センター	41	43	
	安中地区多目的研修集会施設	40	44	
土浦市	土浦合同庁舎	29	32	—

【龍ヶ崎市（長戸コミュニティセンター（旧長戸小学校）^{*1}）測定結果の年次推移】

年度	Lden(dB)	実施期間
令和元年度	39	令和元年8月22日～8月28日、令和2年1月23日～1月27日
令和2年度	42	令和2年9月10日～9月16日、令和3年1月14日～1月20日
令和3年度	46	令和3年5月26日～6月1日、令和3年8月25日～8月31日 令和3年11月19日～11月25日、令和4年1月12日～1月18日
令和4年度	45	令和4年6月5日～6月11日、令和4年8月31日～9月6日 令和4年11月9日～11月15日、令和5年1月5日～1月11日
令和5年度	44	令和5年6月1日～6月7日、令和5年8月31日～9月6日 令和5年11月17日～11月23日、令和6年1月10日～1月16日



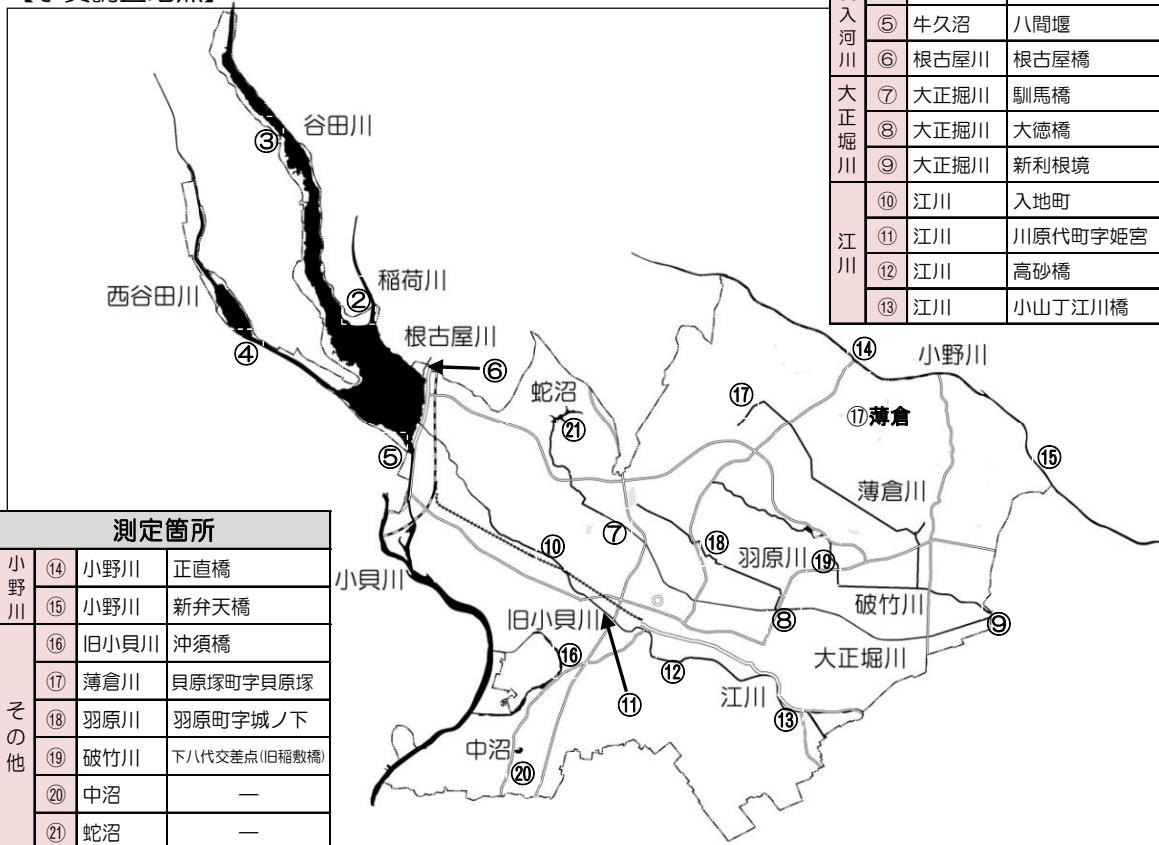
第2節 水質汚濁

(1) 水質汚濁調査の概要

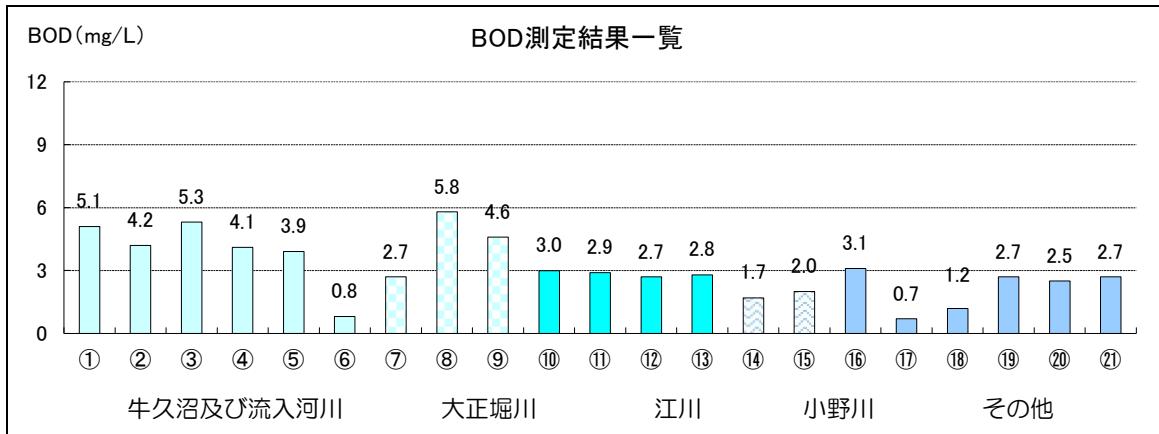
水質汚濁に関する調査を21地点（湖沼3地点・河川18地点）で実施し、水質状況の把握に努めています。なお、牛久沼（湖心及び八間堰）については、茨城県の測定結果を掲載しています。

[関連頁：8～9, 29]

【水質調査地点】



(2) 水質汚濁調査の結果一覧



*牛久沼（①）及び中沼（㉐）・蛇沼（㉑）の水質を表す指標は通常 COD を用いますが、他の河川と比較するため、上記グラフでは BOD で表示しています。

第2節 水質汚濁

(3) 各地点の水質調査結果

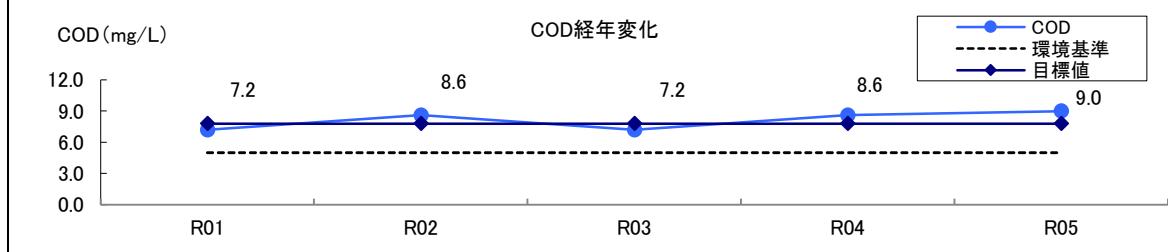
① 牛久沼（湖心）

【測定結果】※茨城県のデータ（1年間の測定結果の中から、市の測定月に合わせて抜粋）

項目	調査日 R05 6.20	7.11	8.8	9.6	11.14	12.6	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	曇り	快晴	快晴	—
採取時刻	10:12	10:15	10:14	10:14	10:13	10:22	—
気温 (°C)	23.5	28.5	32.6	26	15.7	14.2	—
水温 (°C)	25.4	31.4	31.9	29.4	13.5	10.1	—
透視度 (cm)	60	50	40	50	50	55	—
水位 (cm)	190	180	170	160	150	150	—
pH*	7.7	8.1	7.6	7.9	7.9	7.3	6.5~8.5
BOD** *1 (mg/L)	4.1	5.0	5.9	4.6	5.3	6.3	—
COD** *1 (mg/L)	7.6	9.3	11	11	9.9	8.5	(5以下)
SS** (mg/L)	19	18	29	30	23	19	15以下
DO** (mg/L)	7.3	10	8.2	6.7	9.9	11	5以上
全窒素** (mg/L)	0.91	0.74	0.76	0.85	1.2	0.7	0.6以下
全りん** (mg/L)	0.074	0.084	0.11	0.10	0.091	0.084	0.05以下
大腸菌数** (MPN/100mL)	<1	1	7	3	2	<1	—

【経年変化】※茨城県のデータ（4月～3月迄年12回の測定結果の平均値）

項目	年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
COD (mg/L)	7.2	8.6	7.2	8.6	9.0	—
COD 75%水質値	8.7	9.7	8.7	10	9.9	5以下
pH (mg/L)	8.2	8.1	8.1	8.1	7.0	6.5~8.5
BOD (mg/L)	3.4	4.3	3.2	4.7	5.1	—
SS (mg/L)	22	27	19	23	20.3	15以下
DO (mg/L)	9.9	10	9.6	9.5	9.6	5以上
全窒素 (mg/L)	1.7	1.2	1.5	1.1	0.9	0.6以下
全りん (mg/L)	0.070	0.095	0.071	0.083	0.081	0.05以下
大腸菌数 (MPN/100mL)*2	—	—	—	8	6	—
大腸菌群数 (MPN/100mL)	330	1,100	1,300	—	—	—



(考察)

牛久沼は、環境基準の水域類型指定で湖沼B類型に指定されています。

測定結果より、DOは年間を通して環境基準を満たしている一方で、COD及び全窒素は、基準を満たした月はありませんでした。その他、pHは4月以外の月で基準を満たす値が確認されましたが、SSは1月及び2月を除いた月において、全りんは2月を除いた月において、環境基準を満たしていませんでした。

年間平均水質の経年変化については、COD及びBODが過去4年間と比較して最も高い数値で、他の項目については経年変動の範囲内となっており、水質が改善されていることの明確な傾向はみられませんでした。

環境基準健康項目については、砒素、亜硝酸塩及びほう素が基準値より低レベルで検出されたほかは不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

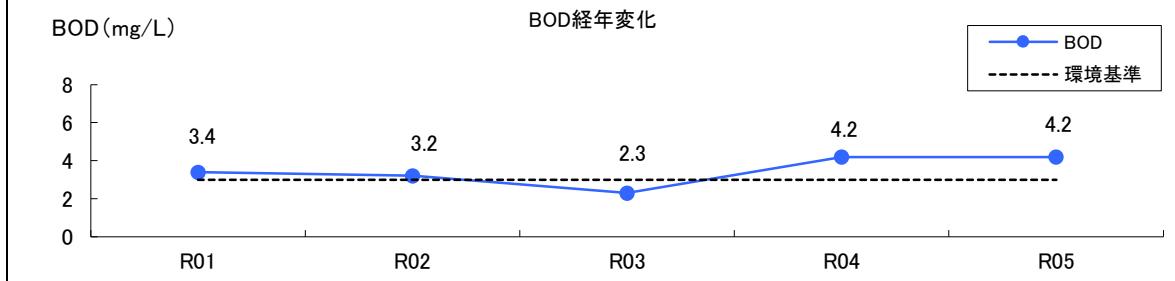
② 稲荷川（三日月橋）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	9:40	9:55	10:00	9:50	9:48	9:55	—
気温 (℃)	23.0	34.0	33.0	32.0	14.0	7.0	—
水温 (℃)	24.5	32.5	31.5	26.5	11.3	7.1	—
透視度 (cm)	37	27	35	30	40	>50	—
水位 (cm)	194	184	182	150	160	136	—
pH [☆]	7.8	8.4	8.3	8.2	7.8	8.0	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	4.6	6.5	4.4	4.6	2.4	3.2	3 以下
COD [☆] (mg/L)	6.9	9.9	8.8	8.6	5.8	5.6	—
SS [☆] (mg/L)	11	17	11	17	10	10	25 以下
DO [☆] (mg/L)	9.7	11	9.5	10	10	11	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.5	0.96	0.93	1.1	1.0	1.2	—
全りん [☆] (mg/L)	0.09	0.12	0.093	0.099	0.05	0.06	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	10	4	3	5	190	8	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値

年度 項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
BOD (mg/L) (環境基準)	3.4 (3 以下)	3.2 (3 以下)	2.3 (3 以下)	4.2 (3 以下)	4.2 (3 以下)
pH (mg/L)	7.6	7.8	7.6	7.7	8.0
COD (mg/L)	6.1	6.3	4.9	6.3	7.6
SS (mg/L)	6	12	7	10	12
DO (mg/L)	9.1	8.9	8.9	10	10
全窒素 (mg/L)	1.7	1.4	1.5	1.5	1.1
全りん (mg/L)	0.087	0.081	0.061	0.083	0.085
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	190	190
大腸菌群数 (MPN/100mL)	6,500	13,000	25,000	—	—



(考察)

稻荷川は、環境基準の水域類型指定で河川の B 類型に指定されています。

上流には、住宅地があり、生活雑排水が多く流れ込んでいます。

令和 5 年度は、SS、pH については年間を通して環境基準を満たしていましたが、BOD は 6~9 月及び 12 月の調査で環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90% 水質値で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、BOD 及び COD が過去 4 年間と比べて最も高い数値が検出された一方、全窒素は過去 4 年間と比べて最も低い数値が検出されました。大腸菌数は、昨年と比較して変化がありませんでした。

人の健康保護項目については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

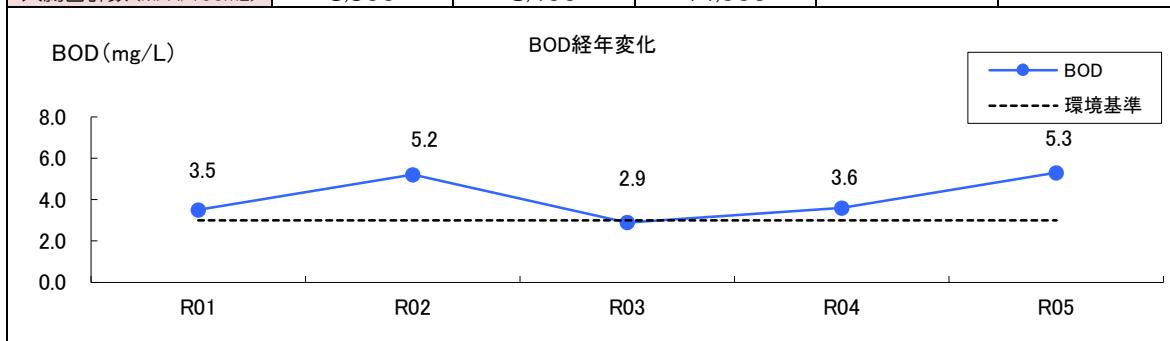
(3) 谷田川(茎崎橋)

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	10:05	10:10	10:15	10:08	10:00	10:05	—
気温 (°C)	24.0	35.0	34.0	32.0	14.7	7.0	—
水温 (°C)	24.5	32.7	31.5	29.0	11.5	6.7	—
透視度 (cm)	26	22	25	25	>50	>50	—
水位 (cm)	350	350	216	302	260	214	—
pH*	8.1	8.6	8.4	8.4	7.7	8.4	6.5~8.5
BOD*	(mg/L) 6.6	7.6	6.3	6.1	1.7	4.0	3 以下
COD*	(mg/L) 8.2	10	9.8	11	5.3	6.4	—
SS*	(mg/L) 16	21	16	20	14	13	25 以下
DO*	(mg/L) 11	12	9.8	9.5	10	13	5 以上
全窒素*	(mg/L) 1.8	0.94	1.0	0.9	1.5	1.6	—
全りん*	(mg/L) 0.096	0.12	0.11	0.13	0.077	0.076	—
大腸菌数* (MPN/100mL)	6	<1	3	4	340	8	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記6回の測定結果の平均値

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BOD (mg/L) (環境基準)	3.5 (3 以下)	5.2 (3 以下)	2.9 (3 以下)	3.6 (3 以下)	5.3 (3 以下)
pH (mg/L)	7.8	8.2	7.8	8.0	8.2
COD (mg/L)	6.1	7.7	5.6	6.5	8.4
SS (mg/L)	5	17	10	11	16
DO (mg/L)	9.3	10	10	10	10
全窒素 (mg/L)	1.8	1.6	1.8	1.5	1.2
全りん (mg/L)	0.071	0.1	0.059	0.072	0.1
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	2,300	340
大腸菌群数 (MPN/100mL)	5,900	8,400	14,000	—	—



(考察)

谷田川は、環境基準の水域類型指定で河川のB類型に指定されています。

上流には住宅団地があり、生活雑排水が多く流れ込んでいます。

令和5年度は、SS、DOについて年間を通して環境基準を満たしていましたが、pHは7月、BODは6~9月及び12月の調査で環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、BOD及びCODが、最も高い数値が検出されました。

人の健康保護項目については、砒素及びふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

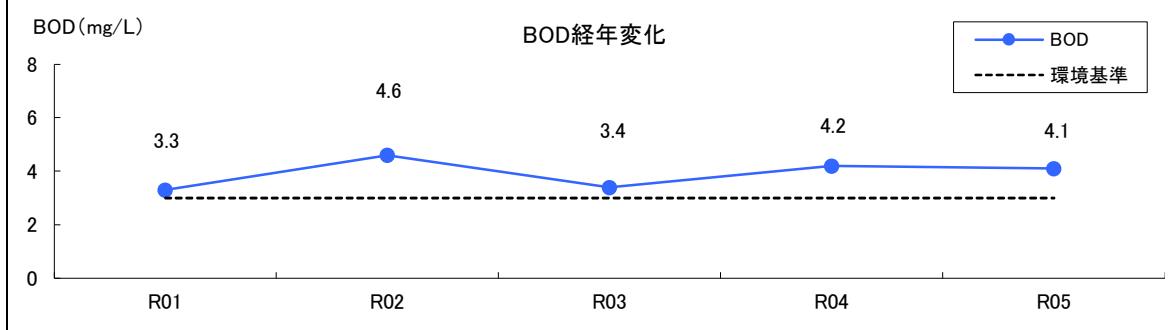
(4) 西谷田川(細見橋)

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	10:18	10:28	10:30	10:30	10:15	10:20	—
気温 (℃)	24.0	35.0	33.0	32.0	15.0	7.0	—
水温 (℃)	24.5	32.7	31.0	29.5	11.5	6.7	—
透視度 (cm)	30	24	28	25	40	>50	—
水位 (cm)	360	350	330	350	268	240	—
pH [☆]	8.1	8.7	8.0	8.4	7.7	8.1	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	4.8	4.9	4.0	5.6	1.9	3.5	3 以下
COD [☆] (mg/L)	9.0	9.4	9.2	9.2	6.0	5.5	—
SS [☆] (mg/L)	13	15	17	18	11	8	25 以下
DO [☆] (mg/L)	10	11	8.6	10	11	13	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.3	0.74	0.96	1.1	1.9	2.3	—
全りん [☆] (mg/L)	0.071	0.082	0.092	0.10	0.052	0.054	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	7	<1	2	<1	140	4	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値

年度 項目	令和元年度	令和2年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
BOD (mg/L) (環境基準)	3.3 (3 以下)	4.6 (3 以下)	3.4 (3 以下)	4.2 (3 以下)	4.1 (3 以下)
pH (mg/L)	7.8	8.1	8	7.9	8.1
COD (mg/L)	6.7	7.7	6.2	7.2	8.0
SS (mg/L)	8	17	10	9	13
DO (mg/L)	9.1	10	10	10	10
全窒素 (mg/L)	1.9	1.5	2	1.5	1.3
全りん (mg/L)	0.073	0.089	0.059	0.069	0.075
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	92	140
大腸菌群数 (MPN/100mL)	4,100	5,200	7,100	—	—



(考察)

西谷田川は、環境基準の水域類型指定で河川のB類型に指定されています。

この採水地点の上流部には住宅団地がありますが、付近には水田が多くあります。

令和5年度は、SS、DOについて年間を通して環境基準を満たしていましたが、pHは7月、BODは6~9月及び12月の調査で環境基準を満たしていませんでした。大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、CODが過去4年間と比べ、最も高い数値が検出されました。

人の健康保護項目については、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素並びにふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

第2節 水質汚濁

⑤ 牛久沼（八間堰）

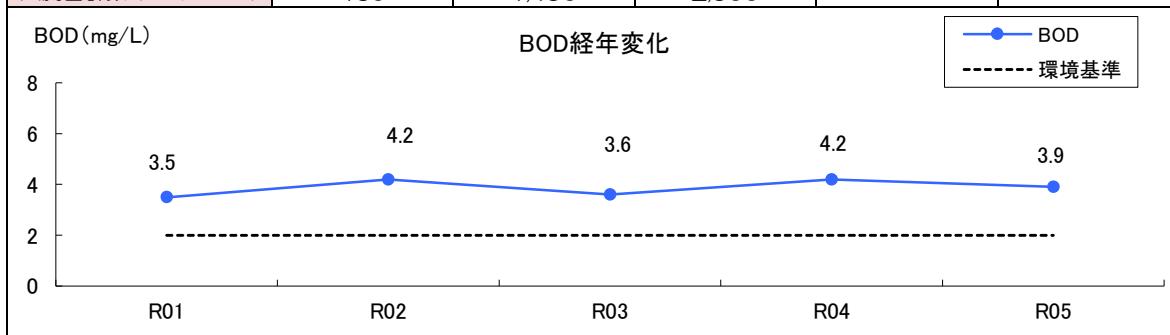
【測定結果】※茨城県のデータ（毎月の測定結果の中から、市の測定月に合わせて抜粋）

項目	調査日 R05 6.6	7.3	8.2	9.13	11.1	12.7	環境基準
天候	快晴	曇り	晴れ	快晴	快晴	晴れ	—
採取時刻	4:30	7:00	6:30	6:20	6:20	6:15	—
気温 (°C)	17.0	26.0	28.0	25.0	13.0	7.0	—
水温 (°C)	22.5	28.0	31.0	27.5	17.0	9.5	—
透視度 (cm)	—	—	—	—	—	—	—
水位 (cm)	310	280	290	150	120	90	—
pH*	7.4	7.8	7.9	7.9	8.6	8.4	6.6~8.5
BOD*	(mg/L) 2.0	2.8	2.3	3.4	4.6	4.8	2 以下
COD*	(mg/L) 5.9	7.6	6.2	8.2	9.6	7.4	—
SS*	(mg/L) 15	18	15	31	26	16	25 以下
DO*	(mg/L) 7.4	6.6	4.8	7.2	9.4	11	7.5 以上
全窒素*	(mg/L) 0.94	—	0.8	—	—	0.93	—
全りん*	(mg/L) 0.062	—	0.071	—	—	0.068	—
大腸菌数*	(MPN/100mL) 100	25	25	80	20	38	300 以下

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】※茨城県のデータ（年12回の測定結果の平均値）

項目	年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BOD (mg/L)	3.5 (環境基準) (2以下)	4.2 (2以下)	3.6 (2以下)	4.2 (2以下)	3.9 (2以下)
pH (mg/L)	8.1	8	8.1	8.1	8.0
COD (mg/L)	7.3	8.2	7.2	7.3	7.9
SS (mg/L)	22	23	19	19	20.8
DO (mg/L)	9.6	9	9.6	9	8.7
全窒素 (mg/L)	1.2	1.2	1.3	1.1	0.9
全りん (mg/L)	0.074	0.101	0.071	0.068	0.067
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	87	100
大腸菌群数 (MPN/100mL)	460	1,490	2,900	—	—



(考察)

八間堰は、環境基準の水域類型指定で河川のA類型に指定されており、厳しい環境基準が設定されています。小貝川への放流水路であり、上流は八間堰、下流は牛久沼水門に挟まれているため、水の滞留時間が長く、雨量によって水量が大きく変わります。

令和5年度は、pHは11月、SSは9月～11月、DOは6月～10月において、環境基準の満たしておらず、BODは6月のみ環境基準を満たす数値を検出しました。また、大腸菌数は90%水質値で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、全窒素及び全りんにおいて、過去5年間で最も低い数値が検出されました。その他の項目において経年変動の範囲内でした。

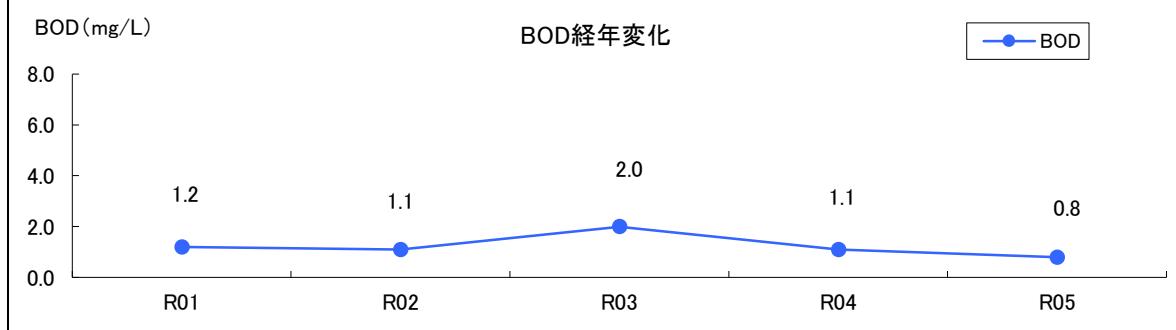
⑥ 根古屋川（根古屋橋）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	9:30	9:35	9:45	9:33	9:34	9:40	—
気温 (°C)	23.0	34.0	32.0	32.0	14.0	7.0	—
水温 (°C)	21.5	29.0	25.0	25.0	9.6	6.7	—
透視度 (cm)	>50	>50	>50	>50	>50	>50	—
水位 (cm)	76	72	72	28	62	47	—
pH [☆]	7.4	7.3	7.5	7.9	7.4	7.4	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	1.0	1.1	0.7	0.8	0.7	0.8	3 以下
COD [☆] (mg/L)	5.2	5.1	4.6	3.8	4.5	4.0	—
SS [☆] (mg/L)	8	5	5	5	5	5	25 以下
DO [☆] (mg/L)	5.3	4.7	6.3	5.9	8.8	9.9	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	2.0	1.6	1.5	2.2	1.6	1.7	—
全りん [☆] (mg/L)	0.048	0.044	0.048	0.040	0.030	0.036	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	200	53	67	88	730	120	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値

項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
BOD (mg/L)	1.2	1.1	2	1.1	0.8
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.3	7.5	7.5	7.5	7.4
COD (mg/L)	6.5	5.7	5.8	5.8	4.5
SS (mg/L)	3	8	7	6	5
DO (mg/L)	6.4	7.5	7.4	6.7	6.8
全窒素 (mg/L)	1.7	1.7	1.8	1.6	1.7
全りん (mg/L)	0.055	0.056	0.046	0.05	0.041
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	4,000	730
大腸菌群数 (MPN/100mL)	30,000	41,000	58,000	—	—



(考察)

根古屋川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。川の全長が 1.5 km と短く、川幅も狭いため、水深が浅い状況です。また、本河川には主に生活雑排水が流入しています。

令和 5 年度においては、pH、BOD、SS については年間を通して環境基準を満たしていましたが、DO は 7 月に環境基準を満たしていませんでした。大腸菌数は 90% 水質値で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、BOD、COD、全りんにおいて過去 5 年間で最も低い数値が検出されました。

第2節 水質汚濁

⑦ 大正堀川（馴馬橋）

【測定結果】

項目 \ 調査日	R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	15:15	15:45	15:20	16:20	15:08	15:20	—
気温 (°C)	26.0	36.0	34.5	32.0	17.0	11.0	—
水温 (°C)	23.5	32.0	30.5	29.0	11.5	7.7	—
透視度 (cm)	>50	>50	36	50	>50	>50	—
水位 (cm)	38	22	13	5	4	5	—
pH [☆]	7.5	7.3	7.6	7.9	7.3	7.6	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	1.4	3.0	7.4	2.0	1.1	1.3	3 以下
COD [☆] (mg/L)	7.2	9.0	9.3	5.9	4.7	4.7	—
SS [☆] (mg/L)	8	9	15	4	2	3	25 以下
DO [☆] (mg/L)	7.2	6.9	9.7	7.3	8.5	9.3	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	0.74	0.76	0.99	0.87	0.84	0.92	—
全りん [☆] (mg/L)	0.052	0.056	0.087	0.038	0.026	0.042	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	1,600	270	340	590	400	1,900	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値

項目 \ 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
BOD (mg/L)	2	1.8	2	1.8	2.7
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.3	7.6	7.4	7.6	7.5
COD (mg/L)	6.7	6.2	6.6	6.9	6.8
SS (mg/L)	4	8	5	10	6
DO (mg/L)	7.6	7.9	8.8	7.8	8.1
全窒素 (mg/L)	0.97	0.96	0.87	0.82	0.85
全りん (mg/L)	0.049	0.061	0.050	0.059	0.050
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	1,300	1,900
大腸菌群数 (MPN/100mL)	53,000	30,000	35,000	—	—

BOD(mg/L) BOD経年変化 ●—● BOD

調査日	BOD (mg/L)
R01	2.0
R02	1.8
R03	2.0
R04	1.8
R05	2.7

(考察)

大正堀川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。
大正堀川は、市街地中心を流れしており生活排水等の影響を受けやすい河川です。

令和5年度は、pH、SS、DOについては年間を通して環境基準を満たしていましたが、BODは8月において環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていませんでした。

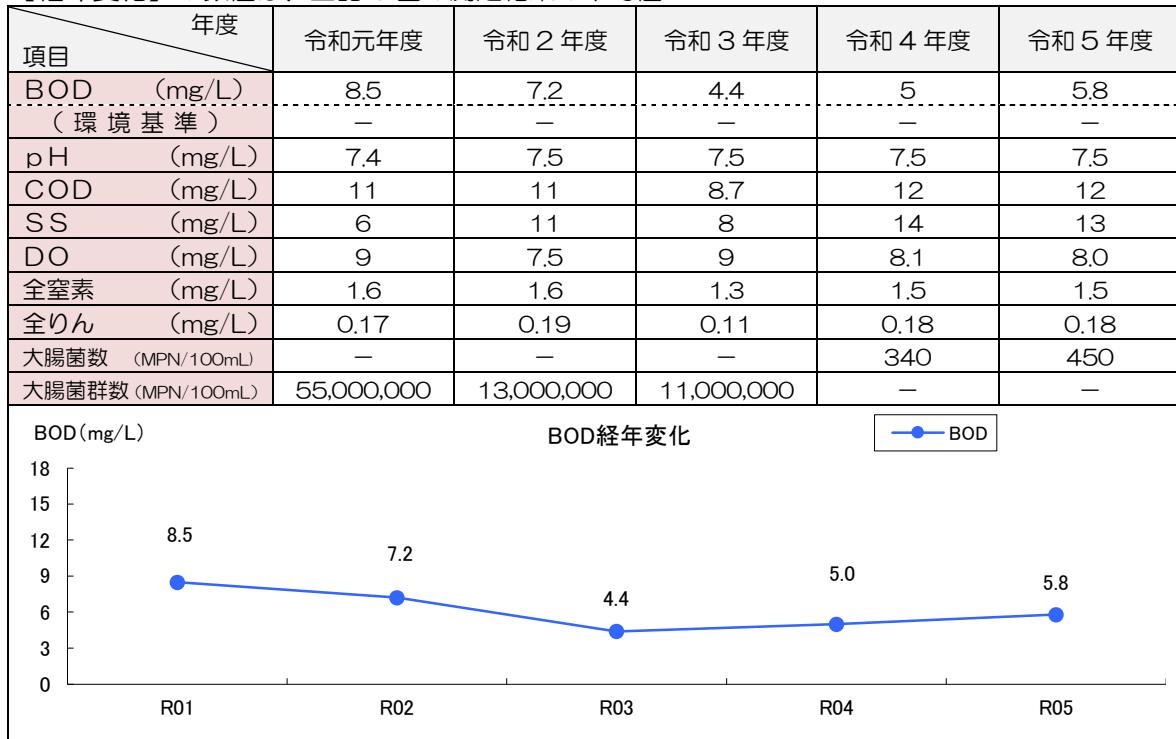
年間平均水質の経年変化については、BODが過去5年間で最も高い数値が検出されました。

⑧ 大正堀川（大徳橋）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	13:35	13:55	13:51	14:03	13:35	13:40	—
気温 (℃)	26.0	36.0	24.0	34.0	18.5	9.5	—
水温 (℃)	24.0	30.5	29.7	28.5	15.0	11.5	—
透視度 (cm)	>50	45	27	30	>50	>50	—
水位 (cm)	62	65	57	13	40	70	—
pH [☆]	7.6	7.4	7.6	7.6	7.3	7.5	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	4.3	2.9	5.0	12	5.7	5.2	3 以下
COD [☆] (mg/L)	8.3	10	12	16	13	13	—
SS [☆] (mg/L)	8	9	24	19	13	9	25 以下
DO [☆] (mg/L)	8.8	7.3	7.1	7.3	8.6	8.9	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.0	1.0	1.4	2.5	1.8	1.5	—
全りん [☆] (mg/L)	0.11	0.11	0.18	0.33	0.22	0.18	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	450	32	230	22	49	42	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値



(考察)

大正堀川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。令和 5 年度は、pH、SS、DO については年間を通して環境基準を満たしていましたが、BOD は 6 月及び 8~12 月において環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90% 水質値で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、全ての項目において、経年変動の範囲内でした。

⑨ 大正堀川（新利根境）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	曇り	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	13:50	14:13	14:10	14:40	13:50	13:55	—
気温 (°C)	26.0	36.0	34.0	34.0	18.7	11.0	—
水温 (°C)	25.0	34.7	31.5	30.0	12.5	9.0	—
透視度 (cm)	25	34	27	28	>50	>50	—
水位 (cm)	183	214	200	154	120	200	—
pH*	7.7	8.5	7.8	8.4	7.5	7.9	6.5~8.5
BOD*	(mg/L) 5.2	7.5	3.3	7.9	1.6	2.1	3 以下
COD*	(mg/L) 12	10	8.8	14	7.5	6.6	—
SS*	(mg/L) 24	14	10	16	7	3	25 以下
DO*	(mg/L) 8.4	15	8.9	14	7.8	9.5	5 以上
全窒素*	(mg/L) 1.2	0.86	0.80	1.0	1.5	1.2	—
全りん*	(mg/L) 0.15	0.10	0.083	0.11	0.092	0.084	—
大腸菌数*	(MPN/100mL) 19	2	3	1	81	3	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記6回の測定結果の平均値

項目	年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BOD (mg/L)	3.4	2.7	2.9	4.3	4.6
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.6	7.7	7.5	7.8	7.9
COD (mg/L)	9	8	8.5	10	9.8
SS (mg/L)	7	11	12	12	12
DO (mg/L)	7.1	7	7.8	9.2	10
全窒素 (mg/L)	1.4	1.4	1.2	1.1	1.0
全りん (mg/L)	0.11	0.11	0.1	0.12	0.1
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	200	81
大腸菌群数 (MPN/100mL)	430,000	190,000	320,000	—	—

BOD(mg/L) BOD経年変化

調査日	BOD (mg/L)
R01	3.4
R02	2.7
R03	2.9
R04	4.3
R05	4.6

(考察)

大正堀川は環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。令和5年度は、pH、SS、DOについて年間を通して環境基準を満たしていましたが、BODは6~9月に基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、pH、DOが過去5年間で最も高い数値が検出された一方、全窒素は最も低い数値が検出されました。

環境基準健康項目については、砒素とふっ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

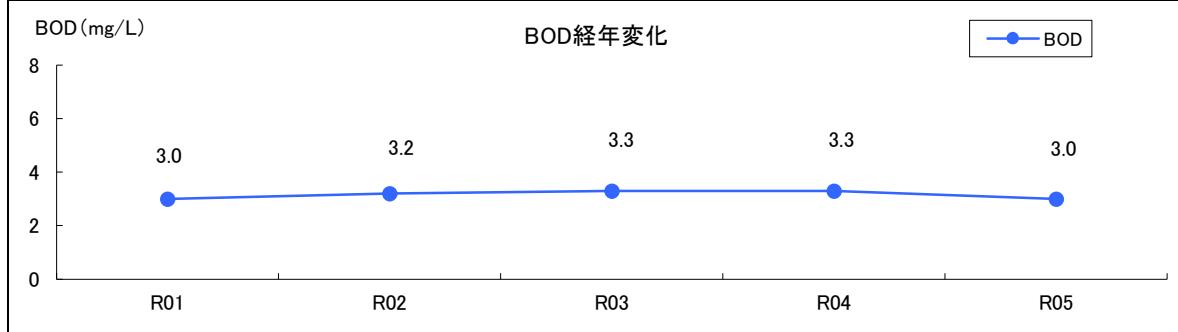
⑩ 江川（入地町／入地駅付近）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	10:40	10:52	10:58	11:00	10:36	10:40	—
気温 (°C)	24.0	35.0	34.0	33.0	15.5	10.0	—
水温 (°C)	24.5	31.0	30.0	28.0	10.5	7.0	—
透視度 (cm)	28	20	20	30	>50	30	—
水位 (cm)	56	60	74	34	45	42	—
pH [☆]	7.6	7.4	7.6	7.6	7.4	7.3	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	2.8	3.7	2.7	2.8	3.6	2.6	3 以下
COD [☆] (mg/L)	8.1	12	10	8.5	7.8	6.3	—
SS [☆] (mg/L)	31	44	29	30	20	15	25 以下
DO [☆] (mg/L)	5.8	5.7	5.2	5.4	9.3	7.6	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.0	1.0	0.99	1.0	0.92	1.6	—
全りん [☆] (mg/L)	0.094	0.14	0.10	0.11	0.082	0.12	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	65	79	87	1,200	510	2,800	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値

年度 項目	令和元年度	令和2年度	令和3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
BOD (mg/L) (環境基準)	3 —	3.2 —	3.3 —	3.3 —	3.0 —
pH (mg/L)	7.4	7.6	7.4	7.6	7.4
COD (mg/L)	8.7	7.7	7.8	8.9	8.7
SS (mg/L)	15	24	23	26	28
DO (mg/L)	6.2	7.6	7.4	7	6.5
全窒素 (mg/L)	1.2	1	1.1	0.95	1.0
全りん (mg/L)	0.12	0.12	0.095	0.1	0.1
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	670	2,800
大腸菌群数 (MPN/100mL)	30,000	41,000	22,000	—	—



(考察)

江川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

令和5年度は、pH、DO については年間を通して環境基準を満たしていましたが、BOD は 7 月及び 11 月、SS は 6~9 月に環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていませんでした。

年間平均水質の経年変化については、SS が過去5年間で最も高い数値が検出されました。

第2節 水質汚濁

(11) 江川（川原代町字姫宮／竜ヶ崎警察官舎付近）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	10:50	11:07	11:10	11:17	10:52	10:50	—
気温 (°C)	24.0	35.0	33.0	33.0	15.3	10.0	—
水温 (°C)	23.5	29.5	29.5	30.5	11.0	7.0	—
透視度 (cm)	27	25	32	25	>50	>50	—
水位 (cm)	47	48	53	36	30	15	—
pH*	7.5	7.6	7.6	7.8	7.5	7.6	6.5~8.5
BOD*	(mg/L) 3.0	3.4	2.4	3.6	3.0	2.5	3 以下
COD*	(mg/L) 10	10	9.5	8.2	7.5	5.3	—
SS*	(mg/L) 34	42	26	24	18	8	25 以下
DO*	(mg/L) 6.5	6.1	5.9	6.0	9.5	9.2	5 以上
全窒素*	(mg/L) 1.0	1.0	1.0	1.3	1.0	1.7	—
全りん*	(mg/L) 0.12	0.14	0.1	0.12	0.1	0.077	—
大腸菌数*	(MPN/100mL) 1,600	310	780	730	1,400	1,000	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値

年度 項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
BOD (mg/L) (環境基準)	3.9 —	4 —	3.2 —	3.5 —	2.9 —
pH (mg/L)	7.5	7.6	7.4	7.6	7.6
COD (mg/L)	8.7	7.7	7.9	8.9	8.4
SS (mg/L)	11	19	24	21	25
DO (mg/L)	6.8	7.7	7.2	7.3	7.2
全窒素 (mg/L)	1.6	1.4	1.2	1.1	1.1
全りん (mg/L)	0.14	0.15	0.11	0.11	0.1
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	11,000	1,600
大腸菌群数 (MPN/100mL)	63,000	100,000	54,000	—	—

BOD(mg/L)

BOD経年変化

調査日	BOD (mg/L)
R01	3.9
R02	4.0
R03	3.2
R04	3.5
R05	2.9

(考察)

江川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

調査地点は、上流の入地町と違い、三面コンクリートであり、農業用水と排水路に分かれています。また、周辺には人家が多く、生活系排水が多く流入する箇所です。

令和5年度は、pH、DOについては年間を通して環境基準を満たしていましたが、BODは7月及び9月、SSは6~8月に基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていませんでした。

年間平均水質の経年変化についてはSSが過去5年間と比べて最も高い数値が検出されました。

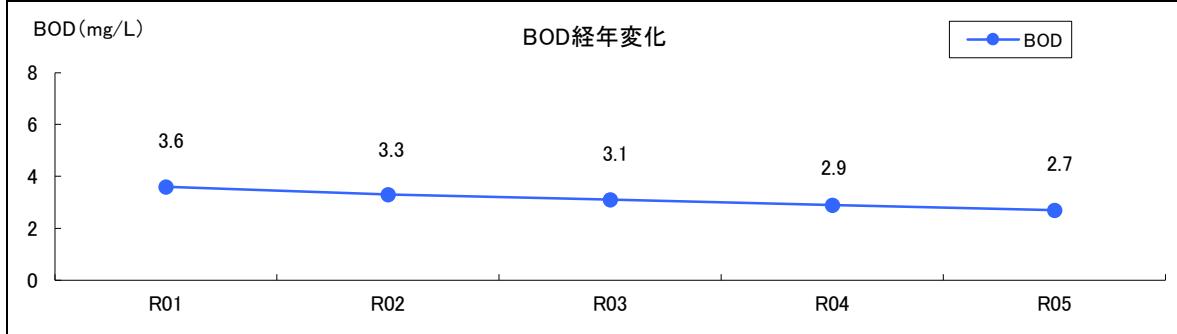
(12) 江川(高砂橋)

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	11:30	11:58	11:45	12:00	11:30	11:30	—
気温 (℃)	25.0	36.0	33.0	33.0	15.8	10.0	—
水温 (℃)	23.5	29.5	30.5	28.0	11.0	8.7	—
透視度 (cm)	30	22	35	30	>50	>50	—
水位 (cm)	72	60	60	40	30	40	—
pH [☆]	7.5	7.7	7.7	7.8	7.5	7.7	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	2.4	3.3	2.4	2.9	2.5	2.7	3 以下
COD [☆] (mg/L)	7.5	9.8	9.6	8.2	6.5	5.6	—
SS [☆] (mg/L)	24	29	23	18	12	7	25 以下
DO [☆] (mg/L)	6.9	7.0	8.5	6.9	9.5	8.1	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.1	0.89	1.0	1.1	0.93	1.6	—
全りん [☆] (mg/L)	0.11	0.13	0.1	0.12	0.089	0.14	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	510	210	160	430	3,600	1,300	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記6回の測定結果の平均値

年度 項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BOD (mg/L) (環境基準)	3.6 —	3.3 —	3.1 —	2.9 —	2.7 —
pH (mg/L)	7.5	7.5	7.6	7.7	7.6
COD (mg/L)	8.3	7.4	7.4	7.7	7.8
SS (mg/L)	11	18	18	16	18
DO (mg/L)	6.7	7.3	8.	7.6	7.8
全窒素 (mg/L)	1.4	1.4	1.1	1	1.1
全りん (mg/L)	0.13	0.14	0.1	0.1	0.11
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	4,200	3,600
大腸菌群数 (MPN/100mL)	38,000	84,000	56,000	—	—



(考察)

江川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。調査地点は、市街地を流れていますが、下水道や浄化槽の普及などにより、生活雑排水の流入による負荷の割合が低くなっています。令和5年度は、pH、DOについては年間を通して環境基準を満たしていましたが、BOD、SSとともに7月に環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていませんでした。年間平均水質の経年変化については、全ての項目において、経年変動の範囲内でした。

第2節 水質汚濁

(13) 江川（小山丁江川橋）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	11:43	12:20	12:00	12:15	11:43	11:40	—
気温 (°C)	24.0	36.7	34.0	34.0	16.3	10.0	—
水温 (°C)	23.0	31.0	29.5	29.5	12.5	8.7	—
透視度 (cm)	35	28	33	30	>50	>50	—
水位 (cm)	95	100	104	40	45	40	—
pH*	7.5	7.7	7.7	7.9	7.6	7.5	6.5~8.5
BOD*	(mg/L) 2.2	3.3	2.2	3.5	2.9	2.7	3 以下
COD*	(mg/L) 7.1	8.5	9.0	7.1	6.3	5.5	—
SS*	(mg/L) 14	18	24	13	8	4	25 以下
DO*	(mg/L) 6.6	7.7	7.1	8.7	10	8.7	5 以上
全窒素*	(mg/L) 1.1	0.89	1.0	1.2	1.1	1.6	—
全りん*	(mg/L) 0.10	0.11	0.10	0.14	0.10	0.13	—
大腸菌数*	(MPN/100mL) 3,600	1,000	19,000	12,000	2,500	960	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記6回の測定結果の平均値

項目	年度 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BOD (mg/L)	3.7	3.5	3	3.1	2.8
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.5	7.5	7.5	7.6	7.6
COD (mg/L)	8.1	6.8	6.9	7.7	7.2
SS (mg/L)	7	14	14	17	13
DO (mg/L)	7.6	6.7	7.8	7.9	8.1
全窒素 (mg/L)	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1
全りん (mg/L)	0.13	0.14	0.11	0.11	0.11
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	4,900	19,000
大腸菌群数 (MPN/100mL)	51,000	84,000	83,000	—	—

BOD(mg/L)

BOD経年変化

● BOD

調査日	BOD (mg/L)
R01	3.7
R02	3.5
R03	3.0
R04	3.1
R05	2.8

(考察)

江川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

調査地点は人家が多く、生活雑排水が流れ込んでいます。

令和5年度は、pH、SS、DOについて年間を通して環境基準を満たしていましたが、BODは7月及び9月に環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていませんでした。

年間平均水質の経年変化では、BODが過去5年間と比べて最も低い数値が検出されました。

人の健康保護項目については、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素及びふつ素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

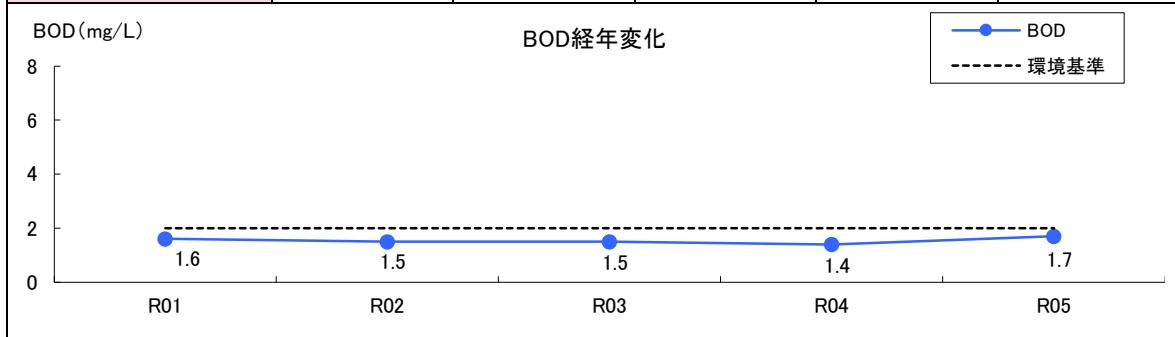
(14) 小野川(正直橋)

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	14:25	14:45	14:35	15:19	14:20	14:30	—
気温 (℃)	27.0	36.0	34.0	33.0	18.7	12.0	—
水温 (℃)	23.0	31.0	29.5	27.0	12.5	8.5	—
透視度 (cm)	42	21	30	50	>50	>50	—
水位 (cm)	40	84	72	48	62	67	—
pH [☆]	7.7	7.8	8.1	8.2	7.8	8.0	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	1.1	2.1	2.8	2.0	1.1	1.3	2 以下
COD [☆] (mg/L)	5.3	7.7	6.9	5.6	4.3	3.9	—
SS [☆] (mg/L)	13	18	11	10	9	5	25 以下
DO [☆] (mg/L)	9.1	9.5	10	10	11	12	7.5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.8	1.2	1.1	2.5	2.1	2.0	—
全りん [☆] (mg/L)	0.064	0.072	0.062	0.066	0.071	0.074	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	180	52	190	21	430	2,000	300 以下

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値

年度 項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
BOD (mg/L) (環境基準)	1.6 (2 以下)	1.5 (2 以下)	1.5 (2 以下)	1.4 (2 以下)	1.7 (2 以下)
pH (mg/L)	7.8	7.9	7.8	7.8	7.9
COD (mg/L)	5.5	5.3	4.8	5.4	5.6
SS (mg/L)	4	13	7	10	11
DO (mg/L)	9.5	9.7	10	9	10
全窒素 (mg/L)	2	2.1	1.9	1.6	1.7
全りん (mg/L)	0.069	0.086	0.052	0.066	0.068
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	690	2,000
大腸菌群数 (MPN/100mL)	29,000	24,000	41,000	—	—



(考察)

小野川は環境基準の水域類型指定で河川の A 類型に指定されており、調査地点の周辺は人家が少なく、水田が多いことから、水質は年間を通して良好な状況です。

令和5年度は、pH、SS、DO については年間を通して環境基準を満たしていましたが、BOD は 7~8 月に環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90% 水質値で環境基準を満たしていませんでした。

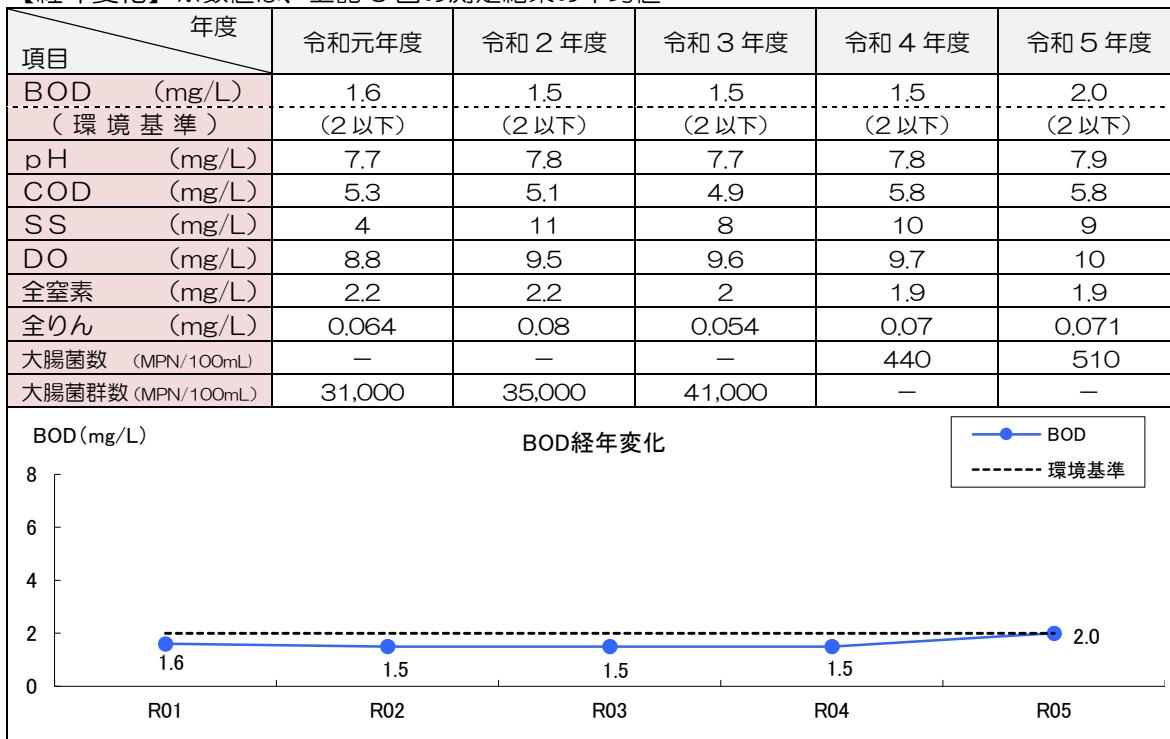
年間平均水質の経年変化では、BOD 及び COD が過去 5 年間と比べて最も高い数値が検出されました。

⑯ 小野川（新弁天橋）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	—
採取時刻	14:07	14:30	14:20	15:00	14:03	14:15	—
気温 (°C)	26.0	36.0	34.0	34.0	18.5	12.0	—
水温 (°C)	23.5	32.0	30.5	29.5	11.5	8.7	—
透視度 (cm)	40	36	27	35	>50	>50	—
水位 (cm)	104	184	130	132	180	214	—
pH*	7.7	8.1	8.2	8.2	7.7	7.9	6.5~8.5
BOD*	(mg/L) 1.4	3.1	3.3	2.4	1.0	1.2	2以下
COD*	(mg/L) 5.6	7.5	8.2	5.8	4.4	3.8	—
SS*	(mg/L) 10	12	15	10	6	5	25以下
DO*	(mg/L) 8.6	12	10	10	10	11	7.5以上
全窒素*	(mg/L) 1.9	1.2	1.5	2.4	2.2	2.2	—
全りん*	(mg/L) 0.065	0.077	0.079	0.074	0.060	0.074	—
大腸菌数*	(MPN/100mL) 110	42	58	38	510	210	300以下

【経年変化】※数値は、上記6回の測定結果の平均値



(考察)

小野川は環境基準の水域類型指定で河川のA類型に指定されており、調査地点は上流の正直橋と比べ、人家が少なく、水田が広がっています。

令和5年度は、pH、SS、DOについて年間を通して環境基準を満たしていましたが、BODは7~9月に環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていませんでした。

年間平均水質の経年変化では、BOD及びDOが過去4年間と比べて最も高い数値が検出されました。

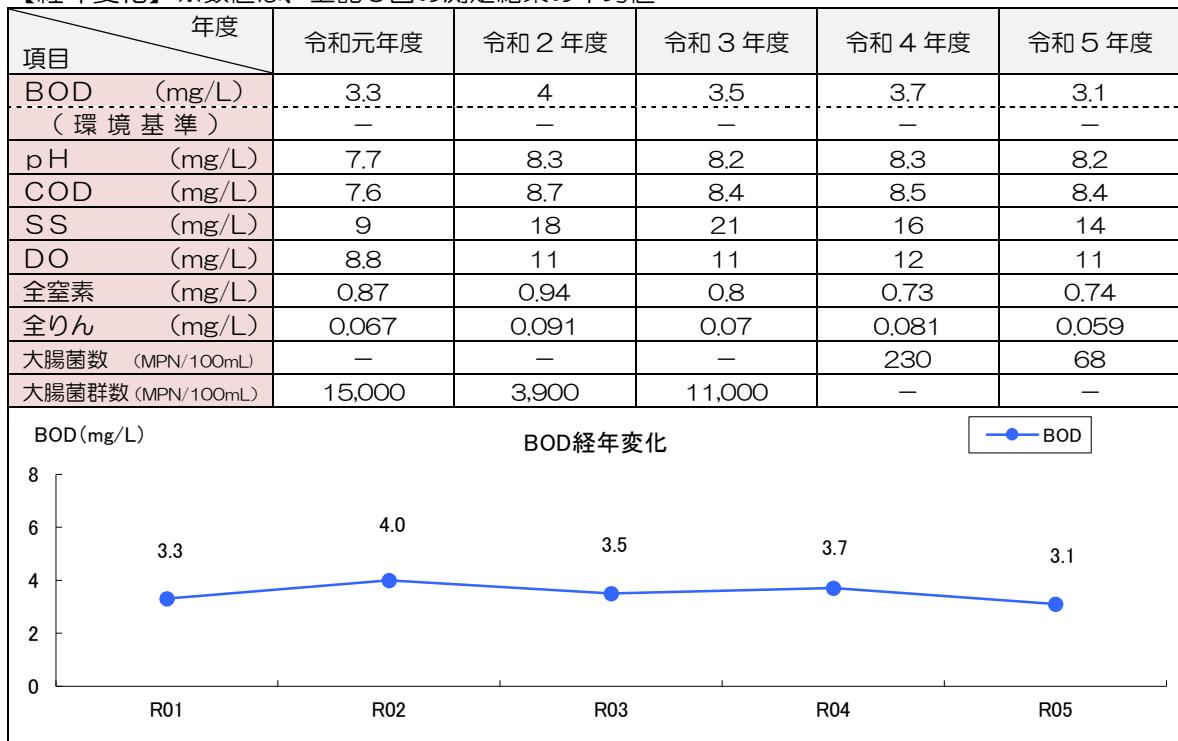
人の健康保護項目については、砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準値より低レベルで検出された他は不検出であり、健康への影響は低いと考えられます。(P135 参照)

⑯ 旧小貝川（沖須橋）

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	—	11:35	11:30	11:43	11:20	11:15	—
気温 (℃)	25.0	36.0	33.0	33.0	15.8	10.0	—
水温 (℃)	25.0	32.5	31.5	28.5	12.5	9.0	—
透視度 (cm)	25	20	>50	20	>50	35	—
水位 (cm)	160	116	158	122	160	144	—
pH [☆]	8.4	8.9	8.2	8.3	7.9	8.0	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	5.2	1.7	1.7	4.6	2.5	3.1	3 以下
COD [☆] (mg/L)	9.3	6.4	8.0	11	7.7	8.0	—
SS [☆] (mg/L)	26	5	12	25	9	11	25 以下
DO [☆] (mg/L)	12	15	9.6	10	10	10	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.2	0.64	0.64	0.82	0.61	0.56	—
全りん [☆] (mg/L)	0.091	0.029	0.049	0.092	0.043	0.055	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	15	<1	4	8	68	60	1,000 以下

【経年変化】※数値は、上記6回の測定結果の平均値



(考察)

旧小貝川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。令和5年度は、DOについては年間を通して環境基準を満たしていましたが、pHは7月、BODは6月、9月及び12月、SSは6月に環境基準を満たしていませんでした。また、大腸菌数については、90%水質値で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、全ての項目において、経年変動の範囲内でした。

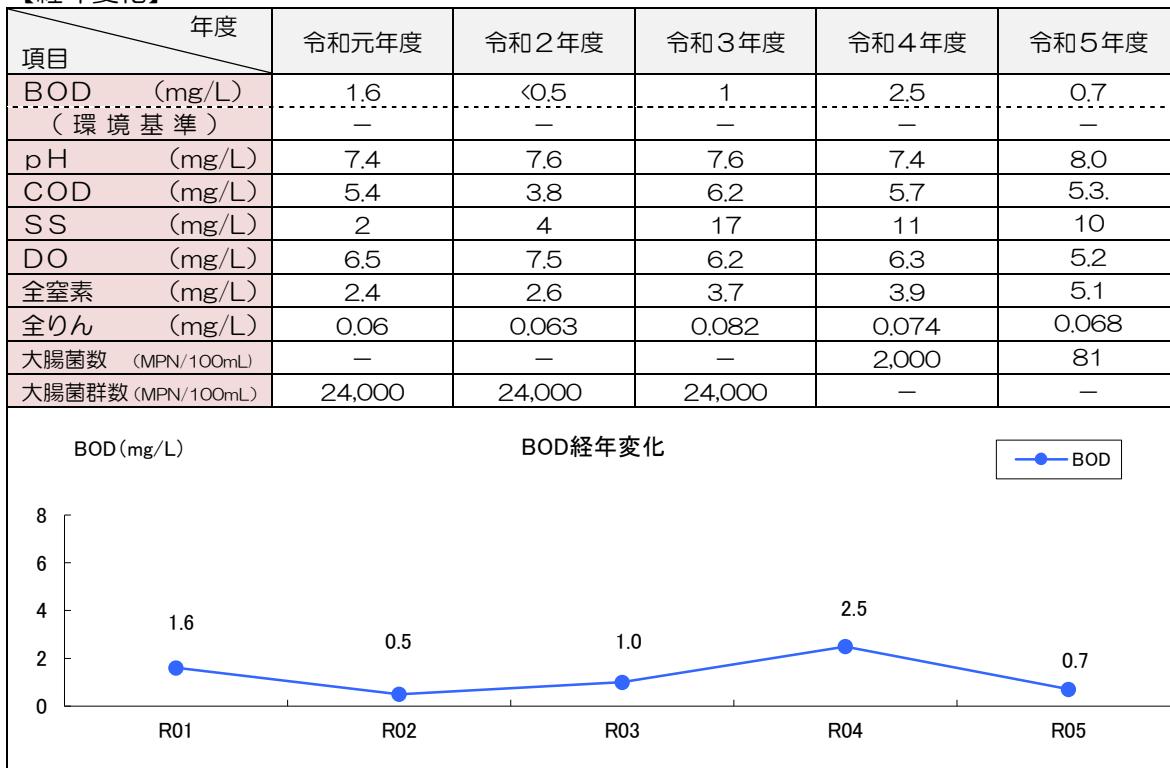
第2節 水質汚濁

(17) 薄倉川(貝原塚町字貝原塚)

【測定結果】

項目	調査日 R05 9.19	環境基準
天候	晴れ	—
採取時刻	15:33	—
気温 (°C)	33.0	—
水温 (°C)	25.0	—
透視度 (cm)	>50	—
水位 (cm)	45	—
pH*	8.0	6.5~8.5
BOD*	(mg/L) 0.7	3以下
COD*	(mg/L) 5.3	—
SS*	(mg/L) 10	25以下
DO*	(mg/L) 5.2	5以上
全窒素*	(mg/L) 5.1	—
全りん*	(mg/L) 0.068	—
大腸菌数* (MPN/100mL)	81	1,000以下

【経年変化】



(考察)

薄倉川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

薄倉川は、水田の中を流れる水深1m程度の小さな河川です。上流に埋立地があり、その浸出水が流入することも考えられます。

令和5年度は、pH、BOD、SS、DOについて環境基準を満たしていました。また、大腸菌数については、90%水質値※で環境基準を満たしていました。

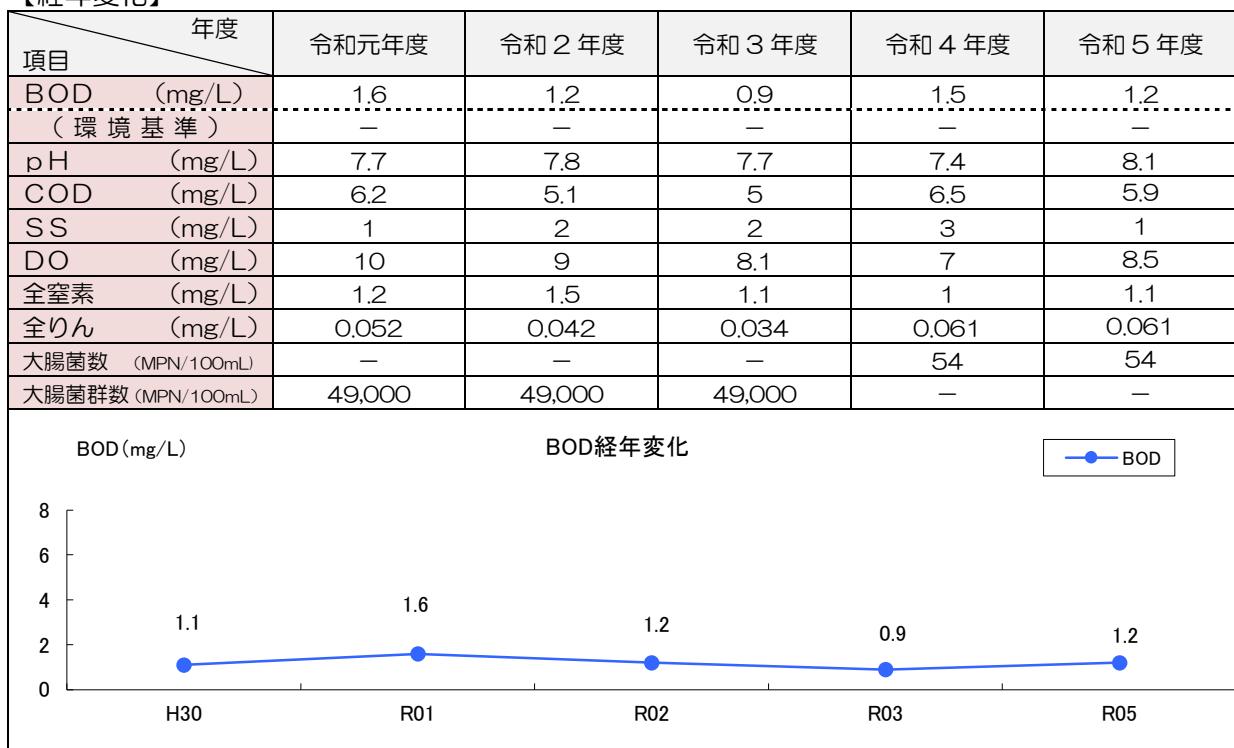
年間平均水質の経年変化については、過去5年間と比べ、pH及び全窒素では最も高い数値が検出された一方、DOでは最も低い数値が検出されました。

(18) 羽原川(羽原町字城ノ下)

【測定結果】

項目	調査日 R05 9.19	環境基準
天候	晴れ	—
採取時刻	13:52	—
気温 (°C)	33.0	—
水温 (°C)	29.0	—
透視度 (cm)	>50	—
水位 (cm)	20	—
pH [☆]	8.1	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	1.2	3以下
COD [☆] (mg/L)	5.9	—
SS [☆] (mg/L)	1	25以下
DO [☆] (mg/L)	8.5	5以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.1	—
全りん [☆] (mg/L)	0.061	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	54	1,000以下

【経年変化】



(考察)

羽原川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。令和5年度は、pH、BOD、SS、DOについては環境基準を満たしていました。また、大腸菌数については、90%水質値※で環境基準を満たしていました。

年間平均水質の経年変化については、pHが最も低い数値でした。

第2節 水質汚濁

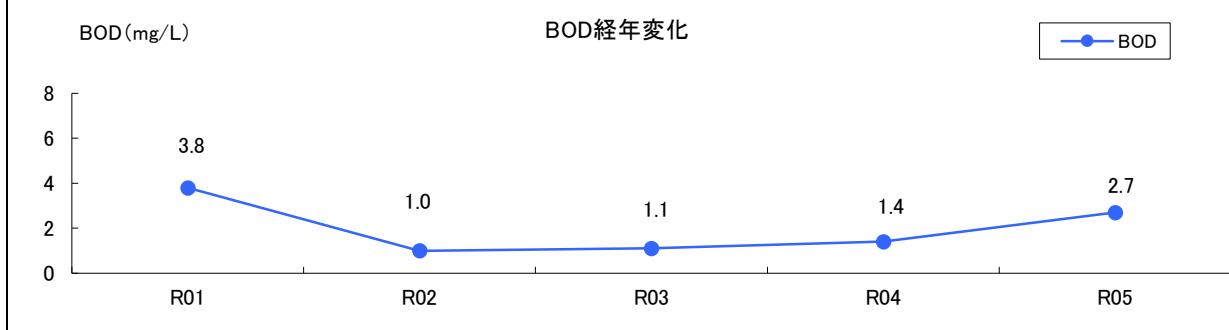
(19) 破竹川（旧稻敷橋）

【測定結果】

項目	調査日 R05 9.19	環境基準
天候	晴れ	—
採取時刻	14:17	—
気温 (°C)	34.0	—
水温 (°C)	27.5	—
透視度 (cm)	>50	—
水位 (cm)	5	—
pH*	8.2	6.5~8.5
BOD*	(mg/L) 2.7	3 以下
COD*	(mg/L) 5.9	—
SS*	(mg/L) 6	25 以下
DO*	(mg/L) 9.9	5 以上
全窒素*	(mg/L) 0.72	—
全りん*	(mg/L) 0.049	—
大腸菌数*	(MPN/100mL) 200	1,000 以下

【経年変化】

項目	年度 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
BOD (mg/L)	3.8	1.0	1.1	1.4	2.7
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	7.9	7.4	7.7	7.3	8.2
COD (mg/L)	8.2	5.5	5.1	4.8	5.9
SS (mg/L)	3	2	2	1	6
DO (mg/L)	10	7.8	9.9	8.6	9.9
全窒素 (mg/L)	0.6	0.85	0.6	1	0.72
全りん (mg/L)	0.069	0.034	0.033	0.04	0.049
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	100	200
大腸菌群数 (MPN/100mL)	33,000	49,000	33,000	—	—



(考察)

破竹川は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、B類型を基準にして比較しました。

令和5年度は、pH、BOD、SS、DO については環境基準を満たしていました。また、大腸菌数については、90%水質値※で環境基準を満たしていました。

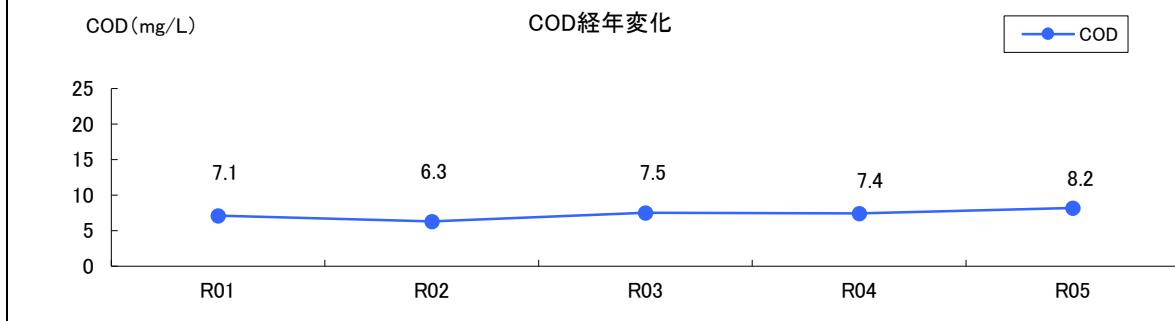
年間平均水質の経年変化については、pH 及び SS が過去4年間と比べて最も高い数値が検出されました。

② 中沼
【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	曇り	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	11:05	11:25	11:20	11:35	11:07	11:05	—
気温 (°C)	25.0	36.0	33.0	33.0	15.3	10.0	—
水温 (°C)	24.5	34.0	31.5	28.5	15.5	10.5	—
透視度 (cm)	>50	36	50	>50	>50	50	—
水位 (cm)	80	80	86	67	70	35	—
pH [☆]	8.8	9.7	8.8	8.2	7.5	7.7	(6.5~8.5)
BOD [☆] (mg/L)	3.0	4.4	1.5	1.9	2.0	2.2	—
COD [☆] (mg/L)	7.1	14	7.8	6.4	6.9	7.2	(5以下)
SS [☆] (mg/L)	4	13	6	4	6	7	(15以下)
DO [☆] (mg/L)	10	14	9.0	8.4	7.5	10	(5以上)
全窒素 [☆] (mg/L)	0.65	0.85	0.56	0.52	1.0	1.0	—
全りん [☆] (mg/L)	0.037	0.059	0.029	0.030	0.043	0.042	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	35	<1	<1	<1	14	6	—

【経年変化】※数値は、上記6回の測定結果の平均値

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
COD (mg/L)	7.1	6.3	7.5	7.4	8.2
(環境基準)	—	—	—	—	—
pH (mg/L)	8	7.9	8.1	8.2	8.4
BOD (mg/L)	2.4	1.9	2.3	2.4	2.5
SS (mg/L)	2	3	6	6	6
DO (mg/L)	9.5	9.3	9	9.3	9.8
全窒素 (mg/L)	0.81	0.73	0.88	0.67	0.76
全りん (mg/L)	0.034	0.039	0.044	0.045	0.040
大腸菌数 (MPN/100mL)	—	—	—	1,300	35
大腸菌群数 (MPN/100mL)	6,600	32,000	9,500	—	—



(考察)

中沼は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、湖沼のB類型として比較しました。

中沼は、流入及び流出する河川がないため、水の流れがほとんどない湖沼です。

令和5年度は、SS、DOについて環境基準を満たしていましたが、pHは6~8月、CODについては全ての調査で環境基準を満たしていませんでした。

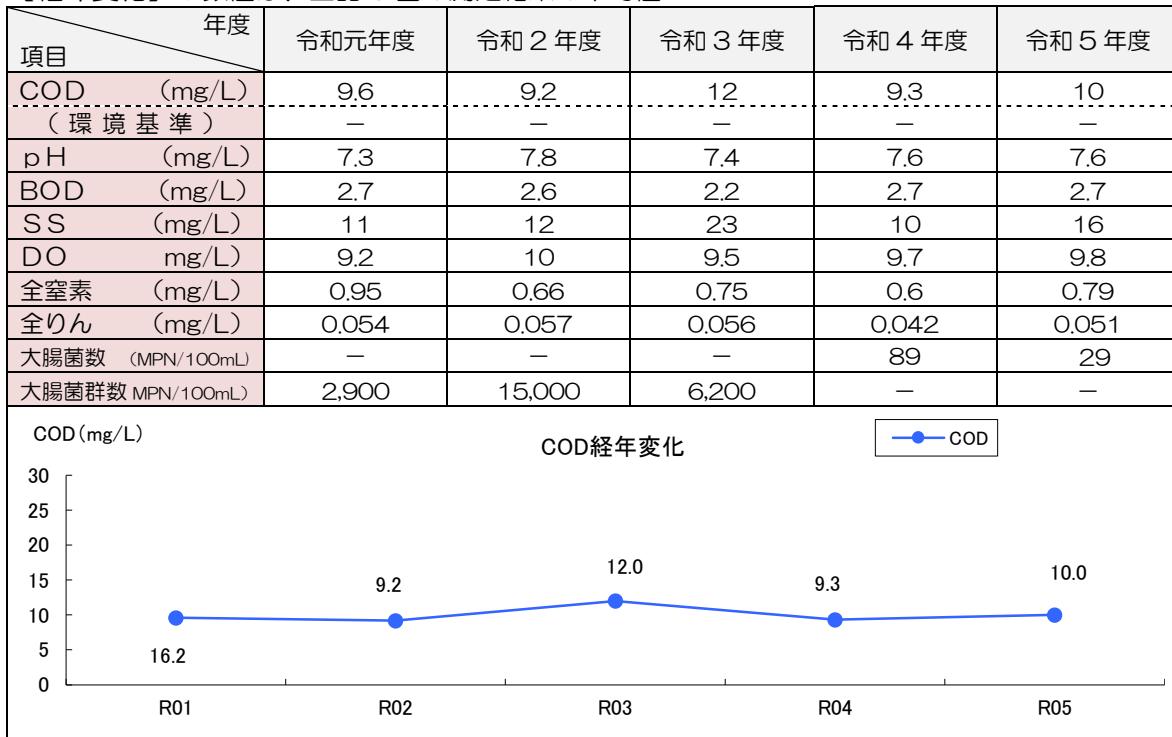
年間平均水質の経年変化については、pH、COD、BOD及びDOが過去4年間と比べて最も高い数値が検出されました。

㉑ 蛇沼

【測定結果】

項目	調査日 R05 6.20	7.18	8.22	9.19	11.21	12.19	環境基準
天候	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	曇り	—
採取時刻	14:50	15:20	15:05	16:03	14:55	15:00	—
気温 (°C)	26.0	36.0	34.5	32.0	16.0	11.0	—
水温 (°C)	23.5	32.5	32.0	29.5	12.5	9.0	—
透視度 (cm)	32	24	14	20	40	20	—
水位 (cm)	40	30	15	15	18	20	—
pH [☆]	7.7	7.9	8.2	7.9	7.2	7.1	6.5~8.5
BOD [☆] (mg/L)	2.7	2.3	2.7	3.4	1.8	3.5	—
COD [☆] (mg/L)	7.3	10	15	14	8.8	9.7	5 以下
SS [☆] (mg/L)	12	12	23	20	16	17	15 以下
DO [☆] (mg/L)	10	10	9.3	11	8.6	10	5 以上
全窒素 [☆] (mg/L)	1.1	0.62	0.95	0.89	0.57	0.64	—
全りん [☆] (mg/L)	0.039	0.049	0.066	0.05	0.042	0.065	—
大腸菌数 [☆] (MPN/100mL)	2	2	7	3	29	20	—

【経年変化】※数値は、上記 6 回の測定結果の平均値



(考察)

蛇沼は、環境基準の水域類型指定を受けていませんので、湖沼のB類型として比較しました。

蛇沼は、周辺環境の変化が水質に影響していると考えられる湖沼です。

令和5年度は、pH、DOについては環境基準を満たしていましたが、CODについては年間を通して、SSは8~12月に環境基準を満たしていませんでした。

年間平均水質の経年変化については、全ての項目において、経年変動の範囲内でした。

(4) 人の健康の保護に関する環境基準健康項目測定結果一覧

測定項目	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
	牛久沼 湖心	稻荷川 三日月橋	谷田川 茎崎橋	西谷田川 細見橋	大正堀川 新利根境	江川 小山丁江川橋	小野川 新弁天橋
調査日	R5.7.11	R5.9.19	R5.9.19	R5.9.19	R5.9.19	R5.9.19	R5.9.19
採取時刻	10:15	09:50	10:08	10:30	14:40	12:15	15:00
測定結果							環境基準
1 カドミウム	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
2 金・シアン	mg/l	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
3 鉛	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	検出されないこと
4 六価クロム	mg/l	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
5 銅素	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	0.01mg/L以下
6 緩水銀	mg/l	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005mg/L以下
7 アルキル水銀	mg/l	<未測定>	<未測定>	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
8 PCB	mg/l	<未測定>	<未測定>	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
9 ジクロロメタン	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
10 四塙化炭素	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
11 1,2-ジクロロエタン	mg/l	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004mg/L以下
12 1,1-ジクロロエチレン	mg/l	<0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1mg/L以下
13 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下
14 1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	<0.0005	<0.001	<0.001	<0.01	<0.01	1mg/L以下
15 1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
16 トリクロロエチレン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
17 テトラクロロエチレン	mg/l	<0.0005	<0.0001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
18 1,3-ジクロロプロペン	mg/l	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下
19 チウラム	mg/l	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006mg/L以下
20 シマジン	mg/l	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下
21 チオベニカルフ	mg/l	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下
22 ベンゼン	mg/l	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
23 セレン	mg/l	<未測定>	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下
24 酸性性窒素及び重・弱酸性窒素	mg/l	<0.02	0.1	<0.1	0.1	0.4	1.6 10mg/L以下
25 ふつ素	mg/l	0.13	0.09	0.09	0.15	0.12	<0.08 0.8mg/L以下
26 ほう素	mg/l	<0.02	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1mg/L以下
27 1,4-ジオキサン	mg/l	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下

※①牛久沼湖心の測定結果は、茨城県のデータになります。なお、No.18～No.21は、5月12日の測定結果です。

<資料：生活環境課 作成>

第3節 土壤汚染

土壤に係るダイオキシン類調査については、ダイオキシン類特別措置法に基づき、茨城県が毎年実施しています。

調査は、令和5年10月から12月に本市を含む県内22地点で実施されました。[関連頁：9～10, 37]

【土壤に係るダイオキシン類調査結果の推移】

(単位：pg-TEQ/g) *1

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査地点 所在地	—	—	—	—	大徳町
測定結果	—	—	—	—	0.0049
茨城県 平均値	2.6	4.5	2.4	1.8	7.6
最小値	0.0070 (高萩市大字上君田)	0.034 (石岡市柴内)	0.018 (鉾田市烟田)	0.045 (笠間市下郷)	0.0049 (龍ヶ崎市大徳町)
最大値	13 (古河市下辺見)	57 (結城市大字鹿窪)	13 (利根町大字布川)	7.5 (鉾田市中居)	140 (牛久市田宮町)

※ 環境基準：1,000pg-TEQ/g 以下

<資料：茨城県環境対策課>

第4節 地下水汚染

地下水に係るダイオキシン類調査については、土壤汚染の調査と同様に、ダイオキシン類特別措置法に基づき、茨城県が毎年実施しています。

調査は、令和5年10月から令和6年2月にかけて本市を含む県内22地点で実施されました。[関連頁：9～10, 37]

【地下水に係るダイオキシン類調査結果の推移】

(単位：pg-TEQ/L)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調査地点 所在地 (市内)	—	—	—	—	大徳町
測定結果	—	—	—	—	0.022
茨城県 平均値	0.026	0.025	0.047	0.025	0.026
最小値	0.021 (水戸市渡里町 他)	0.015 (筑西市村田)	0.021 (日立市久慈町 他)	0.015 (筑西市掉ヶ島)	0.017 (筑西市野殿)
最大値	0.063 (ひたちなか市中根)	0.065 (ひたちなか市稲田)	0.39 (土浦市永井)	0.063 (ひたちなか市長砂)	0.063 (ひたちなか市阿字ヶ浦町)

環境基準：1pg-TEQ/L 以下

<資料：茨城県環境対策課>

第5節 大気汚染

(1) 大気汚染調査の概要

大気汚染に関する調査として、茨城県では竜ヶ崎保健所において、定期観測を行っております。大気環境を悪化させる要因としては、工場・事業場等から排出されるばい煙や粉じん、自動車の排出ガス、家庭からの燃焼排ガスなどがあげられます。

主な大気汚染物質である二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素[☆]及び光化学オキシダント[☆]等については、環境基本法に基づき生活環境を保全し、人の健康を保護する上で望ましい基準が設定されています。

なお、竜ヶ崎保健所における二酸化硫黄、非メタン炭化水素、ダイオキシン類については、環境基準を大きく下回っていることから、平成23年度から他の地点（市外）での測定に変更となっています。[関連頁：8, 25~26]

調査地点全体図



(◎で示す位置が測定点／竜ヶ崎保健所)

(2) 大気の状況

① 窒素酸化物

①-1 一酸化窒素（NO） [関連頁：25]

一酸化窒素（NO）の測定結果

【一般大気測定局による一酸化窒素の年平均値年度別推移】

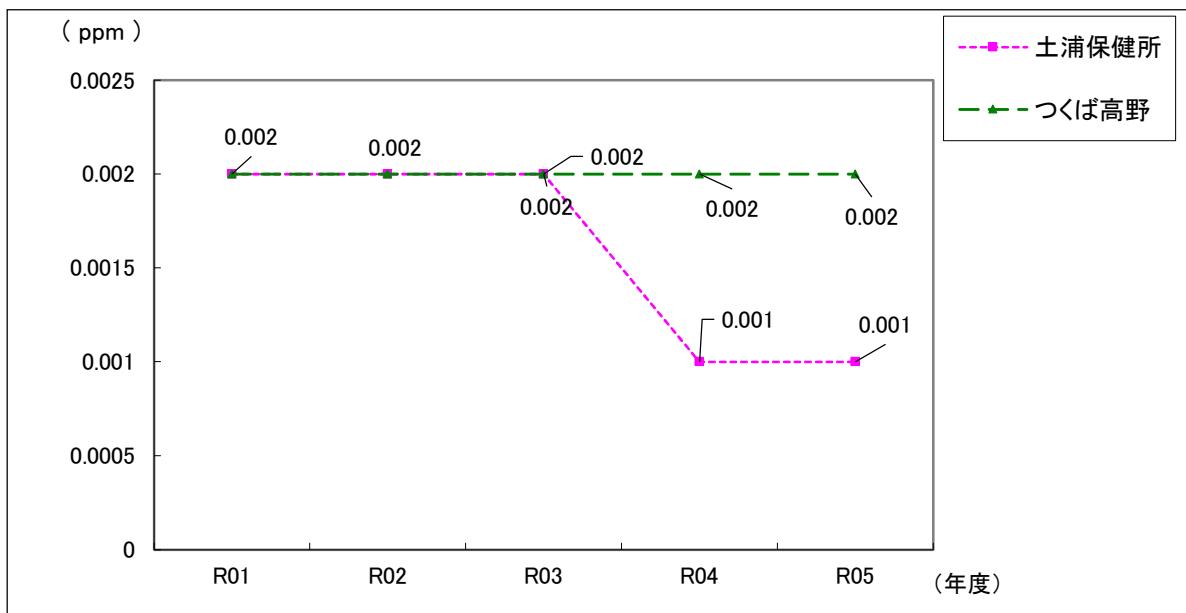
(単位：ppm)

年度 測定局	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
龍ヶ崎市 (竜ヶ崎保健所)	—	—	—	—	—	—
参考	土浦市 (土浦保健所)	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001
	つくば市 (つくば高野)	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002

※竜ヶ崎保健所では未測定

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】



(考察)

大気中の窒素酸化物の発生源は多岐にわたり、例として、工場や事業所等の各種燃焼施設、自動車の排気ガスのほか、一般家庭や飲食店等の暖房などが挙げられます。

令和5年度は、竜ヶ崎保健所における測定はありませんが、近隣市の一般大気測定局では、土浦保健所で 0.001 ppm、つくば高野で 0.002 ppm でした。

①-2 二酸化窒素 (NO_2) [関連頁 : 25]二酸化窒素 (NO_2) の測定結果

【一般大気測定局による二酸化窒素の年平均値年度別推移】

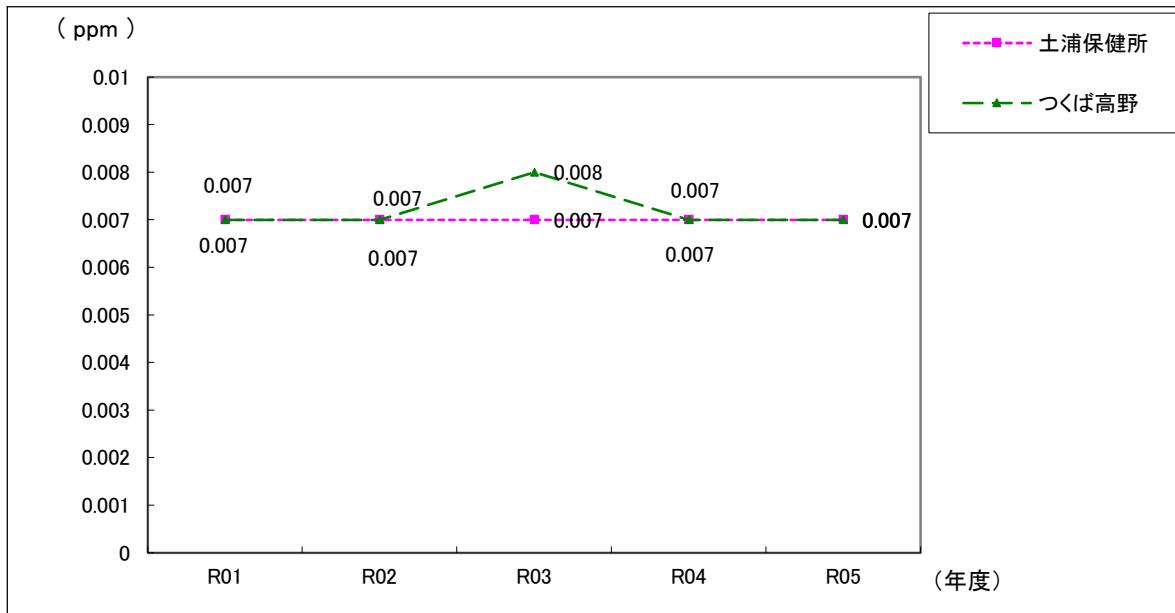
(単位 : ppm)

年 度 測定局		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	環境基準
龍ヶ崎市 (龍ヶ崎保健所)		—	—	—	—	—	0.04～ 0.06ppm の範囲内又 はそれ以下
参考	土浦市 (土浦保健所)	0.007	0.007	0.007	0.007	0.007	0.04～ 0.06ppm の範囲内又 はそれ以下
	つくば市 (つくば高野)	0.007	0.007	0.008	0.007	0.007	

※竜ヶ崎保健所では未測定

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】



(考察)

令和 5 年度は竜ヶ崎保健所における測定はありません。近隣の一般大気測定局では、土浦保健所が 0.007ppm、つくば高野が 0.007ppm で、環境基準を達成しています。

② 浮遊粒子状物質（SPM） [関連頁：25]

浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果

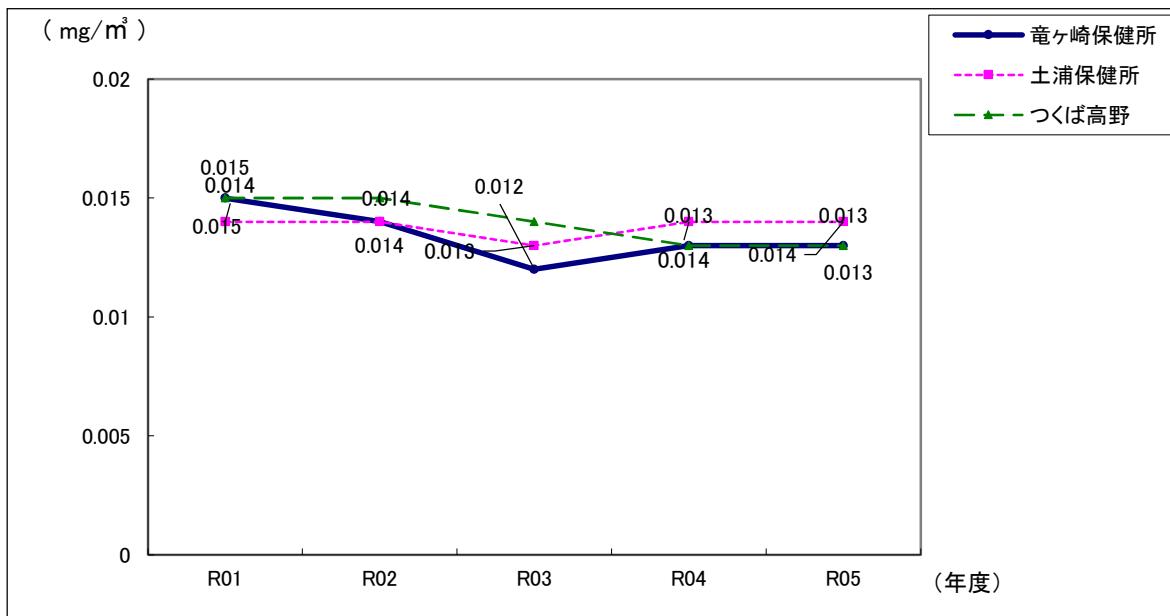
【一般大気測定局による浮遊粒子状物質の年平均値年度別推移】

(単位： mg/m^3)

測定期	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
参考	龍ヶ崎市 (竜ヶ崎保健所)	0.015	0.014	0.012	0.013	0.013
	土浦市 (土浦保健所)	0.014	0.014	0.013	0.014	0.014
	つくば市 (つくば高野)	0.015	0.015	0.014	0.013	0.013

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】



(考察)

大気中には微細な固体物が長時間浮遊していますが、これらを称して浮遊粉じんといい、中でも粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものを浮遊粒子状物質といいます。浮遊粒子状物質は、工場・事業場の産業活動や自動車等の交通機関の運行等に伴い発生するものほか、土壤の舞い上がりや火山活動などの自然現象によって発生するものなど多様です。

竜ヶ崎保健所における浮遊粒子状物質の年間平均値は $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ で、環境基準を達成しています。

また、近隣の一般大気測定局との比較では、土浦保健所が $0.014\text{mg}/\text{m}^3$ 、つくば高野が $0.013\text{mg}/\text{m}^3$ でほぼ横ばいで推移しており、竜ヶ崎保健所の経年変化でも、ほぼ横ばいで推移しています。

(3) 光化学スモッグ

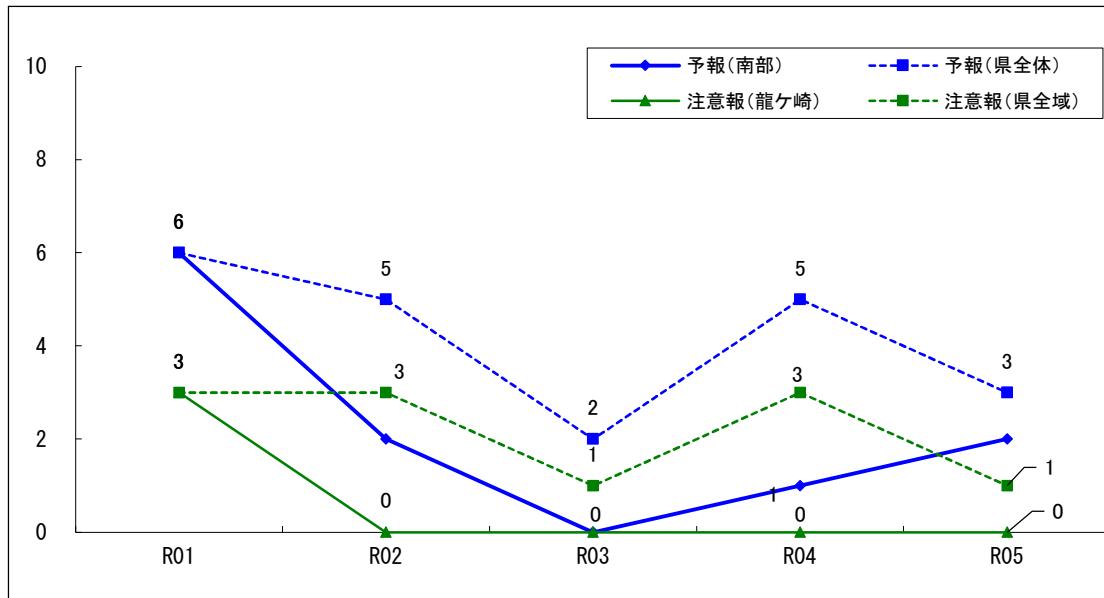
光化学スモッグ対策については、茨城県において光化学オキシダント濃度を隨時測定し測定結果に応じて、予報や注意報などを発令しています。[関連頁：25]

【光化学スモッグ発令状況の年度別推移】

年 度 区 分		令和元年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
予報	南部	6日	2日	0日	1日	2日
	県全域	6日	5日	2日	5日	3日
注意報	龍ヶ崎地域	3日	0日	0日	0日	0日
	県全域	3日	3日	1日	3日	1日

<資料：茨城県環境対策課>

【経年変化】



(考察)

光化学オキシダント濃度の各測定局における毎日の日最高1時間値を全測定局で平均した年平均値（最高値の年平均値）は、この数年間はほぼ横ばいの状態にあります。また、県内の光化学スモッグ注意報の発令日数は、令和5年度は1日であり、龍ヶ崎市における発令はありませんでした。

(4) 微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質（PM2.5）対策については、茨城県において大気環境濃度を毎日測定し、測定結果に応じて、市町村などに情報提供を行うとともに注意喚起を行うことになっていましたが、令和5年度に注意喚起を行った日はありませんでした。なお、龍ヶ崎市に一番近い測定局は、取手市役所になります。[関連頁：25]

【取手市役所におけるPM2.5環境基準の達成状況】(μg/m³)

測定局	長期基準		短期基準		環境基準の達成状況	(参考) 1日平均値の範囲
	1年平均値	長期基準評価	1日平均値の年間98%値	短期基準評価		
取手市役所	8.4	○	21.1	○	○	0.4～26.7
環境基準	15	—	35	—	—	—

<資料：茨城県環境対策課>

第6節 地盤沈下

茨城県では、関東平野における広範囲の地盤沈下の状況を受け、県南部及び県西部での精密水準測量を実施し、現状の把握に努めています。

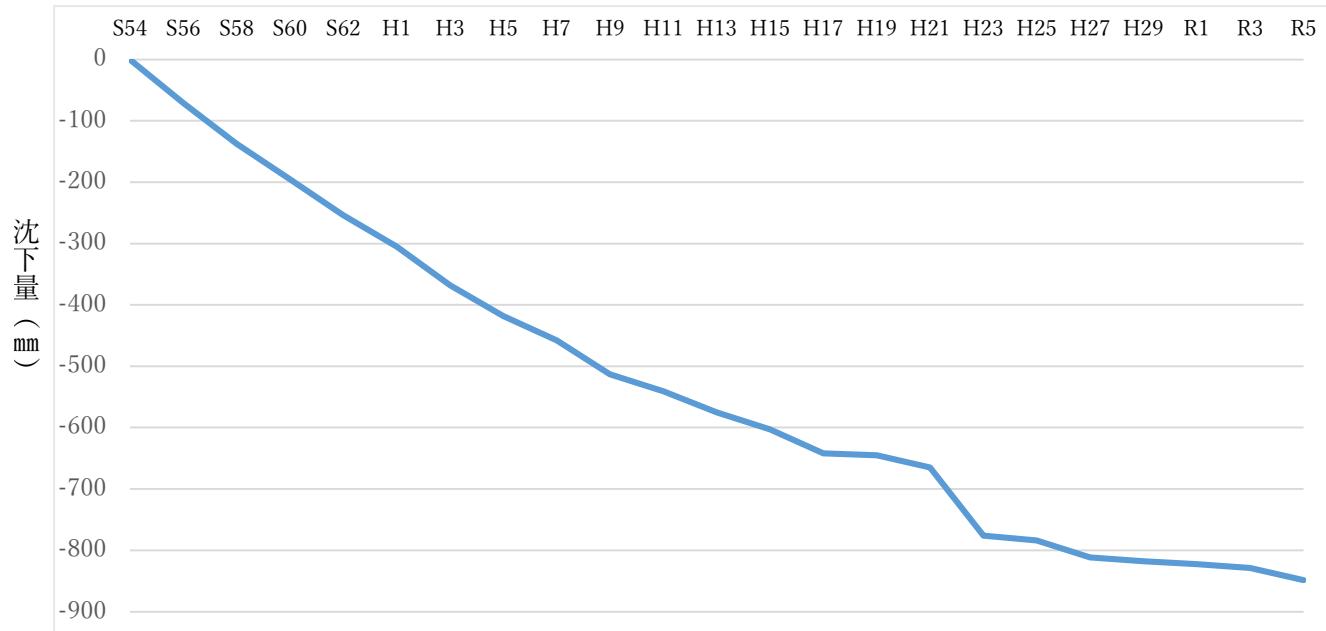
本市においては、昭和54年度より市内1地点にて測量が実施されています。平成23年度の東日本大震災の影響により大きな沈下があったものの、年ごとの沈下量は減少傾向となっています。詳細の結果は、下記の表及びグラフのとおりとなります。[関連頁：10, 37]

【精密水準測量結果】

単位：mm

年度	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63
沈下量(年)	0	-38	-33	-31	-35.4	-23.2	-34.9	-28.1	-30.3	-25.4
累計沈下量	0	-38	-71	-102	-137.4	-160.6	-195.5	-223.6	-253.9	-279.3
年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10
沈下量(年)	-25.6	-26.3	-36.7	-22.9	-27.3	-23.5	-16.3	-28.5	-26.6	-10.9
累計沈下量	-304.9	-331.2	-367.9	-390.8	-418.1	-441.6	-457.9	-486.4	-513	-523.9
年度	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
沈下量(年)	-16.7	-19.9	-14.5	-16.9	-11.2	-13.7	-25.1	6.3	-9.8	-13.5
累計沈下量	-540.6	-560.5	-575	-591.9	-603.1	-616.8	-641.9	-635.6	-645.4	-658.9
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
沈下量(年)	-6	-20.9	-90.3	0.5	-8.2	-7.8	-20.1	-2.8	-3.4	2
累計沈下量	-664.9	-685.8	-776.1	-775.6	-783.8	-791.6	-811.7	-814.5	-817.9	-815.9
年度	R1	R2	R3	R4	R5					
沈下量(年)	-6.9	-6.2	-0.1	-1.3	-17.8					
累計沈下量	-822.8	-829	-829.1	-830.4	-848.2					

*令和5年版龍ヶ崎市環境白書以前における精密水準測定の累計沈下量について、基準年度を平成20年度としていましたが、本書より昭和54年度を基準年度とするよう変更しています。

【地盤沈下量の推移】

第7節 SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。SDGsに掲げられている「17の目標とそれに紐づく169のターゲット」及び「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」は以下のとおりです。



17の目標とそれに紐づく169のターゲット



目標1 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

《ターゲット》

1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
1.2	2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、すべての年齢の男性、女性、子どもの割合を半減させる。
1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、すべての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つこと

	とができるように確保する。
1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。

 **目標2 飢餓をゼロに**
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する
《ターゲット》

2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、すべての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようとする。
2.2	5歳未満の子どもの発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭（レジリエント）な農業を実践する。
2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなどを通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ公平な配分を促進する。
2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のために、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
2.b	ドーハ開発ラウンドの決議に従い、すべての形態の農産物輸出補助金及び同等の効果を持つすべての輸出措置の並行的撤廃などを通じて、世界の農産物市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

 **目標3 すべての人に健康と福祉を**
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
《ターゲット》

3.1	2030年までに、世界の妊産婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
3.2	すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
3.3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶とともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
3.5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
3.6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
3.7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスをすべての人々が利用できるようにする。

3.8	すべての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
3.9	2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
3.a	すべての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
3.b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特にすべての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
3.c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
3.d	すべての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。



目標4 質の高い教育をみんなに

すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

《ターゲット》

4.1	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
4.2	2030年までに、すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
4.3	2030年までに、すべての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育、職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
4.4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
4.5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子どもなど、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
4.6	2030年までに、すべての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
4.7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
4.a	子ども、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、すべての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
4.b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、ならびにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ICT）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学金の件数を全世界で大幅に増加させる。
4.c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。



目標5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

《ターゲット》

5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空间におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。

5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICT をはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

6 安全な水とトイレを世界中に



目標6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

《ターゲット》

6.1	2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衛平なアクセスを達成する。
6.2	2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
6.3	2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
6.4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
6.5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
6.6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帶水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
6.a	2030年までに、集水、海水淡化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術など、開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
6.b	水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

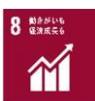


目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

《ターゲット》

7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
7.2	2030年までに、世界のエネルギー믹스における再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。



目標8 働きがいも 経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

《ターゲット》

8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
8.2	高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
8.5	2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
8.10	国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。



目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

《ターゲット》

9.1	すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学的研究を促進し、技術能力を向上させる。
9.a	アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
9.b	産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国

	内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
9.c	後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネット・アクセスを提供できるよう図る。



目標 10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する

《ターゲット》

10.1	2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。
10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
10.3	差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、ならびに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。
10.4	税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
10.5	世界金融市場と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。
10.6	地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。
10.7	計画に基づき良好に管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
10.a	世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。
10.b	各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。
10.c	2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。



目標 11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

《ターゲット》

11.1	2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
11.2	2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
11.3	2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
11.4	世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。
11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
11.6	2030年までに、大気の質及び一般ならびにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
11.7	2030年までに、女性、子ども、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
11.a	各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
11.b	2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。

11.c

財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。



目標 12 つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する

《ターゲット》

12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、すべての国々が対策を講じる。
12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
12.3	2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料ロスを減少させる。
12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。
12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。
12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
12.b	雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。



目標 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するため緊急対策を講じる*

《ターゲット》

13.1	すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020 年までにあらゆる供給源から年間 1,000 億ドルを共同で動員するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。

* 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。



目標 14 海の豊かさを守ろう

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

《ターゲット》

14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化 [☆] を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強靭性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する**。
14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
**現在進行中の世界貿易機関（WTO）交渉およびWTOドーハ開発アジェンダ、ならびに香港閣僚宣言のマンデートを考慮。	



目標 15 陸の豊かさも守ろう

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

《ターゲット》

15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。



目標 16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摶的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任ある包摶的な制度を構築する

《ターゲット》

16.1	あらゆる場所において、すべての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
16.2	子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摶的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
16.9	2030年までに、すべての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。



目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

《ターゲット》

<資金>	
17.1	課税及び徵税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
17.3	複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する。
17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国の長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国(HIPC)の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
17.5	後発開発途上国そのための投資促進枠組みを導入及び実施する。
<技術>	
17.6	科学技術イノベーション(STI)及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮し

	た技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
17.8	2017年までに、後発開発途上国そのための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。
<能力構築>	
17.9	すべての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。
<貿易>	
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の結果を含めたWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特恵的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、すべての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。
<体制面>	
<政策・制度的整合性>	
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。
<マルチステークホルダー・パートナーシップ>	
17.16	すべての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。
<データ、モニタリング、説明責任>	
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（令和5年12月19日SDGs推進本部一部改定）

【2030アジェンダに掲げられている5つのPと8つの優先課題】

People 人間	1	あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
	2	健康・長寿の達成
Prosperity 繁栄	3	成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
	4	持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備
Planet 地球	5	省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
	6	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全
Peace 平和	7	平和と安全・安心社会の実現
Partnership パートナーシップ	8	SDGs実施推進の体制と手段

環境用語集

[概説]

この章は、本書で記述している用語の解説として、主なものについて記載しています。

あ 行

硫黄酸化物 (SO_x)

二酸化硫黄(亜硫酸ガス、SO₂)と三酸化硫黄(無水硫酸、SO₃)の総称。硫黄分を含む物質が燃焼することなどにより発生する。刺激性が強く腐食性のある気体。硫黄酸化物が硫酸になり、窒素酸化物が硝酸になって、それらが雲の水滴に溶け込んで酸性雨(pH5.6以下)の強い雨)になる。

一酸化炭素 (CO)

無色・無味・無臭の猛毒性気体。燃料などの不完全燃焼に伴って発生する。一酸化炭素中毒を引き起こす原因物質。

温室効果ガス

大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスという。1998年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等の6種類のガスが温室効果ガスとして定められた。

か 行

基準時間帯

1つの等価騒音レベルの値を代表値として適用できる時間帯。測定対象とする地域の居住者の生活態様及び騒音源の稼動状況を考慮して決める。

空間放射線量率

放射線の単位時間(通常は1時間)当たりの量。サーベイメータやモニタリングポスト等の放射線測定器によって測定される。単位は主に、マイクロシーベルト毎時(μSv/h)。

公害

環境基本法では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他、人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む)に係る被害が生ずることをいう」と限定的に定義している。社会・経済的な実態に基づいてより広く捉える考え方もある。近年では、広い視野で環境問題を取り組むことが重要という認識から、より広い概念として環境汚染、環境破壊、環境問題などの用語が一般に使用されている。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けることにより、化学反応を起こしてオゾン (O_3) を主な成分とする酸化性物質が発生する。光化学オキシダントとは、これらの酸化性物質の総称。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが大量に発生し、大気中に「もや」がかかったような状態になったものをいう。気温が高く、風のない、日照の強い日に発生しやすい。

公共用水域

河川、湖沼などの公共に使用される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路などをいう。そのため、公共下水道や農業集落排水は除かれる。

さ 行

サプライチェーン排出量

事業者が行う原材料調達・製造・物流・販売・廃棄等の一連の事業活動全体（サプライチェーン）から発生する温室効果ガスの排出量のこと。内訳として、事業者自らによる燃料の燃焼や製品の製造など直接排出する量（Scope1）、他社から供給された電気・熱・蒸気を使用することで間接的に排出される量（Scope2）、原材料の仕入れや販売後の消費者による使用など、Scope1、2以外の間接排出される量（Scope3）に分類される。

振動レベル【dB、デシベル】

振動の大きさの感じ方は、震幅、周波数などによって異なる。公害振動の大きさは、物理的に測定した振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、dBで表す。

水域類型指定

環境基本法第16条に基づき定められる環境基準のうち、河川・湖沼・海域における水質環境基準について、各水域ごとの利水目的等に応じて基準値を類型化し、指定すること。利根川（霞ヶ浦を含む）、那珂川、鬼怒川など2都道府県以上にまたがる重要な河川や湖沼、海域については原則として国が、牛久沼や小貝川などその他の水域は都道府県知事が類型指定を行っている。

生活雑排水

日常生活に伴う排水のうち、し尿を除き、台所や風呂場などから排出されるものをいう。

騒音レベル【dB、デシベル】

音に対する人間の感じ方は、音の強さ、周波数の違いによって異なる。騒音の大きさは、周波数特性を踏まえ音圧レベルを補正した騒音レベルを用いることが一般的で、騒音レベルの単位はdBで表す。

た　行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)をダイオキシンという。さらにポリ塩化ビフェニル(PCBs)のうち、分子が平面構造のコプラナ-PCBを加え、これらを総称してダイオキシン類という。この中で1番毒性が強いのが、2,3,7,8-TCDD(PCDDの一種)である。

大腸菌数

大腸菌数は、人間又は動物の排泄物による水の汚濁指標として用いられている指標である。大腸菌には、温血動物の腸内に生存しているものと、土壤などに生存している自然由来のものとがあり、従来はこれを分離して測定することが困難なため、一括して大腸菌群数として測定していたが、近年になり、排泄物由来の大腸菌のみを検出する技術が確立されたことから、令和4年4月1日より水質汚濁に係る環境基準の新たな指標として追加された。

窒素(N)、りん(P)

植物の育成にとって欠くことのできない栄養塩類だが、水域に必要以上に増加すると植物性プランクトンなどの異常発生の原因になり、アオコや赤潮が起こる。また、その死骸は、CODを高くする。ともに生活雑排水に多く含まれている。

窒素酸化物(NO_x)

一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂)などの総称。燃料の燃焼に伴って発生する。主に空気中の窒素が高温で酸素と反応して生成する。燃焼過程では、はじめは無色の一酸化窒素として排出されるが、不安定な物質のため、そのほとんどが大気中の酸素と結びついて赤褐色の二酸化窒素となる。硫黄酸化物と並ぶ酸性雨の原因物質。

等価騒音レベル【L_{Aeq}、実測時間】

騒音エネルギーの時間的な平均値という物理的意味をもち、あらゆる種類の騒音の総暴露量を正確に反映させることができる。

しかし、この測定方法は、航空機騒音や鉄道騒音及び建設作業音には適用されない。

特定外来生物

もともとその地域に生息していなかった外来生物のうち、生態系に被害を及ぼすもの。

は 行

ばい煙

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いであるが、大気汚染防止法（1968年）では、「硫黄酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義している。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいい（粒径 $2.5\text{ }\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質）、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。主に、燃焼で生じた煤、風で舞い上がった土壤粒子（黄砂など）、工場や建設現場で生じる粉塵のほか、燃焼による排出ガスや石油からの揮発成分が大気中で変質してできる粒子などからなる。

富栄養化

人の生活雑排水や産業排水を通して、大量の窒素・りん（栄養塩類ともいう）が湖沼や内湾へ流れ込み、水質汚濁を引き起こす現象をいう。アオコ（水面が青緑色の粉をまいたように見える現象）や赤潮（水が赤褐色になる現象）などの発生原因となる。

浮遊粒子状物質（SPM、Suspended Particulate Matter）

大気中に浮遊する物質であって粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ （ミクロン）以下のものをいう。排出されたときに粒子としての性質を持つ「一次粒子」と、排出時にガス状であった化学物質が大気中での光化学反応などにより粒子化した「二次粒子」に分類される。全体の4割がディーゼルエンジンから排出される。

なお、粒径 $10\text{ }\mu\text{m}$ 以上のものは浮遊粉じんという。

放射線

高いエネルギーを持ち高速で飛ぶ粒子（ α 線、中性子線など）や高いエネルギーを持つ短い波長の電磁波（ γ 線、X線）の総称。放射線を放出する物質を「放射線物質」、放射線を出す能力を「放射能」という。

や 行

要請限度

道路交通騒音・振動の限度とされる値。この値を超えた場合、道路管理者に対し改善措置を要請することができる。

A ~ Z

BOD（生物化学的酸素要求量）

BODは、河川の汚濁状況を表すのに用いられ、水中の有機物が微生物により分解されるときに消費される酸素の量をいう。この数値が大きいほど、その水は有機物による汚濁が進んでいる。

魚が生きることができるBODの値は5 mg/L以下、日常生活において不快感を生じない値は10 mg/L以下とされている。〈環境省HP 生活環境の保全に関する環境基準（河川）より引用〉

COD（化学的酸素要求量）

CODは、流れの少ない海域及び湖沼の汚濁状況を表すのに用いられ、水中の還元物質（有機物など）など汚濁源となる物質を、酸化剤で酸化分解するときに消費される酸素量をいう。この数値が大きいほど、その水は汚濁が進んでいる。

魚が生きることができるCODの値は5 mg/L以下、日常生活において不快感を生じない値は8 mg/L以下とされている。〈環境省HP 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）より引用〉

DO（溶存酸素量）

水に溶けている酸素の量をいう。河川などの水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が水に溶けている酸素を消費し、この結果水中の酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。この数値が小さいほど、その水中の酸素が少ない。

Lden

実際の騒音の大きさと継続時間から算出される騒音の暴露量。算出の過程において、時間帯による騒音の感じ方の違いが加味されている。

pH（水素イオン指数）

水の酸性、又はアルカリ性の程度を表す指数で、0～14までの数値で示される。pH7が中性で、数値が小さくなるほど酸性が強く、大きくなるほどアルカリ性が強くなる。天気が良いと水生植物やプランクトンの活動により水に溶けた二酸化炭素が消費され、pHが高くなる。酸性雨は、この数値が5.6以下のものを指す。

pg（重さの単位：ピコグラム）

1兆分の1グラムを表す重さの単位で、ダイオキシン類などの有害化学物質の基準を示す場合の単位として用いられる。

ppm

parts per million（100万分の1）の略称で、濃度や割合を示す単位。大気汚染物質の濃度表示における1 ppmは、1 m³の中に、その物質が1 ppb含まれていることを表す。

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

SS（浮遊物質量）

直径2mm以下の水に溶けない懸濁性の粒子状の物質のことをいう。水の濁りの原因で魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成を妨害するなどの悪影響がある。この数値が大きいほど、その水は濁っている。

TEQ（毒性等価換算濃度）

ダイオキシン類の中で毒性が最も強い、2,3,7,8-TCDDを基準として、他のダイオキシン類の濃度を換算して総量で示したもの。

あとがき

令和 6 年版龍ヶ崎市環境白書ができあがりました。これには、龍ヶ崎市の令和 5 年度における環境に関する情報や施策の実施状況がまとめられています。今年度版では龍ヶ崎の企業における環境への取組に関するコラムも入りました。案の作成にあたった市の担当部局の方々、記事を寄せてくださった皆様、そして内容の審議にあたった環境審議会委員の皆様に深甚なる謝意を表します。

さて、地球全体での気候変化がより顕著になってきています。今年(2024 年)の世界の平均気温は、1940 年からの観測史上で最も高くなることがほぼ確実になったと EU (ヨーロッパ連合) の気象情報機関が発表しました。記録の更新は 2 年連続です。

地球温暖化は局地的な高温、豪雨、旱魃などさまざまな災害を引き起こしますが、作物生産にも大きな影響を与えます。今年は高温で農作物の生産量が減少する事例が特に目立ち、価格が高騰すると共に消費者に大きな不安をもたらしました。農作物の価格が上がるのは困りますが、作物ができない、十分な量が確保できないのはもっと大きな問題で、食料安全保障が脅かされる事態は避けなければなりません。一方で、開発途上国に見られるような、自然環境を破壊して耕地を広げることで生産量を増やすことも止めなければなりません。人類が生きる糧である食料を安定的に生産できる環境を維持するためにも、地球温暖化の抑制は不可欠です。そして、今存在する耕地の生産性をより高めながら、同時に環境への負荷を少なくする栽培技術を開発・利用していく必要があります。

心配なことに日本の農業の生産力が落ちています。例えば米の生産は 1960 年代後半には 1,500 万トン近くに達しましたが、今はその半分しか生産されていません。米を食べなくなってきたこともありますが、近年における生産と需要はほぼ同量です。したがって、気候の影響などで生産量が少しでも減ったり供給が遅れたりすると、たちまち需給バランスが崩れることになります。せめて主食である米は十分な量がいつも供給できる日本であってほしいと思います。

市民の皆様には、食料の問題だけでなく世界が直面するさまざま環境問題に思いをはせ、また、龍ヶ崎市の状況はこの白書でよく見ていただいて、自らの生活様式や行動の見直しにつなげていただけると幸いです。

龍ヶ崎市環境審議会
会長 松本 宏

令和 6 年版 龍ヶ崎市環境白書

令和 7 年 月 発行

編集・発行 龍ヶ崎市都市整備部 生活環境課

第3章 環境基本計画に基づく施策の展開

4 地球環境分野

目標11 省エネルギーが進み、エネルギー効率のよいライフスタイル

【公共施設の燃料使用量及び温室効果ガス排出量】

	平成25年度 (基準年度) 燃料使用量	令和2年度 燃料使用量	令和3年度 燃料使用量	令和4年度 燃料使用量	令和5年度		目標値 (令和12年度) 基準年度比
					燃料使用量	基準年度比	
ガソリン(L)	74,680	51,628	53,810	58,079	60,869	-18.5%	-40%
軽油(L)	57,079	32,476	36,557	35,709	46,457	-18.6%	-40%
灯油(L)	117,308	81,915	89,431	100,170	94,370	-19.6%	-40%
A重油(L)	251,000	0	0	0	0	-100%	-100%
都市ガス(m ³)	499,566	683,313	692,583	776,214	722,347	44.6%	30%
プロパンガス(m ³)	3,911	1,412	1,476	2,021	1,647	-57.9%	-65%
電気(kWh)	7,336,779	6,102,510	6,410,711	7,622,461	6,760,212	-7.9%	-15%
二酸化炭素排出量(t)	6,274	4,976	4,927	5,690	5,054	-19.4%	—
メタン・一酸化二窒素排出量(t)(CO ₂ 換算値)	5	—	4	4	4	-20.0%	—
上記温室効果ガス排出量*1 合計(t)	6,279	4,976	4,931	5,694	5,058	-19.5%	-46%

*A重油は、該当する施設の使用燃料が都市ガスに変更になったため、平成28年中に使用を終了。

*目標値は、龍ヶ崎市第5次地球温暖化防止実行計画(事務事業編)【「龍ヶ崎市役所プラスチック削減方針」を含む】で定めたものです。

*令和2年度は、メタン及び一酸化二窒素排出量の算出をしていないため、二酸化炭素排出量のみ表記しています。

*温室効果ガス排出量について、小数点以下を四捨五入した数値を表記していることから、基準年度比の数値にずれが生じる場合があります。

<資料：生活環境課>

② 龍ヶ崎市庁舎等省エネ推進に関する取組

市役所本庁舎の省エネルギーに関する取り組みを推進するため、各フロアー等に省エネリーダー・サブリーダーを選任し、省資源・省エネルギーに関する取り組みの実践及び温室効果ガス排出量の削減に努めています。

また、定期的にエアコンの温度設定やごみの分別について巡回確認を実施しています。

(2) クールビズ・ウォームビズの推進

地球温暖化防止及び節電対策として、クールビズ及びウォームビズに取り組みました。

- ・クールビズの実施期間：令和5年5月1日(月)～10月31日(火)
- ・ウォームビズの実施期間：令和5年11月1日(水)～令和6年3月31日(日)

(3) 公共施設へのLED照明の導入

温室効果ガスの排出量及び電気使用量の削減につながるLED照明を、新築工事又は改修工事等を行う際に、率先して公共施設に導入しています。